

産業社会学実習報告書
1997年(平成9年調査)

東大阪中小企業の 経営実態

1998年3月

関西大学社会学部 産業社会学実習室(大西研究室)

まえがき

関西大学社会学部産業社会学専攻では、学生が産業社会の実態に触れる機会として産業社会学実習という科目を設けている。履修者全員で議論し、テーマを設定し、関連資料収集、関連機関の事前のヒアリングを行い、調査を企画し、実施・分析を行っている。そして、最後に報告書の形でまとめている。今回の報告書もこのような過程を経て完成した。

今回のテーマは「中小製造業の経営実態の把握」である。日本の中小製造業は内外の厳しい経済環境に対峙し、生き残りをかけて、コスト削減、取引先の見直し、取引のグローバル化、技術の高度化、製品の高付加価値化等の対策を積極的に取り組んでいる。

私は、多くの中小製造業の取材を通して、何事にも粘り強く戦後から今日まで生き延びてきた日本の中小製造業の経営者に接してきた。それゆえ、きっと現在の不況も見事に乗り越えるものと確信している。

そこで、東大阪市経済部の支援を受け、2回生の文献研究と産業社会学実習履修者、大西ゼミ生、そして大学院生と連携、総計180名の学生が参加し、東大阪市西部の地域を対象に調査を実施した。また、調査方法も従来の配票留め置き法から面接調査に変え、より一層回答率をあげようと努力した。この結果、1500社の対象企業に対し、約1100社の事業所の回答を得るに至った。

このような経験は、学生諸君にとっては初めての経験であり、報告書の形に至るまで試行錯誤の連続であった。編集と後期試験とが重なったこともあり、今年は報告書作成を見送る提案もなされたが、編集担当者（新山、波村、崎本）の尽力により、何とか報告書作成までこぎつけた。

予備知識不足や時間的な問題もあり、今回の報告書は概観を述べるに止まったが、この成果を引き継ぎ、もう一步踏み込んだ分析は今後に期待されたい。

われわれの調査が何らかの形で中小製造業を見直すヒントになれば幸いである。

最後に、調査に当たって多くの東大阪市の中小製造業経営者の方々、調査にご協力賜った、東大阪市経済部、東大阪商工会議所の皆様方に対して心からお礼申し上げます。さらに、学生を指導していただいた、大阪府産業開発研究所天川様、大西ゼミOBの井上様に対し、深く感謝いたします。

担当者 大西 正曹

目次

第1部 調査概要 … 1

第2部 関大生が見た 東大阪中小企業 … 65

第3部 資料 … 131

編集後記

第1部 調査概要

第1部では、東大阪市の現状をはじめとして、私たちが行った調査の意義、対象となった東大阪市西部の地図、行動日程、等を掲載する。また、一部ではあるが、調査の集計をグラフ化したものも掲載する。本格的な分析は今後に期待されたい。

第1部調査に対する皆様方のご理解を目的としている。稚拙ながら、少しでも多くの形のご理解をいただければ幸いである。

1. 東大阪市製造業の現状と特色

(1) 市域製造業の概況

(近年の推移)

平成7年の工業統計によると、東大阪市の製造業は8,933事業所で、従業員が82,851人、製造品出荷額等は、1兆6320億円となっている。

府下での位置づけは、事業所数、従業者数は大阪市に次いで第2位、出荷額では大阪市、堺市について第3位の位置にある。

長期的な事業所数の推移では、昭和42年の4,393事業所から50年には9,479事業所と2倍以上増加し、58年に10,033事業所とピークに達した。その後は9,000台で推移していたが、近年になって平成2年に9,810あった事業所が、平成7年には8,933にまで減少している。

また、可住地面積1km²当たりの工場数は172.7工場と突出して高く、中小企業の高度集積地域である。

製造品出荷額は、事業所数の減少(8.9%)や従業員数の減少(10.8%)を大きく上回り、同時期に20.9%減少しているなど、地域製造業の空洞化が懸念されている。

表1 製造業事業所数等の推移

		平成2年	平成7年	H7/H2×100
事業所数	東大阪市	9,810	8,933	91.1
	大阪府	73,629	65,614	89.1
	全国	728,853	654,436	89.8
従業者数(人)	東大阪市	92,885	82,851	89.2
	大阪府	923,866	826,086	89.4
	全国	11,788,000	10,880,000	92.3
製造品出荷額 (10億円)	東大阪市	2,062	1,632	79.1
	大阪府	25,074	21,296	84.9
	全国	327,093	309,437	94.6
1事業所当たり 従業者数(人)	東大阪市	9.47	9.27	97.9
	大阪府	12.55	12.59	100.3
	全国	16.17	16.63	102.8
1事業所当たり 製造品出荷額 (万円)	東大阪市	21,014	18,269	86.9
	大阪府	34,055	32,456	95.3
	全国	44,878	47,283	105.4
従業員1人当たり 製造品出荷額 (万円)	東大阪市	2,219	1,970	88.8
	大阪府	2,714	2,578	95.0
	全国	2,775	2,843	102.5

資料：工業統計調査各年版(通産省)
平成7年大阪の工業(大阪府)

(規模別構造)

東大阪市製造業は従業員 300 人未満の事業所が 99.9%で、中小企業の占める割合が極めて高い。中でも小規模事業所（1～30 人）の割合が、市内全事業所の 95.7%を占め、大阪府平均（94.0%）や全国（91.3%）に比しても多くなっている。

表 2 従業員規模別の構成比

		(1～29人)	(30～299人)	(300人以上)
事業所数	東大阪市	95.7	4.2	0.1
	大阪府	94.0	5.7	0.3
	全国	91.3	8.1	0.6
従業者数	東大阪市	61.6	29.9	8.5
	大阪府	46.5	33.1	20.4
	全国	35.8	37.6	26.6
製造品出荷額	東大阪市	47.2	41.0	11.8
	大阪府	23.9	38.0	36.1
	全国	16.5	35.4	48.1

資料:工業統計調査各年(通産省)
平成7年 大阪の工業(大阪府)
統計だより(東大阪市 平成9年3月)

(業種別等の構造)

業種別では、金属製品や一般機械、プラスチック製品などが事業所数、出荷額ともに多くなっているが、電気機械、輸送機械、出版・印刷、その他製造業など、東大阪市の製造業の業種は多種多彩である。

また、業種の特性を全国と比較すると、事業所ベースでは鉄鋼、非鉄金属、プラスチック、金属の 5 業種の特化が顕著である。

これらの中小企業事業所は、下請加工を中心とする企業が約 6 割を占めているが、一方では自社製品を開発している企業も多く、東大阪商工会議所の調べでは、100 社を超える企業がトップシェアを誇る製品を生み出している。

(就業上の特徴)

東大阪市民の市内就業割合（自宅での就業を含む）は、平成 7 年の国勢調査によると、全体では 59.9%であるが、製造業従事者の市内就業割合は 65.4%と、東大阪製造業が同市民の雇用と所得に寄与していることが分かる。

表3 産業別製造品出荷額、特化係数（東大阪市・大阪府・全国）

	東大阪市	対大阪府	対全国	大阪府	全国
	製造品出荷額 (百万円)	特化係数	特化係数	製造品出荷額 (百万円)	製造品出荷額 (百万円)
金属製品	316,160	1.8	3.3	2,318,648	18,124,955
一般機械	299,922	1.4	1.8	2,713,045	30,745,311
プラスチック製品	137,134	1.9	2.4	945,068	10,653,818
電気機械	129,448	0.6	0.4	2,719,906	54,963,485
出版・印刷	98,144	0.8	1.4	1,535,901	13,345,816
輸送機械	97,614	1.3	0.4	987,005	44,301,836
鉄鋼	96,543	0.8	1.3	1,525,739	14,111,264
パルプ・紙	78,803	1.4	1.7	724,327	8,557,005
その他	56,940	1.8	2.1	418,354	5,211,167
化学会社	56,212	0.3	0.5	2,351,282	23,416,661
非食料品	50,136	1.2	1.5	535,349	6,523,876
衣類	50,046	0.6	0.4	1,181,150	24,331,874
家庭用品	45,959	1.9	2.3	309,695	3,853,680
石炭	36,121	0.7	1.3	645,365	5,376,950
瓦・土石	20,434	0.8	0.4	321,452	10,286,899
防犯設備	17,662	1.2	0.8	187,405	4,152,298
なめし革	15,946	2.0	3.0	103,821	1,007,428
ゴム製品	11,816	0.9	0.7	170,950	3,307,088
樹脂	9,920	0.3	0.4	455,363	4,445,866
飲料・飼料	3,582	0.1	0.1	373,973	10,720,541
不	2,986	0.2	0.1	198,554	4,344,496

資料:平成7年工業統計資料

図1製造品出荷額等特化係数(対大阪府)

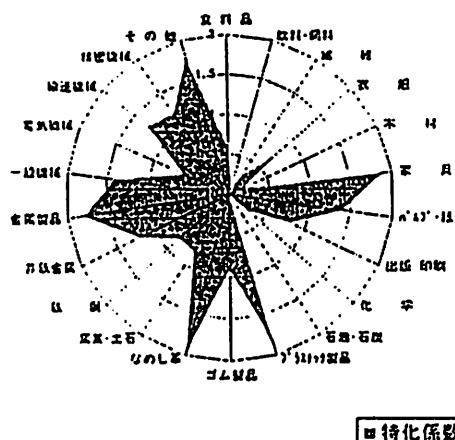


図1-2製造品出荷額等特化係数 (対全国)

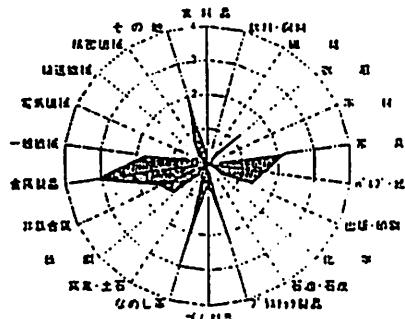
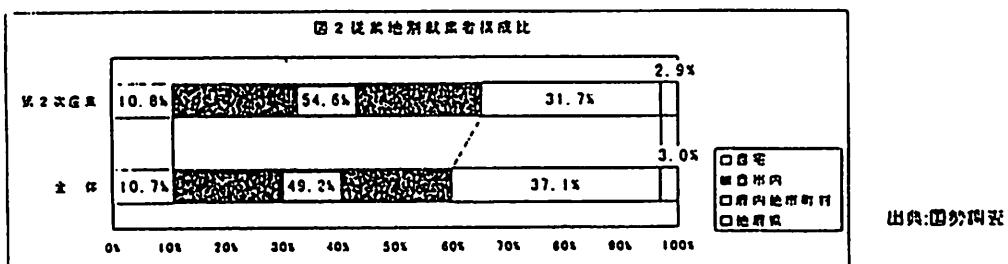


図2 業務地別就業者構成比



(2) 市域製造業の特色

①多様な業種・業態の集積とネットワークの形成

東大阪市の製造業は、業種では金属加工、一般機械をはじめとして、プラスチック製品、電気機器、出版印刷など多様な業種が立地している。金属加工についても、鉄線、鋳蝶、作業工具等の地場産業の他、鋳造・鍛造、プレス、製缶、板金、表面加工など、きわめてバラエティに富んでいる。

また、こうした多様な企業の集積により、下請加工や外注先の確保などのいわゆるアウトソーシングが容易であり、地域内での外注加工・下請のネットワーク構造が構築されている。

東大阪市は、大企業を中心としてピラミッド型に中小企業がすそ野を形成するいわゆる企業城下町ではなく、地場産業をベースに多様な業種が集積し、中堅・中小企業が核的な存在となってネットワークを形成している、いわば「複合型中小企業集積都市」として位置づけられる。

②自立型中堅・中小企業の存在

東大阪市は自社製品を有する企業の割合が他地域に比較して高く、中でも自社ブランド製品や特殊技術を持ち、分野は限定されているが、全国的にみてトップクラスのシェアを有する企業が100社以上存在する。

これら自立型の中堅・中小企業は、一貫して新製品開発や新分野進出に積極的で、事業を拡大しようとする意欲が強い。また地域の下請や専門サービスなどの活用も積極的で、生産過程のオーガナイザーとしての位置づけを持っている。

こうした企業は、多数の協力企業や専門サービス業を活用し、地域経済を活性化させる主体となりつつある。またその製品分野も生産財から消費財まで多岐に及んでおり、種々の需要に対して幅広く対応している。

③多様な技術有する下請企業集積

一方、東大阪製造業全体では下請企業の割合が高く、事業所の6割を占めている。

こうした下請企業は、高度な技術を有している企業が多く、精密加工や迅速な対応をその特長としている。しかしながら、親企業の動向に左右されて、受注単価の引き下げや受注量の減少等の問題に直面している。

こうした企業は、その技術を活用して自社製品開発を実施した場合でも、販売面での弱さなどもあって、事業化がスムーズに進まない場合が多い。

④新規開業支えた貸工場の集積

現在東大阪市内に約500棟に及ぶ貸工場棟があり、全市製造業の約4分の1に及ぶ2,000社を超える企業が入居している(東大阪商工会議所調べ)。

貸工場は戦後から高度成長期にかけて多く整備され、東大阪市での新規開業の受け皿となる一方、インキュベーター的な役割も担ってきた。この貸工場の集積も東大阪の大きな特徴といえる。

市内製造業フィールド調査の概要

1 調査の必要性と調査実施の意義

アジア諸国の経済発展や大企業の生産拠点の海外シフトにより本市の中小企業を取り巻く経済環境は近年大きく変わりつつある。平成2年の工業統計で約9800あった市内の工場が平成7年の工業統計では約8900まで減少しているが、その減少は、主に零細中小製造業の減少によるものとみられるが、その影響は産業振興の面のみならず、まちづくりの面にも及ぶことが予想され、今後の市政運営上の大きな問題となりつつある。

前述したこうした零細中小製造業のを取り巻く経済環境の変化が、マクロ的には、こうした減少の大きな要因であると考えられるが、ミクロの視点から、言葉を換えていえば、個々的にどのようなメカニズムにより工場数が減少していっているのかは、これまでの調査では必ずしも明らかではない。ただ、対策を打ち出すにあたっては、こうしたミクロの視点からの分析が必要である。しかし、そのためには、従来のようなアンケート調査の方法では回収率の低さから一定の限界があり、その要因分析にはフィールド調査の手法による調査を実施する必要がある。

こうした調査は、多数の調査員と膨大な経費を要するため、工業統計調査等を除けば、大規模に実施されたことは、全国的にあまりなく、中小企業の街である東大阪市がこの調査を実施する意義は極めて高く、調査結果は全国的にも注目を集めることになろう。

2 事業内容

- ① 調査対象 旧布施地域のの製造業の全業種の工場 約3000工場
対象地域 別紙
- ② 回収目標 2000工場
- ③ 調査方法 関西大学社会学部の学生が企業を訪問し、調査票を配付、後日回収する方法。
- ④ 調査主体 関西大学社会学部産業社会学実習室
- ⑤ 調査項目 原案別紙

3 事業日程

7月22日午後1時～ 調査説明会（調査方法等の学生に対するガイダンス）

東大阪市立産業技術支援センター

7月23日～31日 フィールド調査実施

8月 回収調査票の整理

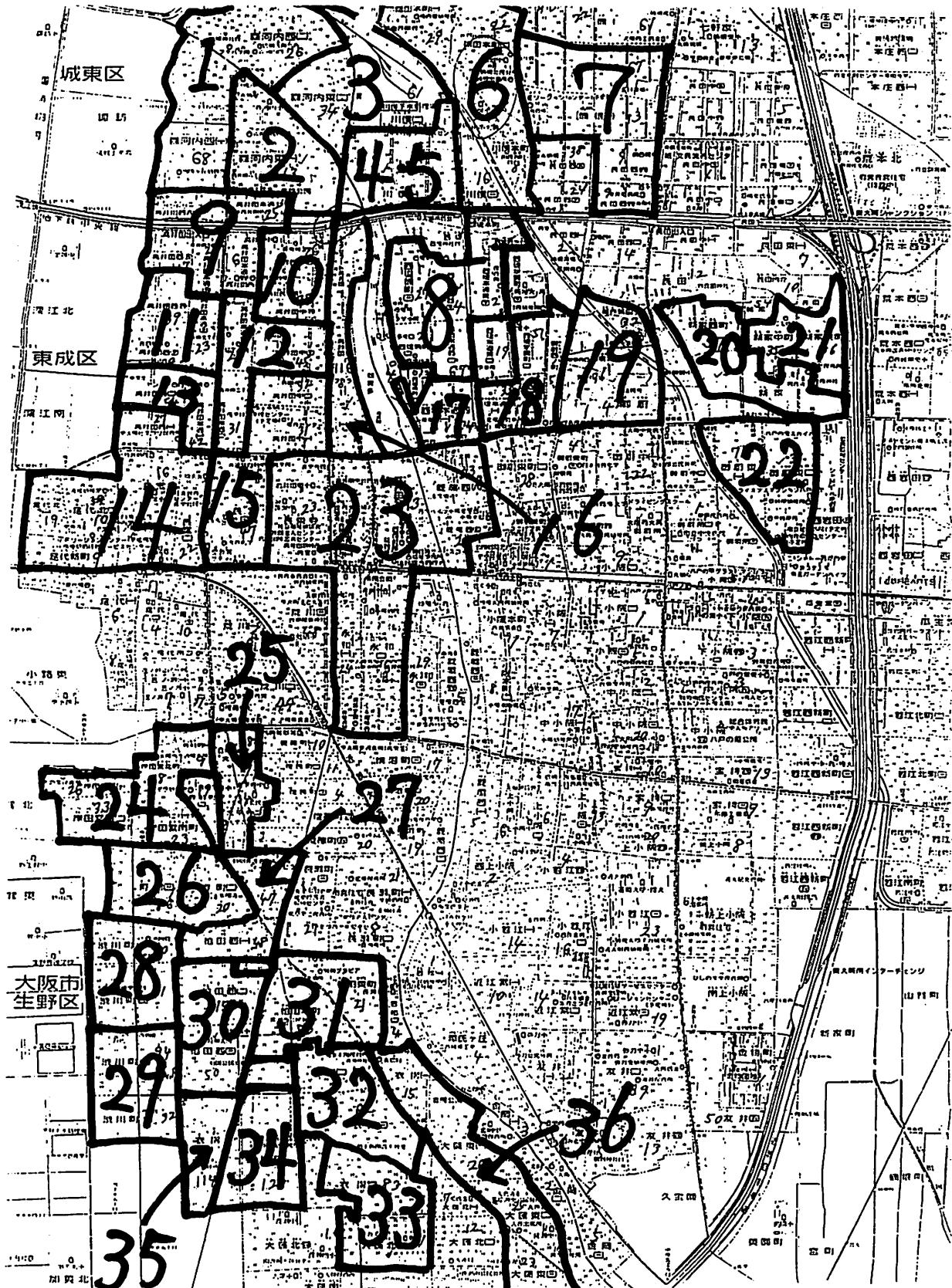
9月 情報管理室においてコンピュータ集計

10月～2月 集計データ分析

3月 調査報告書提出

4 今回の調査により明らかになると考えられる点

- ① 小規模製造業を含めた市内製造業の生産の現状と今後の方向
- ② 市内零細製造業の経営上の課題
- ③ 後継者確保のための課題
- ④ 共同受注グループ組織化支援の可能性
- ⑤ 企業間ネットワークの実態と拡大の可能性
- ⑥ 新規開業の動向
- ⑦ 施策対象企業の施策ニーズの把握



大正(4)

12.

置平(15)

33

東大阪市中小企業調査日程表

日付 作業項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	10日 20日	10日 20日	10日 20日	10日 20日	10日 20日	10日 20日	10日 20日	10日 20日	10日 20日
①班分け	—								
②班別指導		—							
③スタッフ打合せ		—							
④地区割り		—							
⑤調査の打合せ		—							
⑥調査票検討		—							
⑦調査票 作成・印刷			—						
⑧地域への説明			7/15 —						
⑨現地調査 調査票配付・回収			7/22 —	7/31					
⑩データチェック			—						
⑪フォローアップ 調査			8/4 —	8/10					
⑫データ入力				—					
⑬データ出力					—				
⑭データ分析						—			
⑮報告書作成							—		

平成9年7月

各 位

東大阪市長

(経済部 経済企画課扱)

市内製造業実態調査について(依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市商工行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、近年、市内製造業の工場数、従業員数、製造品出荷額等が減少するなど、工業の衰退が懸念される状況が続いております。「中小企業の街東大阪」にとって工業の衰退は、地域経済のみならず街づくりの面からも大きな問題であります。本市と致しましては、こうした状況を踏まえ、今後、産業振興を市政運営上の重点課題としてその施策の充実・強化に取り組んでまいる所存ですが、そのための基礎資料とするため、今回、関西大学社会学部産業社会学実習室の協力を得まして、本市工業集積地域における製造業の経営実態調査を実施することになりました。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回、ご回答いただいた調査票につきましては、企業が特定できる形での公表は一切行いません。

なお、調査の実施につきましては、関西大学社会学部産業社会学実習室に委託しておりますが、調査の目的、内容等についてのお問い合わせ等がございましたら下記までご連絡いただきますようお願い致します。

調査ご協力のお願い

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、バブル経済の崩壊とともに始まった平成不況もようやく底入れし、経済の先行きに少し明るさが見えはじめたといわれていますが、中小企業を取り巻く環境は以前として厳しさが続いております。海外生産の拡大による仕事量の減少や輸入品の増加による価格破壊の進行などによって、景気回復の進展にもかかわらず、中小企業の経営環境はむしろ悪化しつつあるとの見方さえあります。

そこで、今回、関西大学社会学部大西研究室では、こうした状況下にある中小企業の経営実態を把握するため、東大阪市からの依頼を受けて、東大阪市西部地区の中小企業を対象に調査を実施することになりました。

この調査は、大西研究室が産業社会学実習として過去10年間にわたって実施してきた東大阪地区中小企業実態調査の一環として実施するもので、大西研究室では、この調査をベースに、できれば研究者の立場から東大阪地区中小企業の振興策を提言していただけたらと考えています。

調査の趣旨をご理解いただき、誠にお忙しい中恐縮ではございますが、調査へのご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、調査票の配付、回収は、後日7月22日～31日の間に学生が貴社を訪問させていただきますので、宜しくお取り計らいください。

平成9年7月

関西大学社会学部
産業社会学実習室
大西研究室

東大阪市経済部 経済企画課

調査担当者 各位

東大阪市
経済企画課

市内製造業フィールド調査の日程について

初夏の候、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびはご多忙の中、市内製造業フィールド調査にご協力ください、ありがとうございます。

つきましては、下記のとおり当調査の日程が決定いたしましたので、お知らせいたします。なにかとお手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

記

1 説明会

平成9年7月22日（火） 午後1時から

東大阪市立産業技術支援センター

東大阪市高井田中1丁目5番3号 TEL 06(785)3325

2 調査票回収場所及び場所

(1)場所 Fリージョンセンター「夢広場」

(2)日時 平成9年7月28日（月）から平成9年7月31日（木）まで
※Fリージョンセンターでの使用部屋は

平成9年7月28日（月）

午前9時から午後5時まで

市民ギャラリー

午後5時から午後6時まで

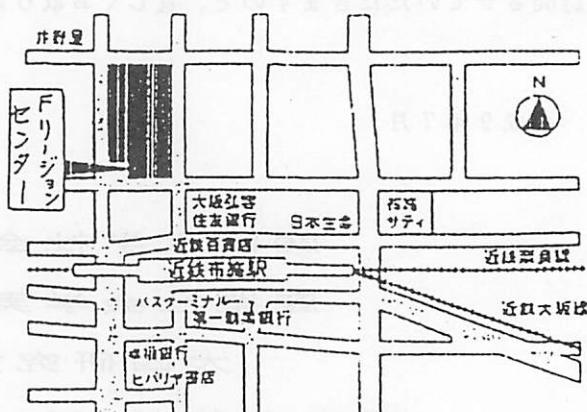
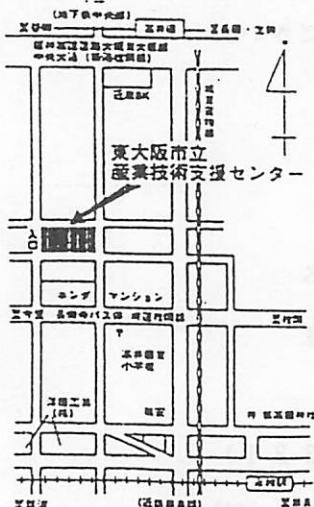
調理室

平成9年7月29日（火）から7月31日（木）まで

午前9時から午後6時まで

市民ギャラリー

となっています。



Fリージョンセンターは「ブルーノルフ」施設5Fです。

調査日程表

	午前	午後
7月22日（火）		1時～東大阪市産業支援センターにて説明 (東大阪市高井田地区) 現地調査(配布)
7月23日（水）	現地調査(配布)	
7月24日（木）	現地調査(配布)	現地調査(配布)
7月25日（金）	現地調査(配布)	現地調査(配布)
7月28日（月）	現地調査(回収)	現地調査(回収)
7月29日（火）	現地調査(回収)	現地調査(回収)
7月30日（水）	現地調査(回収)	現地調査(回収)
7月31日（木）	現地調査(回収)	現地調査(回収)
8月1日（金）	現地調査(予備日)	現地調査(予備日)

全体の計画

1. 打合せ 7月8日（火）授業時間に調査内容の詳細な説明
東大阪市・大西担当
7月8日（火）12時20分～13時まで班長に対して班別行動の説明
東大阪市・大西担当
7月8日（火）12時20分～13時までゼミ生に対し班員の指導に関する指導
2. 調査票配布・回収 7月22日～7月31日まで調査票配布・回収
上記日程に沿って配布・回収を行う
上記期間中本部での指導は、大学院生・ゼミ生・大西・井上・東大阪のスタッフが輪番で当たる
3. 班別に地域指定していますので、班で計画をたて、一人当たり20社の割当
4. 調査票の点検 回収時に各班の班長がチェックする
5. コーディングシートに転記 調査員が各自で行う そのチェックは本部のスタッフ（ゼミ生・大学院生）
6. 8月4日～10日に掛けて事例のフォローアップ調査

調査票配布状況

地区	担当ゼミ生	配布状況
1		1・2地区合計60件。
2		
3		7割配布完了。
4		9割配布完了。
5		配布完了。
6		報告なし。
7		報告なし。
8		報告なし。
9		報告なし。
10		報告なし。
11		報告なし。
12		配布完了。
13		90件中70件配布完了。
14		配布完了。50件くらい。廃棄多し。
15		100件前後配布完了。7/22・23で配布完了。
16		60件配布完了。
17		報告なし。
18		報告なし。
19		50件配布完了。
20		64件配布完了。
21		21・22班ともに、8～9割配布完了。
22		製造業少ない。
23		報告なし。
24		報告なし。
25		-----
26		報告なし。
27		報告なし。
28		報告なし。
29		報告なし。
30		6割配布完了。
31		報告なし。
32		報告なし。
33		報告なし。
34		学部生からの連絡なし。
35		配布完了。28日回収予定。
36		報告なし。

7/28現在の配布確認状況。

平成9年9月

各 位

関西大学社会学部
産業社会学実習室
教授 大西正曹

市内製造業実態調査再記入について（依 賴）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

7月下旬に行いました東大阪市製造業実態調査の際は格別のご協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

皆様のご協力のおかげで、東大阪市の中小工業に関してこれまでに例をみないような多くの貴重な資料を収集することができました。

回収されましたデータは現在、正確さを期すために関西大学で銳意整理しているところでございます。

さて、この度御社へ調査票のコピーをお送りしましたのは、御社にご提出頂いた調査票に一部不備な点があり、その点の修正または補足の必要が生じたからでございます。修正または補足が必要な箇所は、赤いマークをつけていますので、その箇所をご記入頂ければ幸いでございます。

業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただきご協力を賜りますようにお願い申し上げます。

なお、調査票コピーの返送の際には、同封の返信用の封筒をお使い下さい。

返送先

〒564 吹田市山手町3丁目3-35

関西大学社会学部産業社会実習室（大西研究室）宛

市内製造業実態調査

総集計表

- ◎実態調査 調査票
- ◎代表者年齢
- ◎業種
- ◎創業年
- ◎操業年
- ◎創業地
- ◎所有形態
- ◎資本金
- ◎従業員1（事業所のみ）
- ◎従業員2（企業全体）
- ◎問1 業態
- ◎問2-1 納品先企業数
- ◎問2-2 横受け（仲間取引）の有無
- ◎問3 収入（3年間の増減）
- ◎問4-1 主要販売先件数（増減）
- ◎問4-2 外注先件数（増減）
- ◎問5-1 主要製品（事業所のみ）
- ◎問5-2 主要製品（企業全体）
- ◎問6 事業所の機能（現在）
- ◎問7 海外生産
- ◎問8-1 製品開発力（自己評価）
- ◎問8-2 製造技術（自己評価）
- ◎問8-3 品質管理（自己評価）
- ◎問8-4 営業力（自己評価）
- ◎問8-5 生産効率（自己評価）
- ◎問8-6 管理部門事務効率（自己評価）
- ◎問8-7 流通部門効率（自己評価）
- ◎問9 最重視項目（経営上）
- ◎問10 労務上の問題点
- ◎問11 生産設備
- ◎問12 敷地
- ◎問13 敷地に余裕のある理由
- ◎問14 敷地で狭い施設
- ◎問15 事業所の機能（将来）
- ◎問16 後継者問題
- ◎問17 業界の将来性
- ◎問18 今後の経営方針
- ◎問19 経営上の課題

東大阪市製造業実態調査票
東大阪市・関西大学社会学部産業社会学実習室

--	--	--	--	--

貴社（貴事業所）の名称 (会社名)		貴事業所の所在地 〒577 東大阪市																										
代表者氏名 (年齢) E-mail TEL 06() FAX 06()		ご記入者 部課 血() FAX()																										
		本社所在地																										
主要製造（取扱）品目																												
<table border="0"> <tr> <td>1 食料品</td> <td>7 パルプ・紙</td> <td>13 なめし革</td> <td>19 電気機械</td> </tr> <tr> <td>2 飲料・おにぎり・飼料</td> <td>8 出版・印刷</td> <td>14 窯業・土石</td> <td>20 輸送用機械</td> </tr> <tr> <td>3 繊維</td> <td>9 化学</td> <td>15 鉄鋼</td> <td>21 精密機械</td> </tr> <tr> <td>4 衣服</td> <td>10 石油・石炭</td> <td>16 非鉄金属</td> <td>22 その他製造業</td> </tr> <tr> <td>5 木材</td> <td>11 プラスチック</td> <td>17 金属製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 家具</td> <td>12 ゴム</td> <td>18 一般機械</td> <td></td> </tr> </table>					1 食料品	7 パルプ・紙	13 なめし革	19 電気機械	2 飲料・おにぎり・飼料	8 出版・印刷	14 窯業・土石	20 輸送用機械	3 繊維	9 化学	15 鉄鋼	21 精密機械	4 衣服	10 石油・石炭	16 非鉄金属	22 その他製造業	5 木材	11 プラスチック	17 金属製品		6 家具	12 ゴム	18 一般機械	
1 食料品	7 パルプ・紙	13 なめし革	19 電気機械																									
2 飲料・おにぎり・飼料	8 出版・印刷	14 窯業・土石	20 輸送用機械																									
3 繊維	9 化学	15 鉄鋼	21 精密機械																									
4 衣服	10 石油・石炭	16 非鉄金属	22 その他製造業																									
5 木材	11 プラスチック	17 金属製品																										
6 家具	12 ゴム	18 一般機械																										
貴社の創業年	M・T・S・H 年	当地での操業年	M・T・S・H 年																									
貴社の創業地	都・道・府・県 市・町・村			区																								
貴事業所の所有形態		1 土地・建物とも自社所有 2 借地で建物は自社所有 3 貸工場 4 その他()																										
資本金 万円	貴事業所従業員数 人	貴社従業員数 人																										

※従業員にはパート、アルバイト、派遣会社社員、経営者、役員、家族従業員を含みます

- 1 貴社の業態は次のどれですか。該当する番号に○をして下さい。
- ① 自社製品を持つ製造メーカー ④ 第1次下請企業（自社製品を持っていない）
 ② 独立した加工専門企業 ⑤ 第2次・3次下請企業（販売加工を除く）
 ③ 自社製品製造兼下請製造メーカー ⑥ 販売業

2 下請を行っている企業（1の設問で③～⑥と回答された企業）にお聞きします。

- (1) 納品先企業（親企業）数は何社ありますか。該当する番号に○をして下さい。
- ① 1社 ② 2社～3社 ③ 4社～5社 ④ 6社～9社 ⑤ 10社以上

(2) 横受け（仲間取引）を行っていますか。該当する番号に○をして下さい。

- ① 行っている ② 行っていないが、行いたいと考えている ③ 行っていない

3 ここ3年間の収入・収益の平均傾向について該当する番号に○をして下さい。

- ① 増収増益 ② 増収減益 ③ 減収増益 ④ 減収減益

4 ここ3年間の主要取引先について該当する番号に○をして下さい。

- (1) 主要販売（納品）先の件数 ① 増加傾向 ② 横這い傾向 ③ 減少傾向

- (2) 外注先の件数 ① 増加傾向 ② 横這い傾向 ③ 減少傾向 ④ 外注先なし

5 貴社が製造（加工）している主要製品について該当する番号に○をして下さい。

- (1) 貴事業所 ① 少品種多量品 ② 多品種少量品 ③ 特注品 ④ 試作品

- (2) 貴社全体 ① 少品種多量品 ② 多品種少量品 ③ 特注品 ④ 試作品

6 貴事業所は、現在どのような機能を担っていますか。次の機能のうち該当する番号に○をして下さい。（複数回答）

- ① 本社 ② 営業所 ③ 工場 ④ 倉庫 ⑤ 配送センター ⑥ 研究開発（試作）
⑦ その他（ ）

7 貴社では海外生産を行っていますか。該当する番号に○をして下さい。（複数回答）

- ① 自社（関連会社）が海外生産している ⑤ 海外での委託生産を検討している
② 海外で委託生産している ⑥ 海外での部品調達を検討している
③ 海外で部品調達している ⑦ 海外生産を行う考えはない
④ 海外での生産を検討している ⑧ その他（ ）

8 貴社の経営の実態について以下の項目の該当する欄に○をつけて下さい。

業界での評価	上位	中位	下位	不明	業界での評価	上位	中位	下位	不明
(1) 製品開発力					(5) 生産効率（時間・経費）				
(2) 製造技術					(6) 管理部門の事務効率				
(3) 品質管理					(7) 流通・物流部門の効率				
(4) 営業力									

9 貴社の経営上、最も重視しているのは何ですか。該当する番号に○を付けて下さい。

- ① 製品開発力 ② 製造技術 ③ 生産効率 ④ 品質管理 ⑤ 事務効率
⑥ 営業力 ⑦ 流通・物流部門の効率 ⑧ その他 ()

10 貴社の労務上の問題について該当する番号に3つまで○をして下さい。

- ① 一般技能者が不足 ⑤ 技術者が不足 ⑨ 事務系社員が不足
② 一般技能者が過剰 ⑥ 技術者が過剰 ⑩ 事務系社員が過剰
③ 熟練技能者が不足 ⑦ 商品・研究開発要員が不足 ⑪ 従業員の高賃金
④ 熟練技能者が過剰 ⑧ 商品・研究開発要員が過剰 ⑫ 従業員の高齢化

11 貴事業所の生産設備について該当する番号に○をして下さい。

- ① 生産設備の高度化を進めている ③ 生産設備の老朽化が進んでいる
② 生産設備の更新は行っている。 ④ その他 ()

12 事業所の敷地について該当する番号に○をして下さい。

- ① 事業規模からみて事業所の敷地は適当 ③ 事業規模からみて事業所の敷地が狭い
② 事業規模からみて事業所の敷地には余裕がある

13 事業所の敷地には余裕があると回答された事業所の方にお聞きしますが、事業所の敷地に余裕がある理由について該当する番号に○をして下さい。

- ① 工場を移転（縮小）させたため ⑤ 配送センターを移転（縮小）させたため
② 営業所を移転（縮小）させたため ⑥ 研究開発施設を移転（縮小）させたため
③ 本社を移転（縮小）させたため ⑦ 敷地内の建物を高度化したため
④ 倉庫を移転（縮小）させたため ⑧ その他 ()

14 事業所の敷地が狭いと回答された事業所の方にお聞きしますが、事業所の敷地で狭い施設について該当する番号に○をして下さい。

- ① 工場 ③ 営業所 ⑤ 配送センター ⑦ その他 ()
② 本社 ④ 倉庫 ⑥ 研究開発施設

15 貴事業所は、将来的にはどのような機能を担っていくことになるとお考えですか。

次の機能のうち該当する番号に○をして下さい。（複数回答）

- ① 本社 ② 営業所 ③ 工場 ④ 倉庫 ⑤ 配送センター ⑥ 研究開発（試作）
⑦ 未定 ⑧ 売却予定 ⑨ その他 ()

16 貴社経営者の後継者について該当する番号に○をして下さい。（⑤と⑥複数回答）

- ① 現経営者の親族に後継者がいる ⑤ 後継者はいない
② 社内に後継者がいる ⑥ 社外への経営権の譲渡を検討している
③ 現経営者の親族に後継候補がいる ⑦ 最近（近年）、前経営者から後継している
④ 社内に後継候補がいる ⑧ その他 ()

17 貴社の属する業界の将来性について該当する番号に○をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 業界の市場は将来的にはさらに発展する | ④ 業界の将来は厳しい |
| ② 業界の市場は現状並みで推移する | ⑤ わからない |
| ③ 業界の市場は縮小の可能性が高い | ⑥ その他() |

18 貴社の今後の経営方針は次のどれに該当しますか。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 現在の事業分野を拡大していく | ⑤ 製造業の他の分野に転換する |
| ② 現在の事業分野を維持していく | ⑥ 製造業以外の分野へ転業する |
| ③ 現在の事業分野を整理・縮小する | ⑦ 廃業を検討している |
| ④ 事業の多角化を図る | ⑧ その他() |

19 貴社の今後の経営上の課題について該当する番号に3つまで○をつけて下さい

- | | | |
|-----------------|------------|------------|
| ① 製品(加工)の高付加価値化 | ⑦ 生産コストの削減 | ⑯ 他の企業との合併 |
| ② 低コスト安定資金の調達 | ⑧ 人件費の削減 | ⑰ 海外市場への進出 |
| ③ 研究開発体制の確立 | ⑨ 新規取引先の開拓 | ⑮ 新分野への進出 |
| ④ 管理業務部門の効率的運用 | ⑩ 事業所用地の確保 | ⑭ 後継者の育成 |
| ⑤ 製品価格の維持 | ⑪ 専門家人材の確保 | ⑯ その他 |
| ⑥ 管理経費の削減 | ⑫ 若年労働力の確保 | |

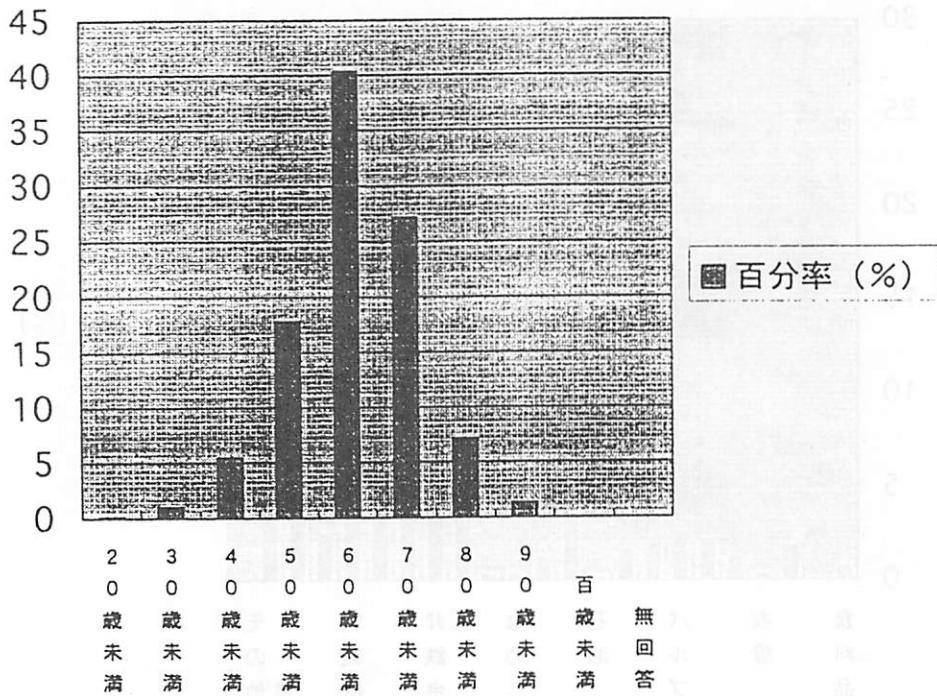
20 貴社の強み、特徴などについてお答え下さい。

21 東大阪市の産業振興施策についてご意見をお聞かせ下さい。

ご協力いただきありがとうございました。

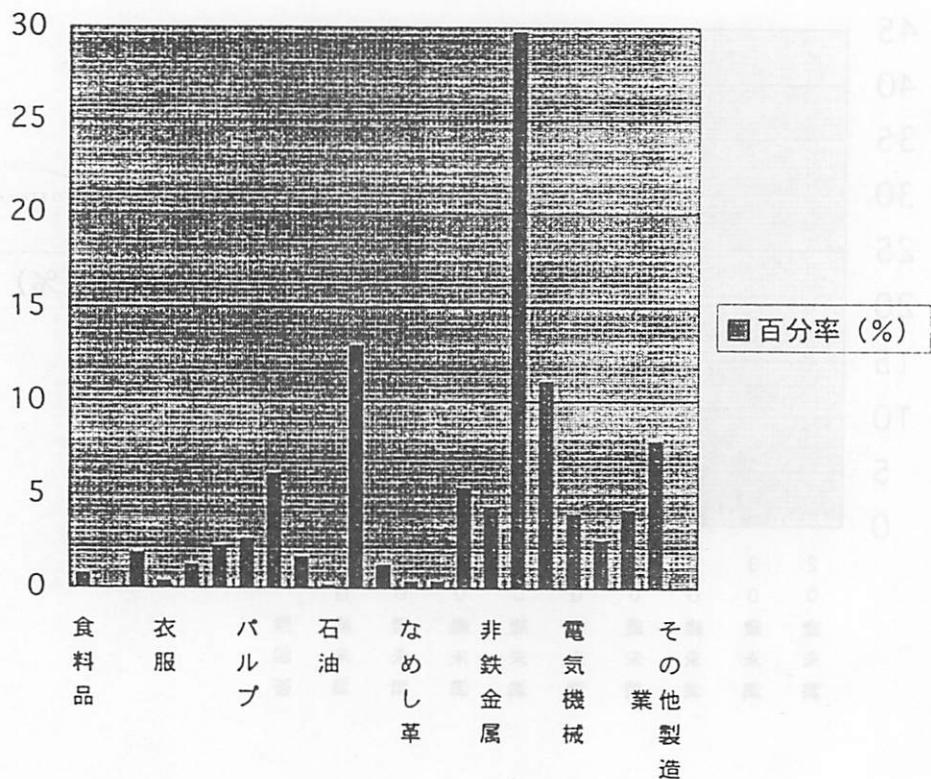
関西大学社会学部 (班)	問い合わせ先
産業社会学実習室指導教授 大西 正曹	

年齢



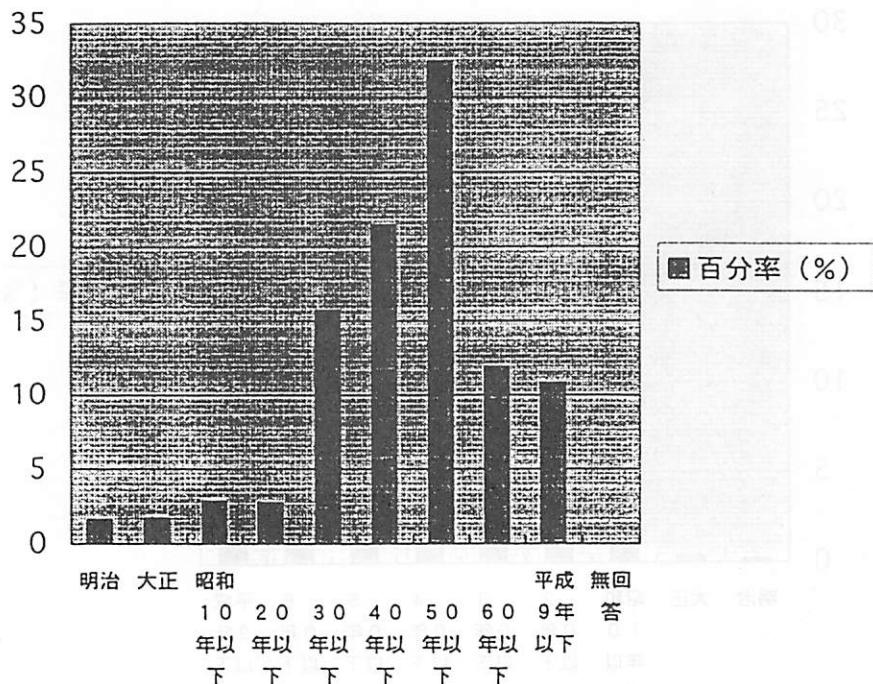
タイトル	件数	百分率
20歳未満	1 ケン	0.1 %
30歳未満	9 ケン	1.0 %
40歳未満	50 ケン	5.4 %
50歳未満	165 ケン	17.8 %
60歳未満	374 ケン	40.3 %
70歳未満	252 ケン	27.1 %
80歳未満	66 ケン	7.1 %
90歳未満	12 ケン	1.3 %
百歳未満	0 ケン	0.0 %
無回答	4.5 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.1 %

業種



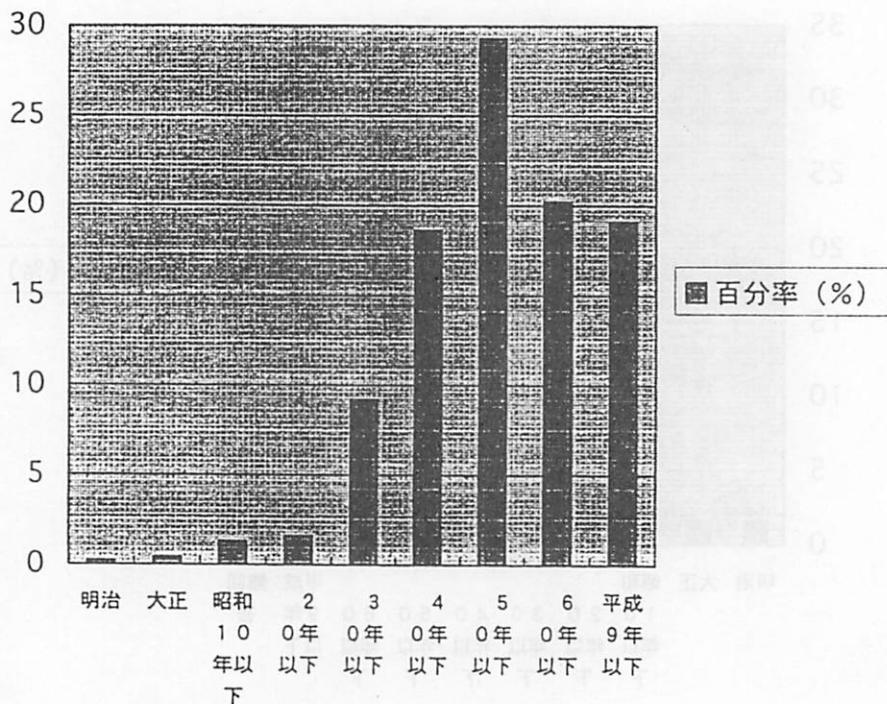
タイトル	件数	百分率	なめし革	3_ケン	0.3 %
食料品	7_ケン	0.7 %	土石	3_ケン	0.3 %
飲料	0_ケン	0.0 %	銘柄	51_ケン	5.3 %
紙類	17_ケン	1.8 %	非鉄金属	42_ケン	4.3 %
衣服	3_ケン	0.3 %	金属製品	288_ケン	29.7 %
木材	12_ケン	1.2 %	一般機械	107_ケン	11.0 %
家具	21_ケン	2.2 %	瓦気機械	38_ケン	3.9 %
バルブ	25_ケン	2.6 %	輸送用機械	24_ケン	2.5 %
出版	59_ケン	6.1 %	精密機械	40_ケン	4.1 %
化粧	16_ケン	1.6 %	その他製造	76_ケン	7.8 %
石油	1_ケン	0.1 %	無回答	4_ケン	0.0 %
プラスチック	125_ケン	12.9 %	*TOTAL*	974_ケン	99.9 %
ゴム	12_ケン	1.2 %			

創業年



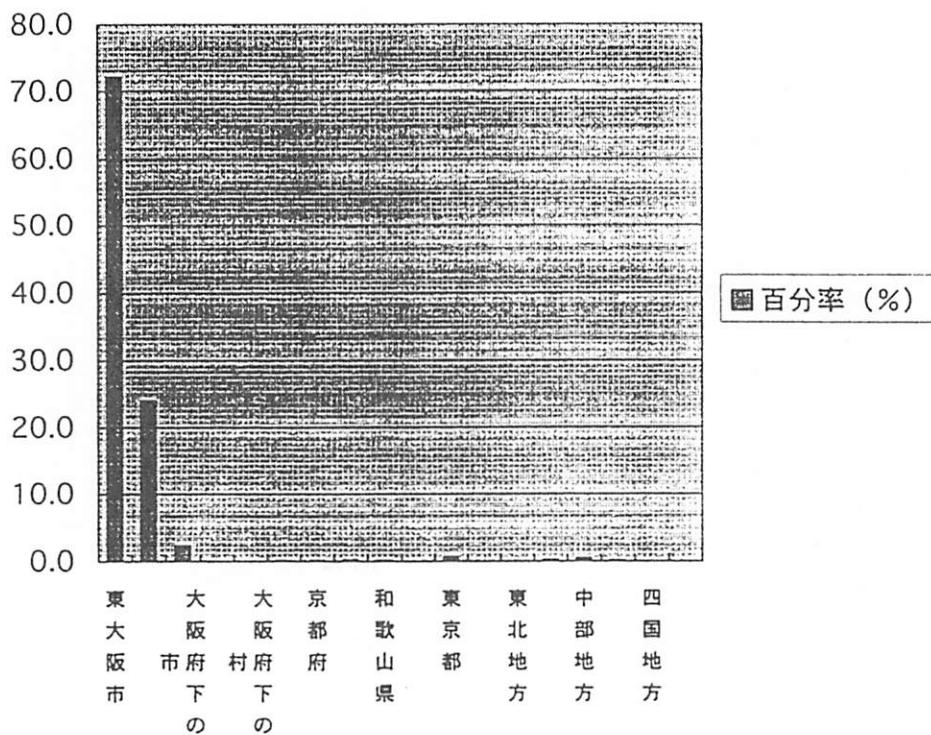
タイトル	件数	百分率
明治	6 ケン	0.6 %
大正	17 ケン	1.7 %
昭和 10年以下	27 ケン	2.8 %
20年以下	26 ケン	2.7 %
30年以下	153 ケン	15.7 %
40年以下	208 ケン	21.4 %
50年以下	316 ケン	32.4 %
60年以下	116 ケン	11.9 %
平成 9年以下	105 ケン	10.8 %
無回答	0 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

操業年



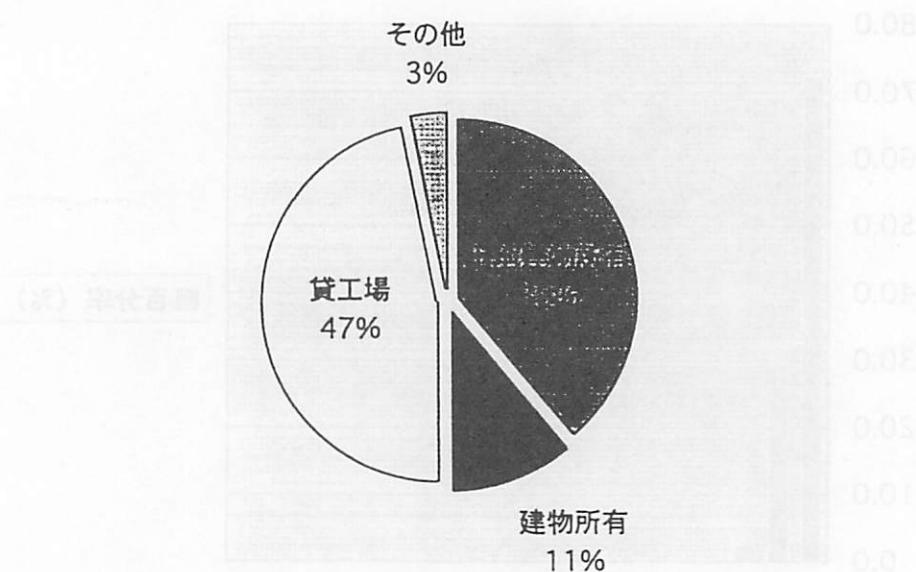
タイトル	件数	百分率
明治	2 ケン	0.2 %
大正	4 ケン	0.4 %
昭和 10 年以下	13 ケン	1.3 %
昭和 20 年以下	16 ケン	1.6 %
昭和 30 年以下	90 ケン	9.2 %
昭和 40 年以下	181 ケン	18.6 %
昭和 50 年以下	285 ケン	29.3 %
昭和 60 年以下	197 ケン	20.2 %
平成 9 年以下	186 ケン	19.1 %
無回答	0 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	99.9 %

創業地



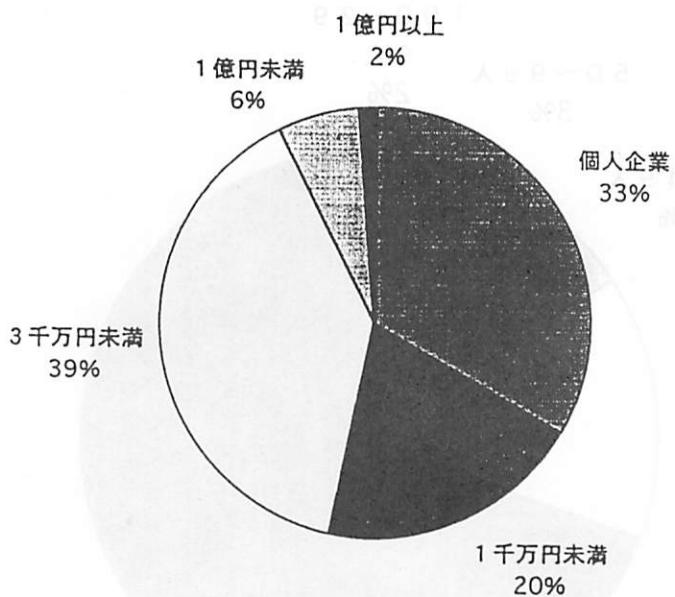
タイトル	件数	百分率			
東大阪市	701 ケン	72.0 %	東京都	6 ケン	0.6 %
大阪市	233 ケン	23.9 %	北海道地方	0 ケン	0.0 %
大阪府下の市	22 ケン	2.3 %	東北地方	0 ケン	0.0 %
大阪府下の町	0 ケン	0.0 %	関東地方	2 ケン	0.2 %
大阪府下の村	0 ケン	0.0 %	中部地方	4 ケン	0.4 %
兵庫県	1 ケン	0.1 %	中国地方	1 ケン	0.1 %
京都府	1 ケン	0.1 %	四国地方	0 ケン	0.0 %
奈良県	2 ケン	0.2 %	九州地方	0 ケン	0.0 %
和歌山県	1 ケン	0.1 %	無回答	0 ケン	0.0 %
滋賀県	0 ケン	0.0 %	*TOTAL*	974 ケン	100.0 %

所有形態



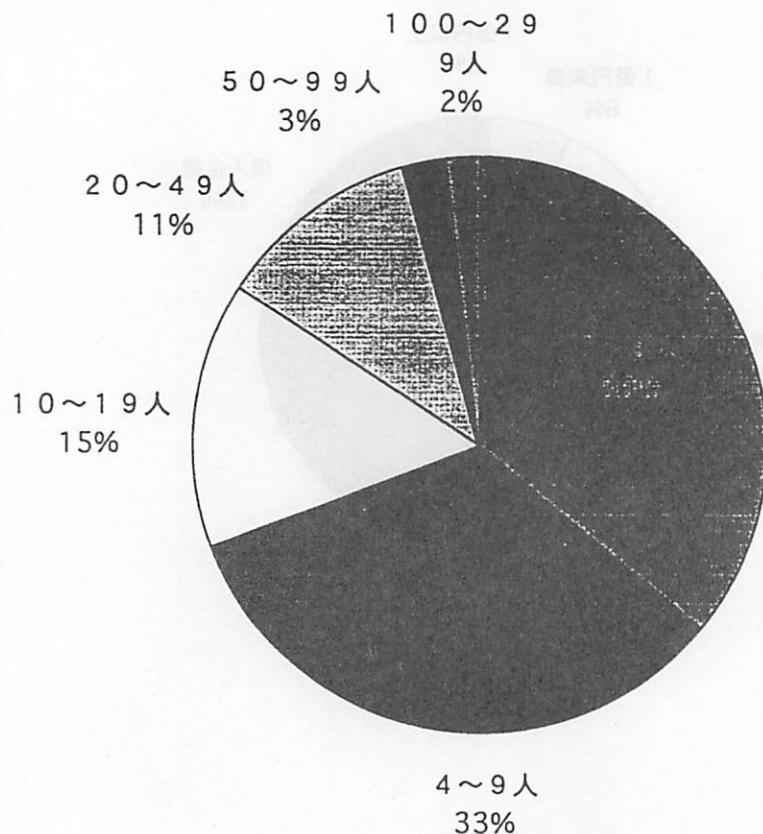
タイトル	件数	百分率
土地建物所有	376 ケン	39.0 %
建物所有	105 ケン	10.9 %
賃工場	451 ケン	46.7 %
その他	33 ケン	3.4 %
無回答	9 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

資本金



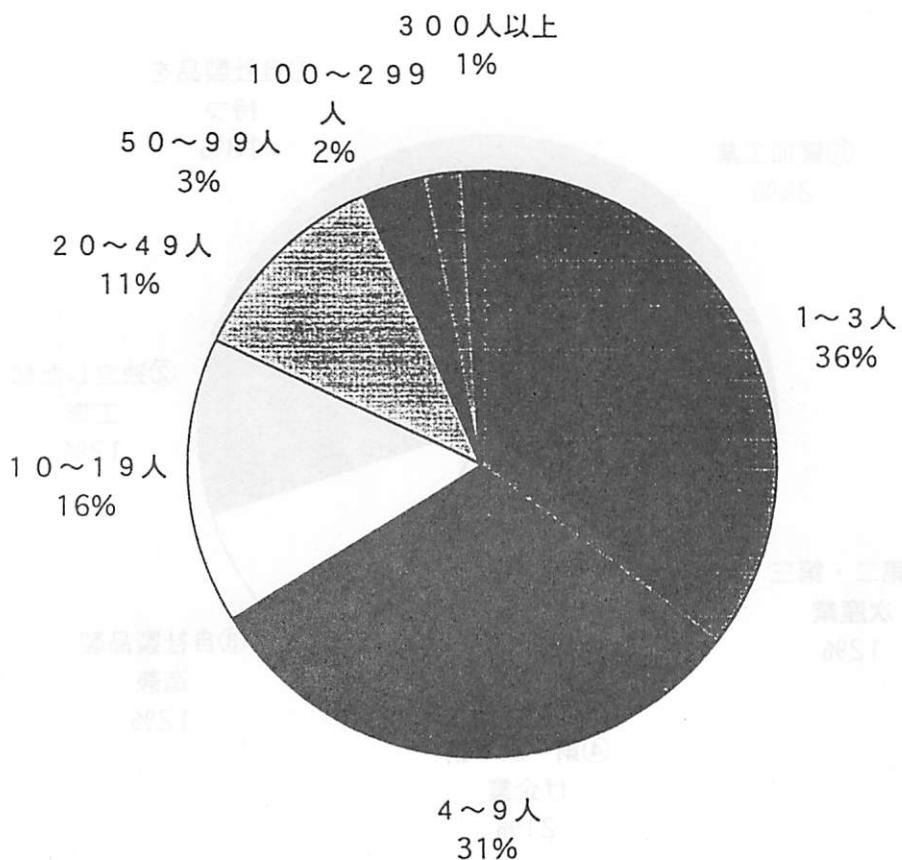
タイトル	件数	百分率
個人企業	322 ケン	33.3 %
1千万円未満	195 ケン	20.1 %
3千万円未満	379 ケン	39.2 %
1億円未満	57 ケン	5.9 %
1億円以上	15 ケン	1.5 %
無回答	6 ケン	0.0 %
※TOTAL※	974 ケン	100.0 %

従業員 1



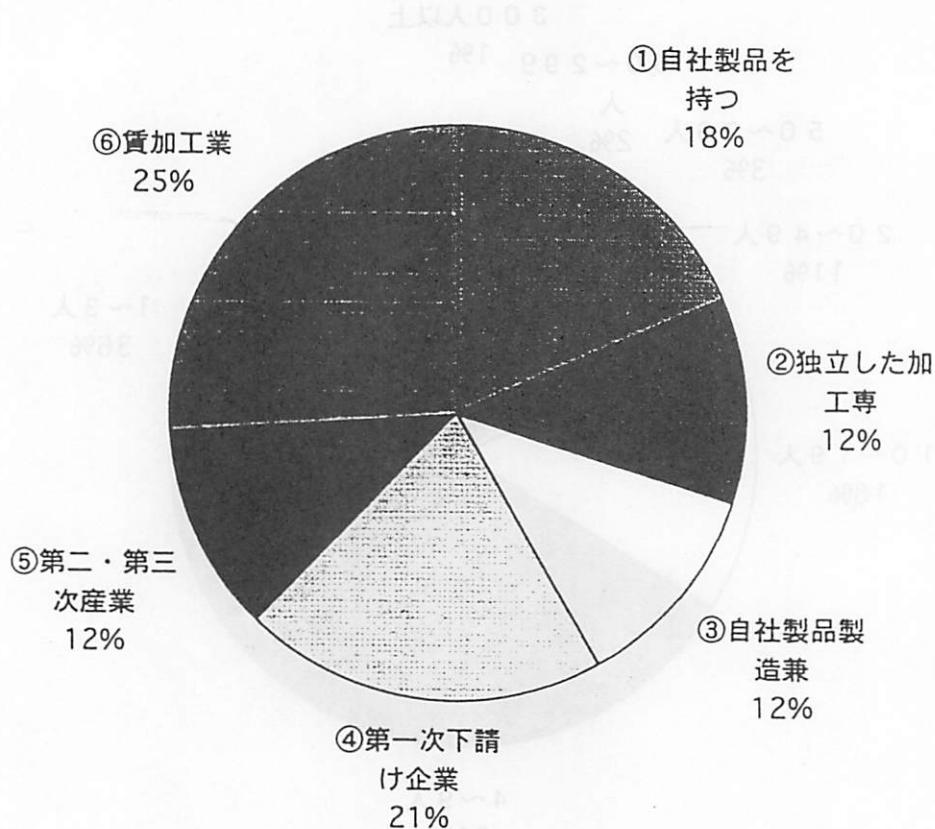
タイトル	件数	百分率
1～3人	344 ケン	36.1 %
4～9人	321 ケン	33.7 %
10～19人	143 ケン	15.0 %
20～49人	111 ケン	11.6 %
50～99人	25 ケン	2.6 %
100～299人	9 ケン	0.9 %
300人以上	0 ケン	0.0 %
無回答	21 ケン	0.0 %
■TOTAL■	974 ケン	99.9 %

従業員 2



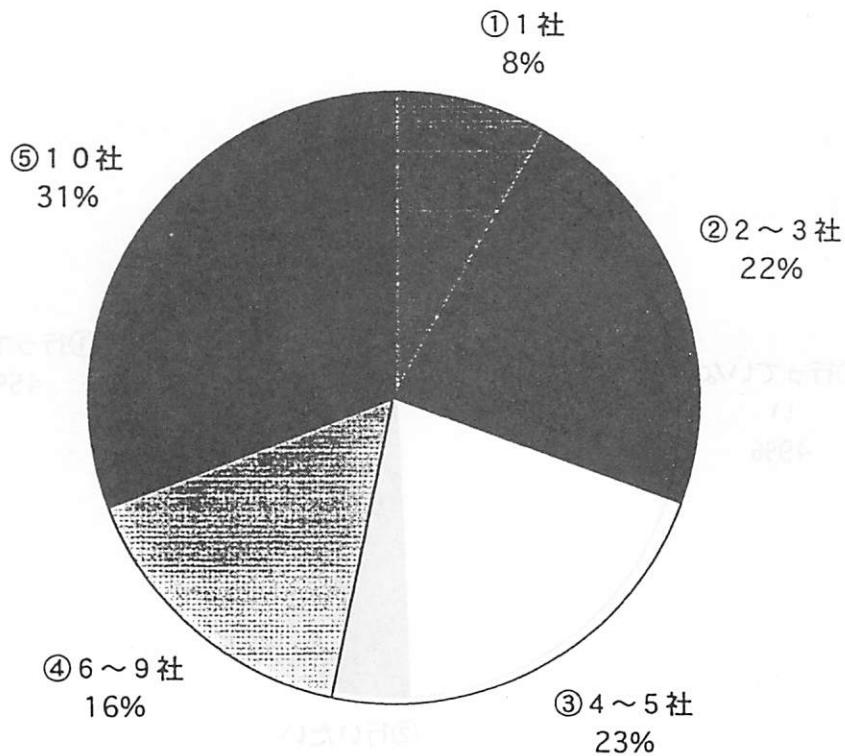
タイトル	件数	百分率
1～3人	333 ケン	35.4 %
4～9人	290 ケン	30.8 %
10～19人	149 ケン	15.8 %
20～49人	107 ケン	11.4 %
50～99人	32 ケン	3.4 %
100～299人	20 ケン	2.1 %
300人以上	10 ケン	1.1 %
無回答	33 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

業態



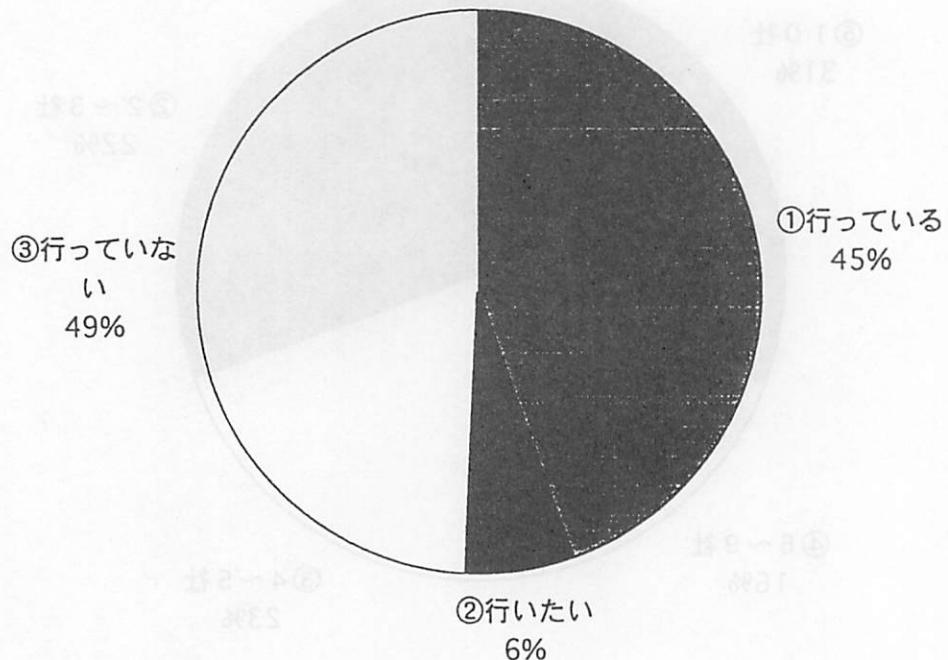
タイトル	件数	百分率
①自社製品を持つ	174 ケン	18.4 %
②独立した加工専	110 ケン	11.6 %
③自社製品製造兼	109 ケン	11.5 %
④第一次下請け企業	195 ケン	20.6 %
⑤第2・3次下請	112 ケン	11.8 %
⑥販加工業	246 ケン	26.0 %
無回答	28 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	99.9 %

業者の納品先企業数は



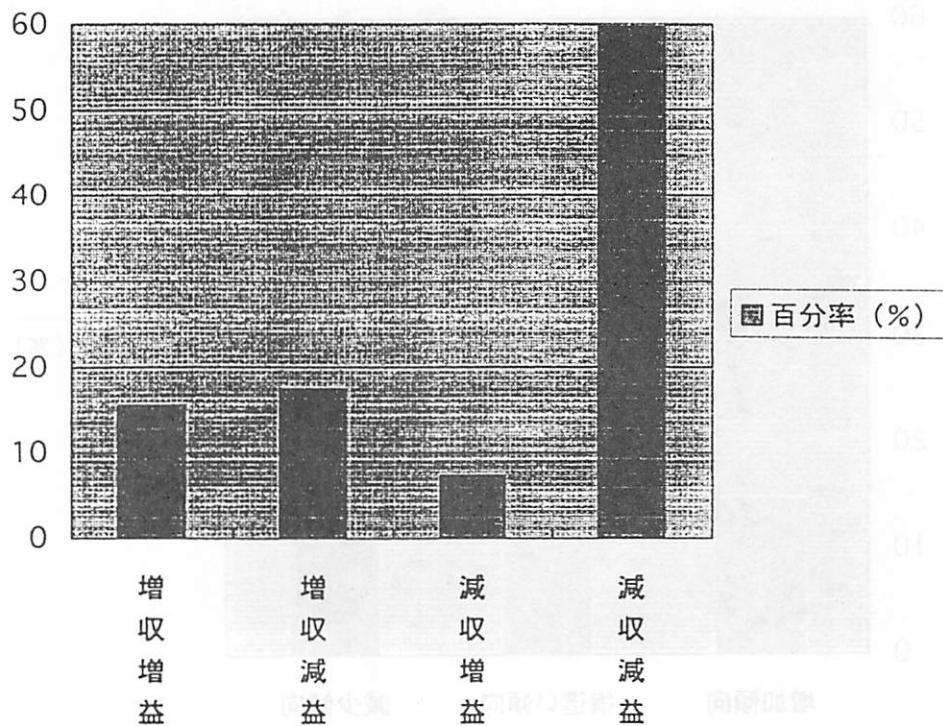
タイトル	件数	百分率
① 1社	56 ケン	8.4 %
② 2~3社	148 ケン	22.1 %
③ 4~5社	153 ケン	22.9 %
④ 6~9社	106 ケン	15.8 %
⑤ 10社以上	206 ケン	30.8 %
無回答	305 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

横受け（仲間取引）の有無



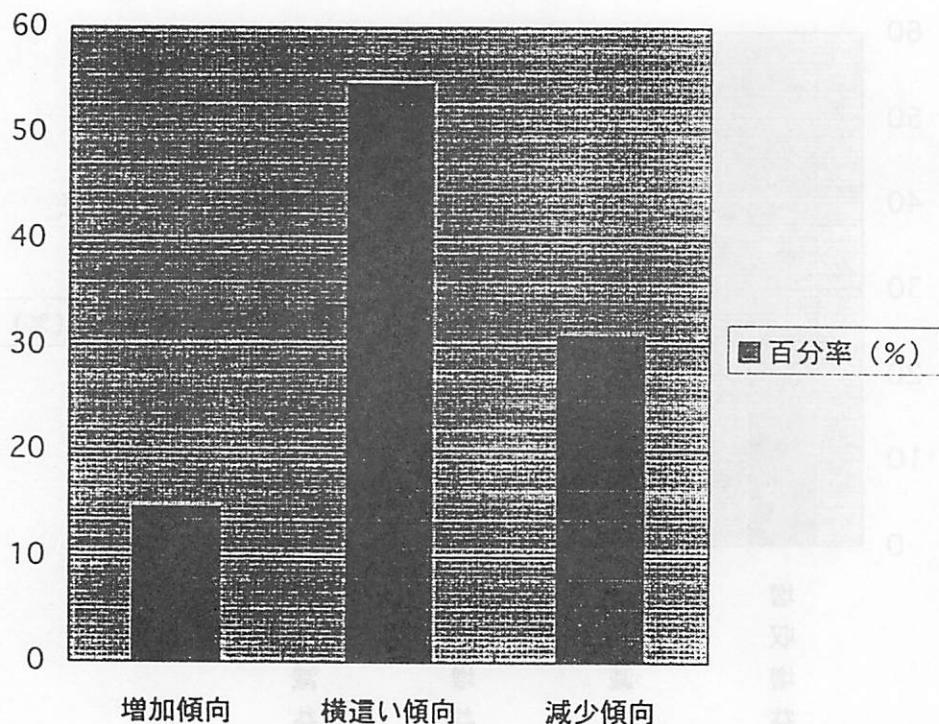
タイトル	件数	百分率
①行っている	302 ケン	44.5 %
②行いたい	43 ケン	6.3 %
③行っていない	334 ケン	49.2 %
無回答	295 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

3年間の収入



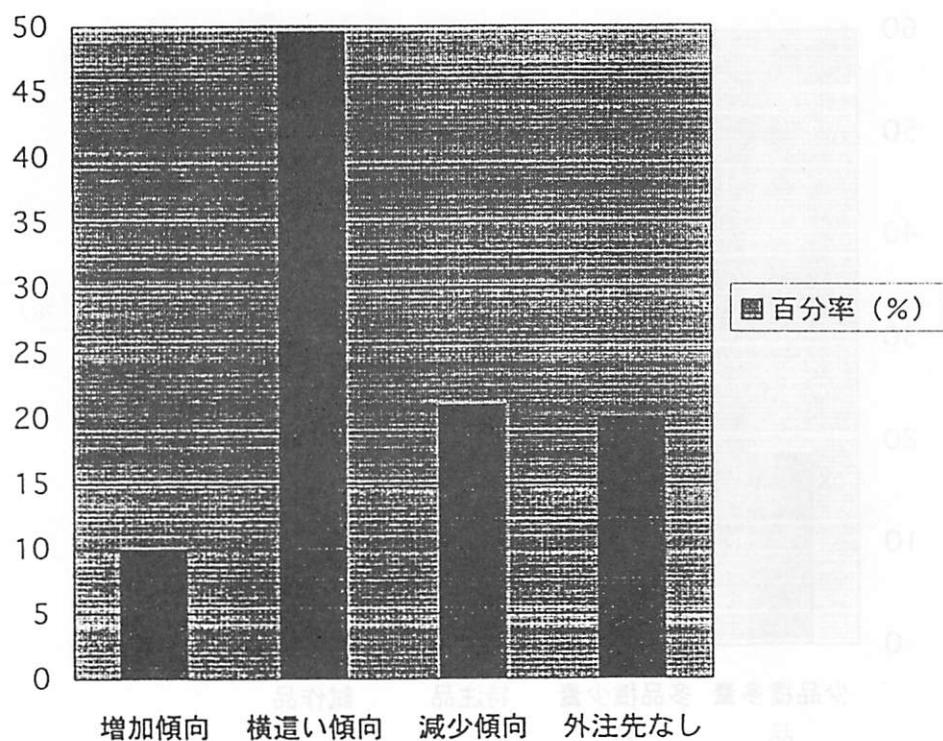
タイトル	件数	百分率
増収増益	140 ケン	15.5 %
増収減益	157 ケン	17.4 %
減収増益	66 ケン	7.3 %
減収減益	538 ケン	59.7 %
無回答	73 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	99.9 %

主要販売先の件数



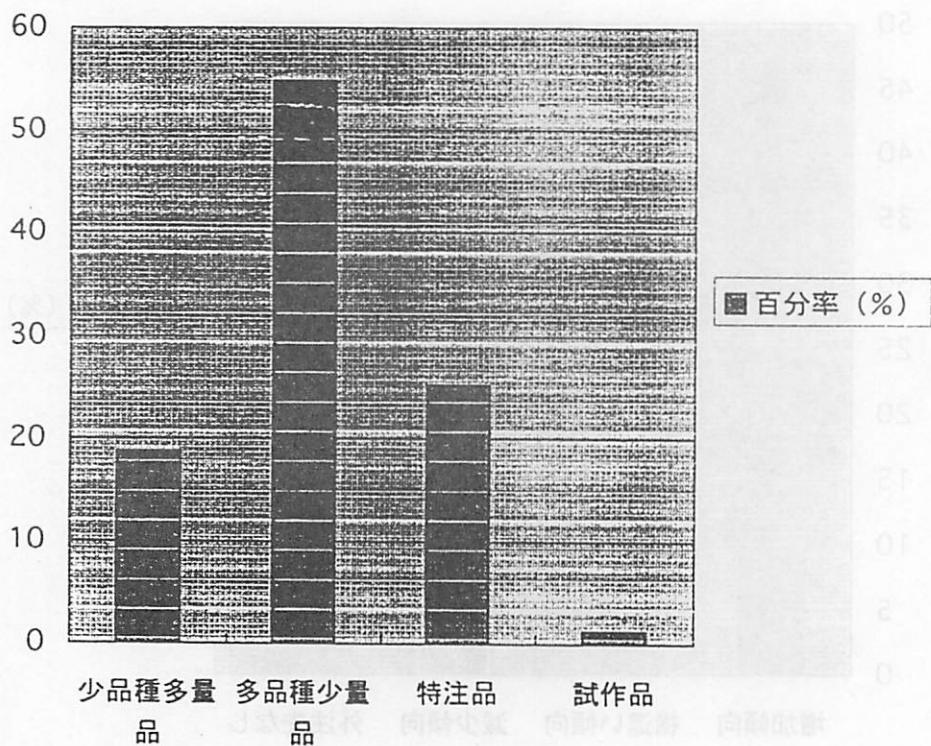
タイトル	件数	百分率
増加傾向	136 ケン	14.6 %
横這い傾向	508 ケン	54.6 %
減少傾向	286 ケン	30.8 %
無回答	44 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

外注先の件数



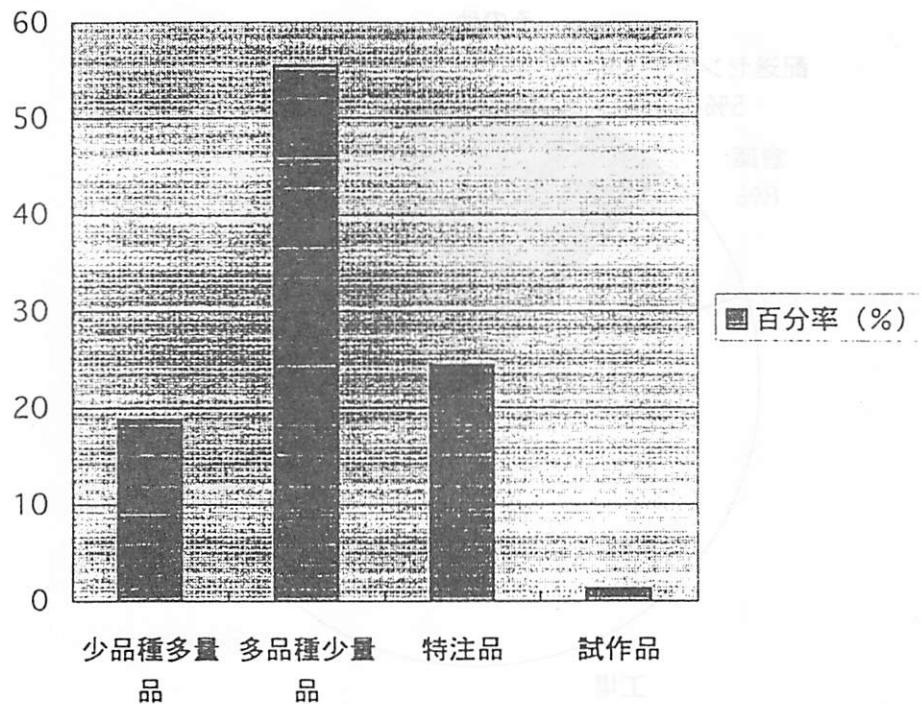
タイトル	件数	百分率
増加傾向	88 ケン	9.9 %
横這い傾向	441 ケン	49.5 %
減少傾向	186 ケン	20.9 %
外注先なし	176 ケン	19.8 %
無回答	83 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.1 %

貴事業所



タイトル	件数	百分率
少品種多量品	157 ケン	18.8 %
多品種少量品	457 ケン	54.8 %
特注品	210 ケン	25.2 %
試作品	10 ケン	1.2 %
無回答	140 ケン	0.0 %
※TOTAL※	974 ケン	100.0 %

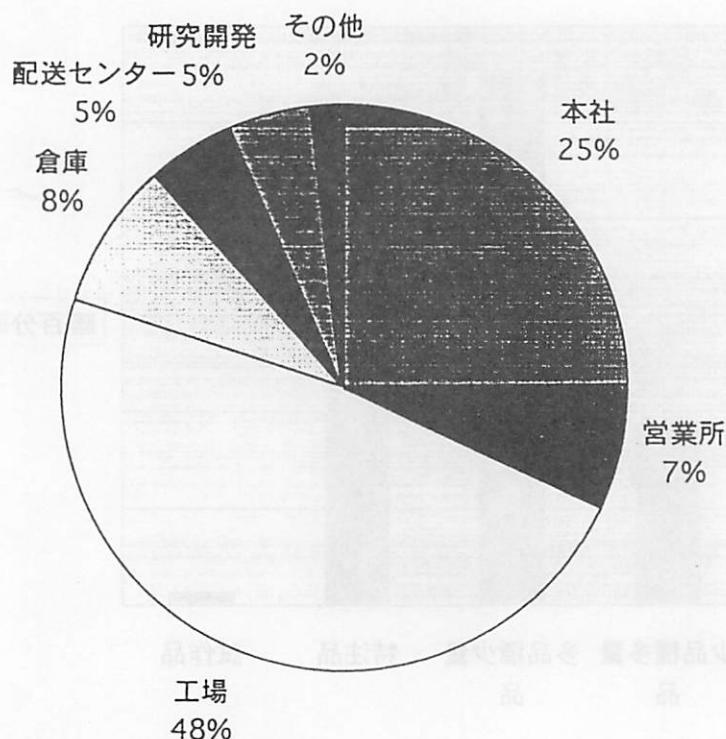
貴社全体



タイトル 件数 百分率

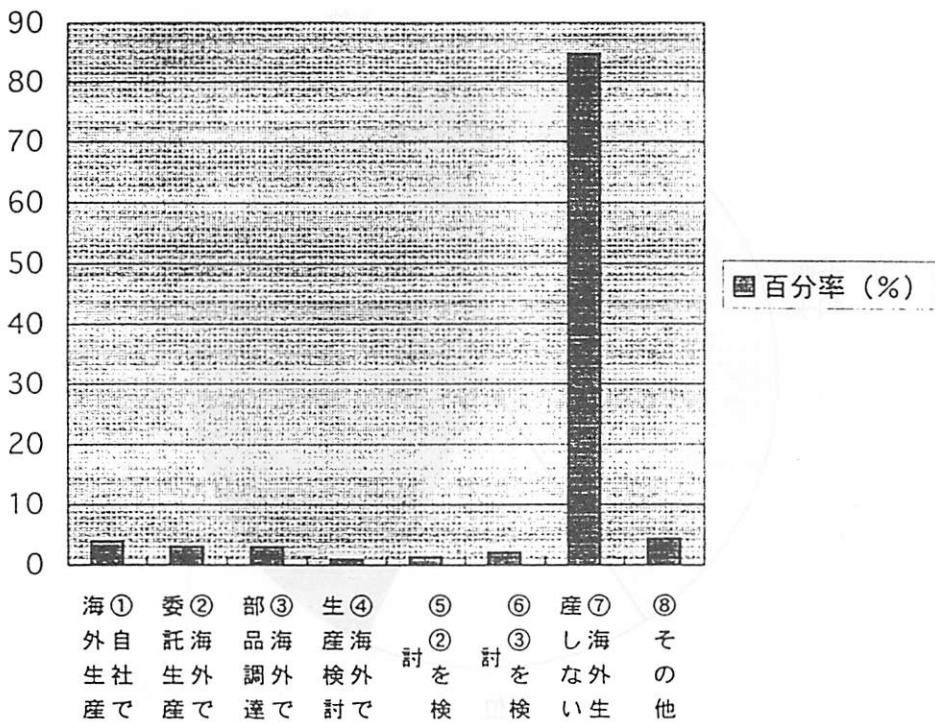
少品種多量品	139 ケン	18.8 %
多品種少量品	411 ケン	55.5 %
特注品	181 ケン	24.4 %
試作品	10 ケン	1.3 %
無回答	233 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

現在の機能



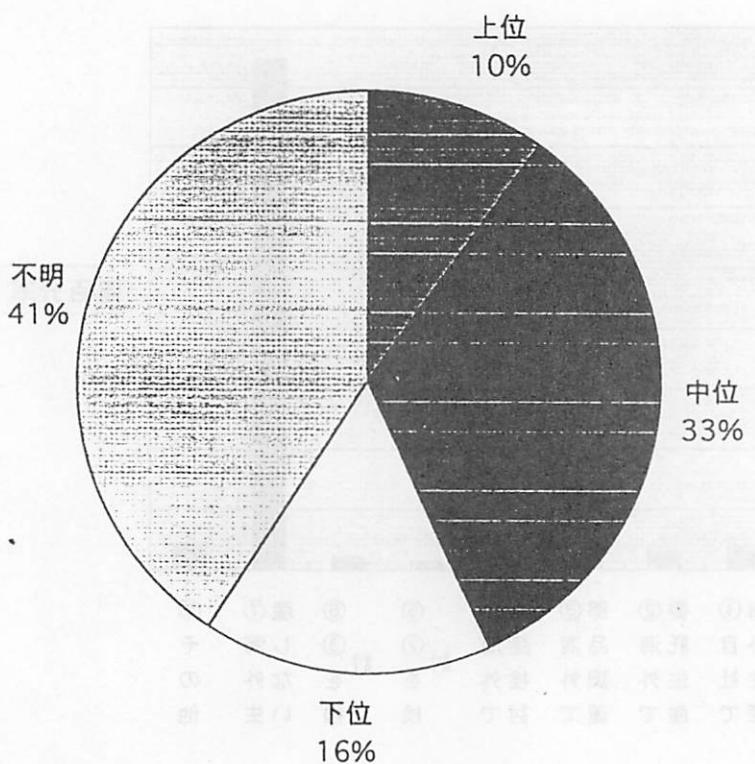
タイトル	件数	百分率	回答者比率
本社	361 ケン	41.9 %	37.1 %
営業所	107 ケン	12.4 %	11.0 %
工場	704 ケン	81.7 %	72.3 %
倉庫	122 ケン	14.2 %	12.5 %
配達センター	75 ケン	8.7 %	7.7 %
研究開発	67 ケン	7.8 %	6.9 %
その他	29 ケン	3.4 %	3.0 %
無回答	112 ケン	0.0 %	11.5 %
TOTAL	1,577 ケン	170.1 %	162.0 %

海外生産



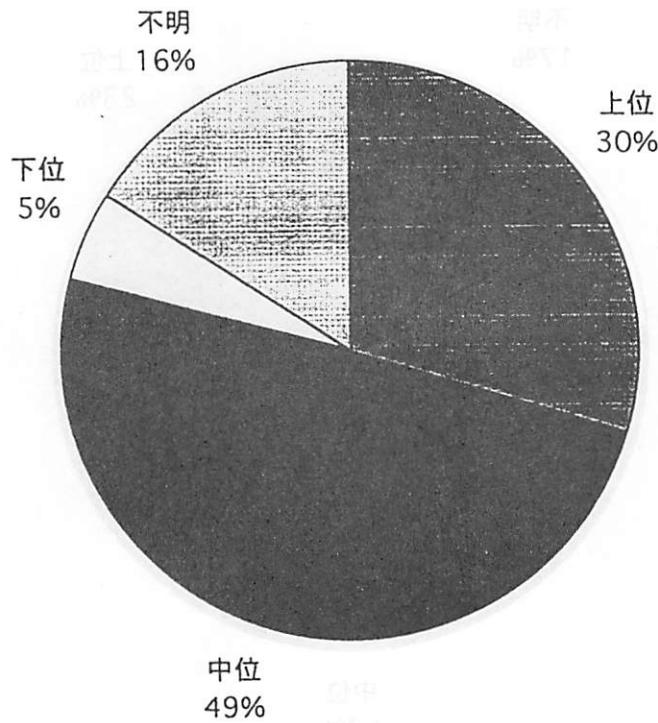
タイトル	件数	百分率	解答者比率
①自社で海外生産	27 ケン	3.9 %	2.8 %
②海外で委託生産	21 ケン	3.0 %	2.2 %
③海外で部品調達	20 ケン	2.9 %	2.1 %
④海外で生産検討	6 ケン	0.9 %	0.6 %
⑤②を検討	9 ケン	1.3 %	0.9 %
⑥③を検討	15 ケン	2.1 %	1.5 %
⑦海外生産しない	594 ケン	84.7 %	61.0 %
⑧その他	30 ケン	4.3 %	3.1 %
無回答	273 ケン	0.0 %	28.0 %
TOTAL	995 ケン	103.1 %	102.2 %

製品開発力



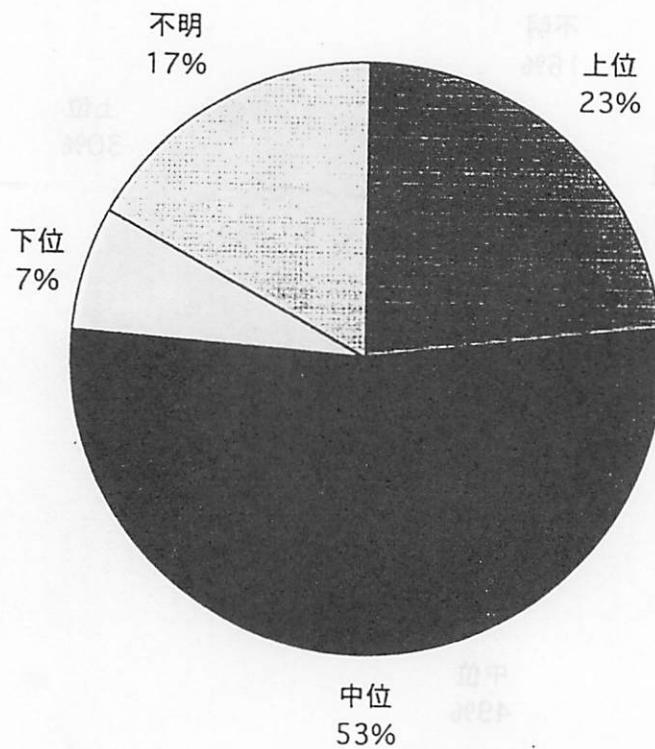
タイトル	件数	百分率
上位	74 ケン	9.9 %
中位	249 ケン	33.2 %
下位	121 ケン	16.1 %
不明	307 ケン	40.9 %
無回答	223 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.1 %

製造技術



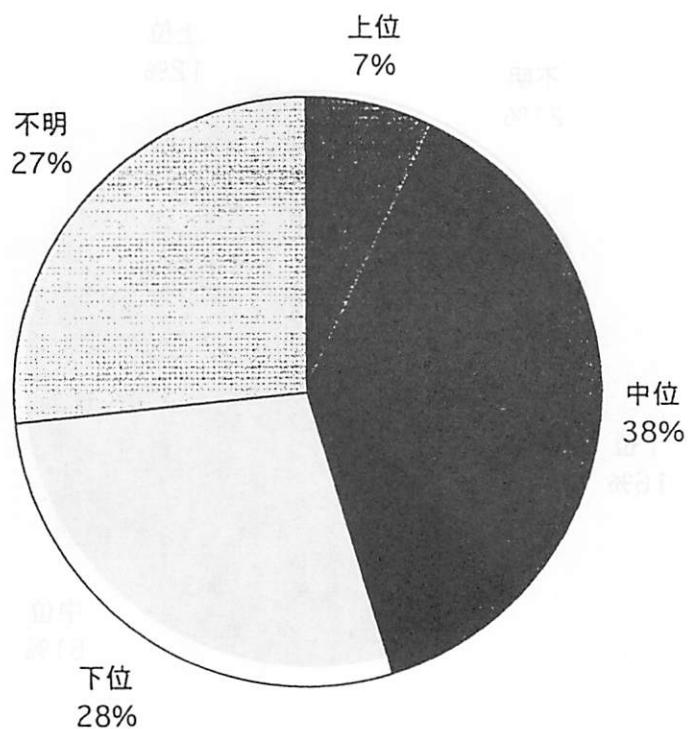
タイトル	件数	百分率
上位	243 ケン	29.6 %
中位	406 ケン	49.5 %
下位	42 ケン	5.1 %
不明	129 ケン	15.7 %
無回答	154 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	99.9 %

商品管理



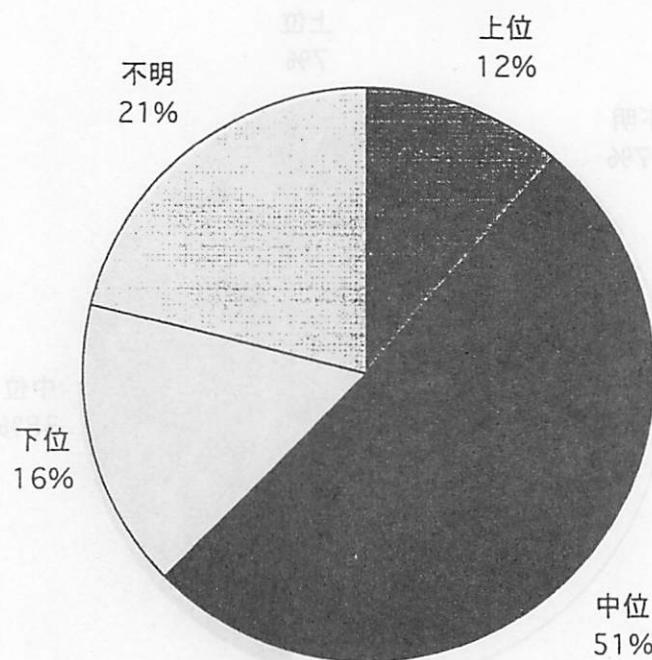
タイトル	件数	百分率
上位	186 ケン	23.1 %
中位	429 ケン	53.4 %
下位	53 ケン	6.6 %
不明	136 ケン	16.9 %
無回答	170 ケン	0.0 %
*TOTAL	974 ケン	100.0 %

営業力



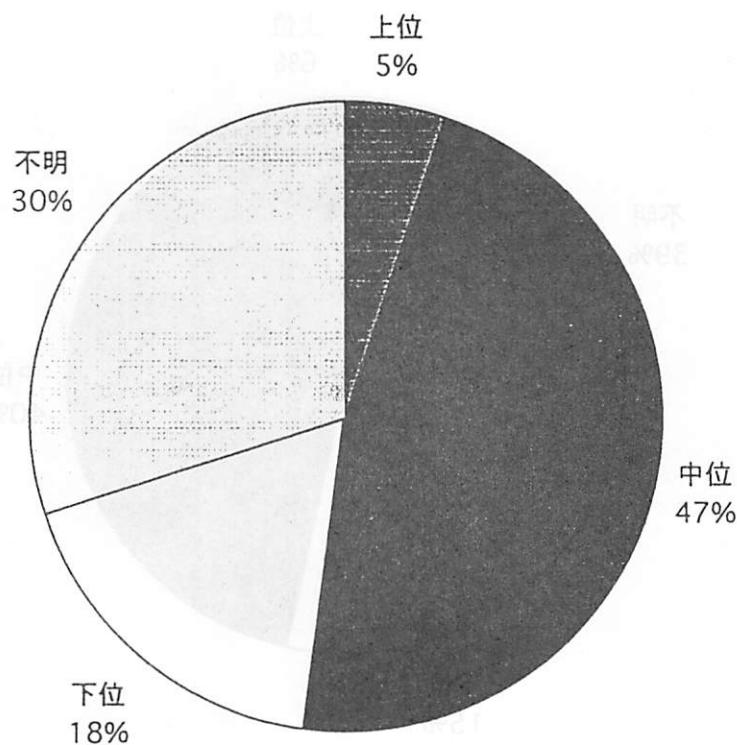
タイトル	件数	百分率
上位	57 ケン	7.2 %
中位	300 ケン	38.1 %
下位	221 ケン	28.1 %
不明	209 ケン	26.6 %
無回答	187 ケン	0.0 %
※ TOTAL ※	974 ケン	100.0 %

生産効率



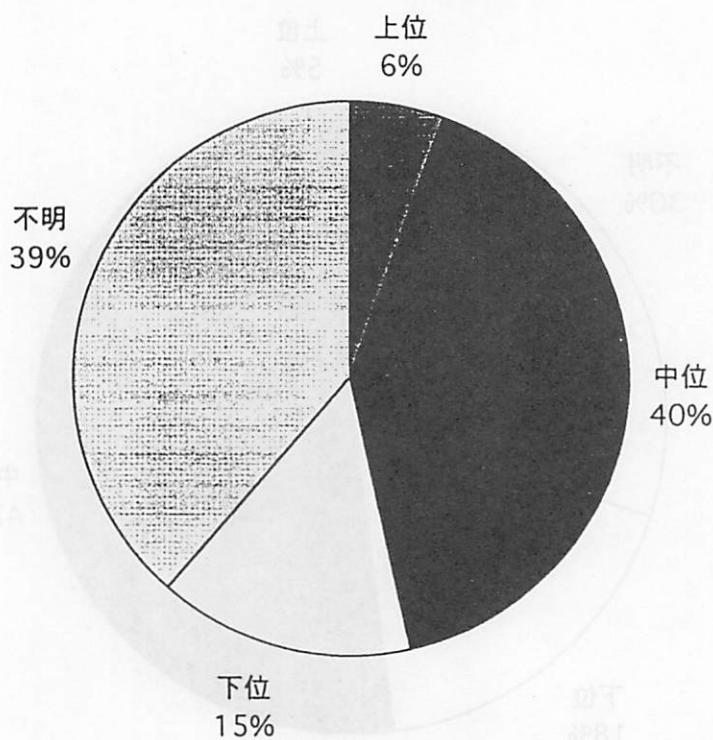
タイトル	件数	百分率
上位	92 ヶン	11.5 %
中位	409 ヶン	50.9 %
下位	132 ヶン	16.4 %
不明	170 ヶン	21.2 %
無回答	171 ヶン	0.0 %
※TOTAL※	974 ヶン	100.0 %

管理部門事務効率



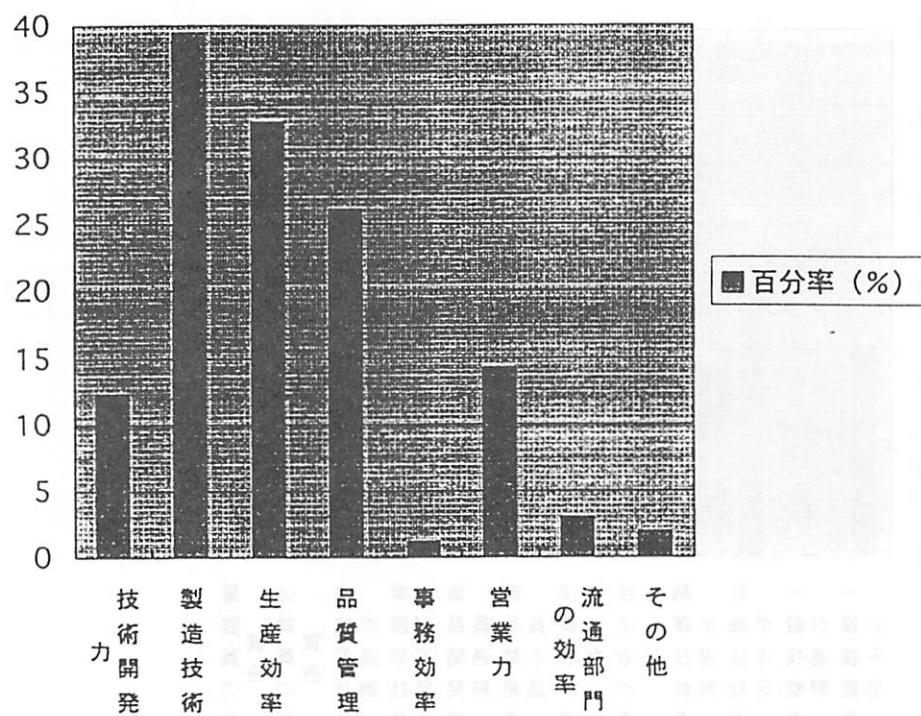
タイトル	件数	百分率
上位	41 ケン	5.4 %
中位	356 ケン	46.8 %
下位	135 ケン	17.7 %
不明	229 ケン	30.1 %
無回答	213 ケン	0.0 %
※TOTAL※	974 ケン	100.0 %

流通部門の効率



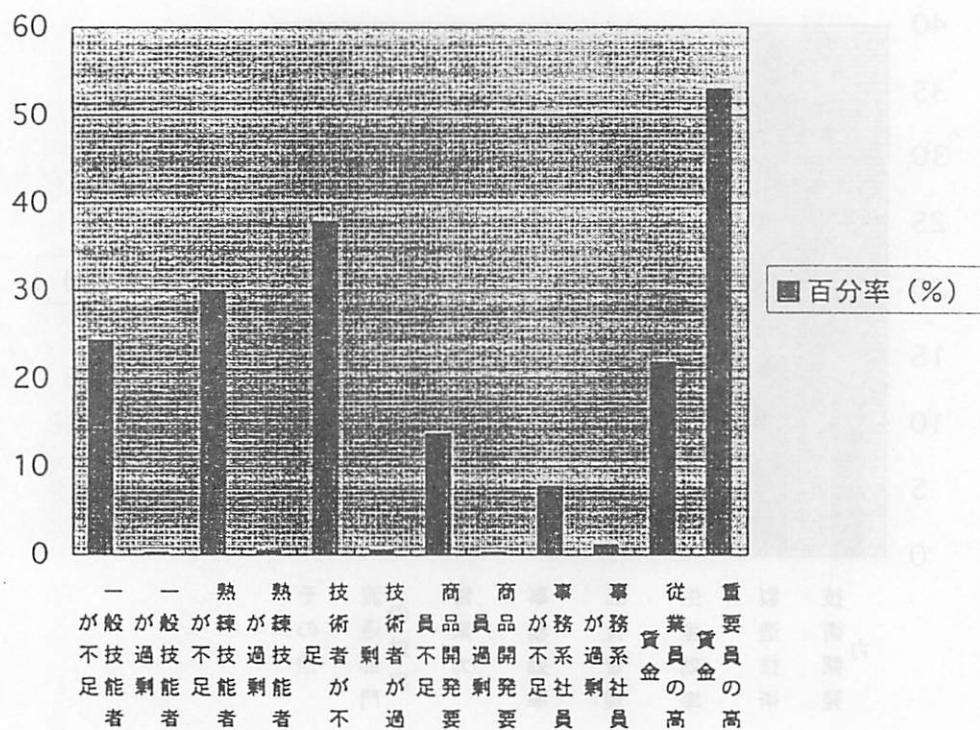
タイトル	件数	百分率
上位	41 ケン	5.5 %
中位	304 ケン	40.9 %
下位	111 ケン	14.9 %
不明	288 ケン	38.7 %
無回答	230 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

もっとも重要視している



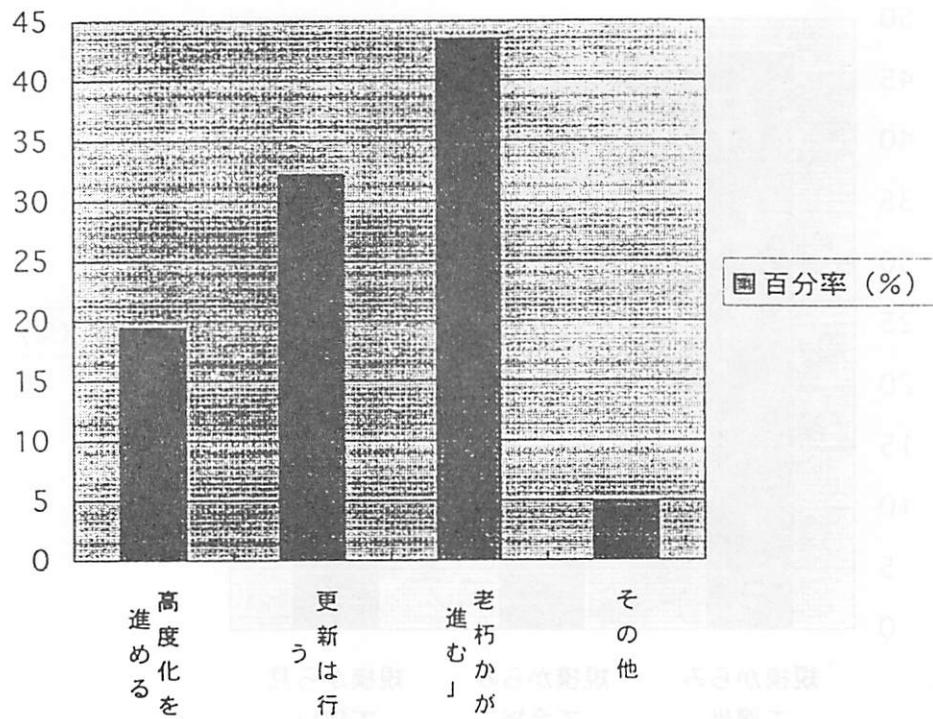
タイトル	件数	百分率	回答者比率
製品開発力	111 ケン	12.3 %	11.4 %
製造技術	356 ケン	39.4 %	36.6 %
生産効率	295 ケン	32.6 %	30.3 %
品質管理	236 ケン	26.1 %	24.2 %
事務効率	11 ケン	1.2 %	1.1 %
営業力	128 ケン	14.2 %	13.1 %
流通部門の効率	27 ケン	3.0 %	2.8 %
その他	17 ケン	1.9 %	1.7 %
無回答	70 ケン	0.0 %	7.2 %
TOTAL	1,251 ケン	130.7 %	128.4 %

労務上の問題



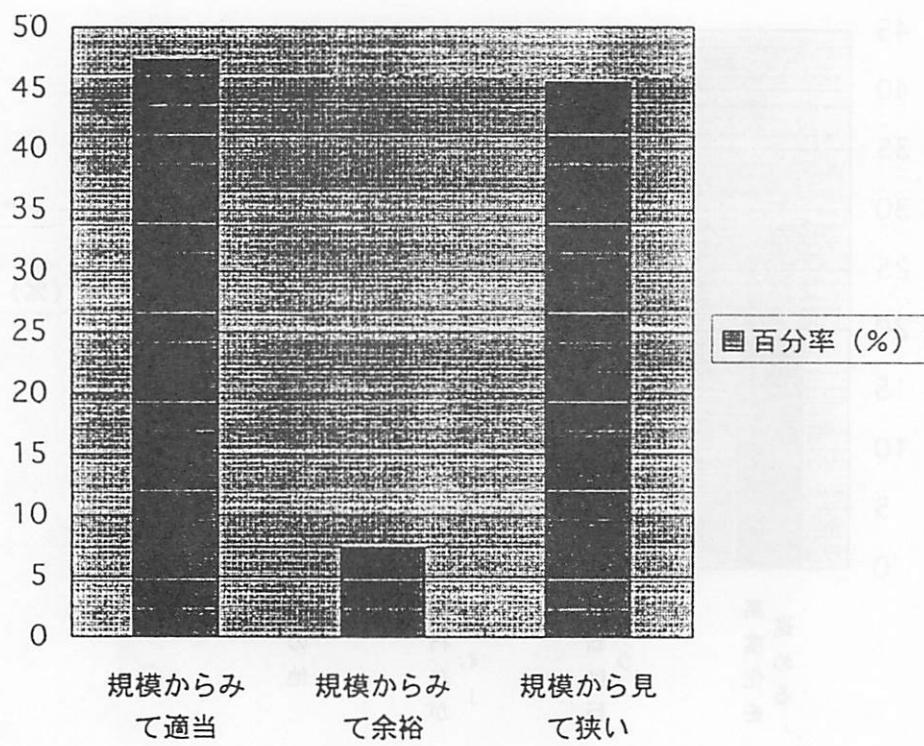
タイトル	件数	百分率	解答者比率
一般技能者が不足	194 ケン	24.2 %	19.9 %
一般技能者が過剰	2 ケン	0.2 %	0.2 %
熟練技能者が不足	238 ケン	29.7 %	24.4 %
熟練技能者が過剰	3 ケン	0.4 %	0.3 %
技術者が不足	303 ケン	37.8 %	31.1 %
技術者が過剰	4 ケン	0.5 %	0.4 %
商品開発要員不足	109 ケン	13.6 %	11.2 %
商品開発要員過剰	2 ケン	0.2 %	0.2 %
事務系社員が不足	62 ケン	7.7 %	6.4 %
事務系社員が過剰	9 ケン	1.1 %	0.9 %
従業員の高賃金	174 ケン	21.7 %	17.9 %
従業員の高齢化	424 ケン	52.9 %	43.5 %
無回答	172 ケン	0.0 %	17.7 %
TOTAL	1696 ケン	100.0 %	100.0 %

生産設備について



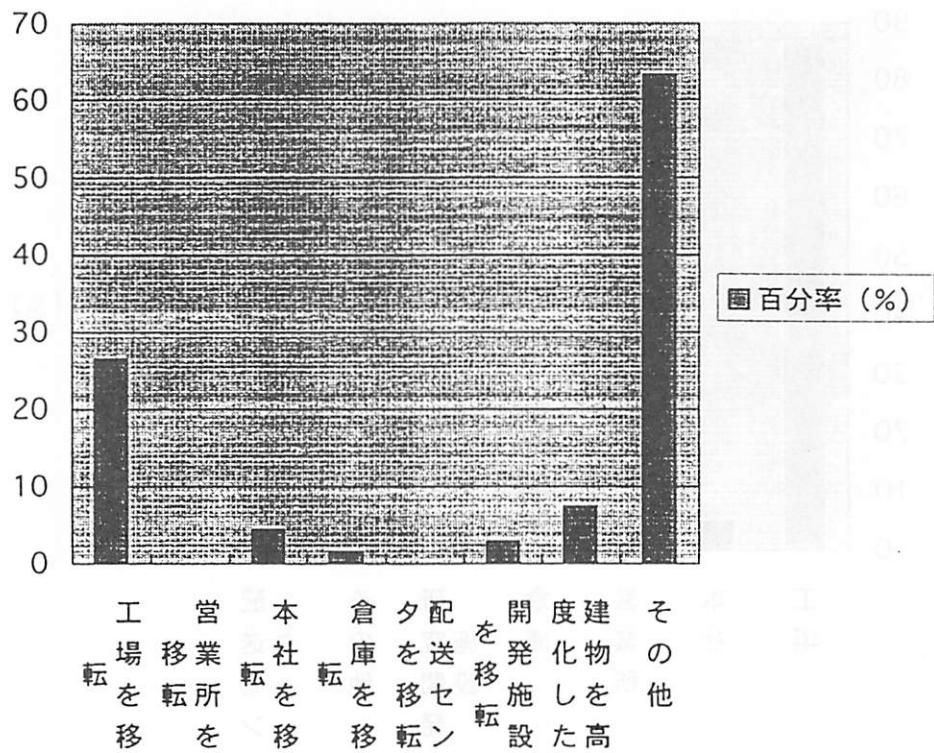
タイトル	件数	百分率
高度化を進めめる	161 ケン	19.4 %
更新は行う	267 ケン	32.2 %
老朽化が進む	360 ケン	43.5 %
その他	40 ケン	4.8 %
TOTAL	974 ケン	99.9 %

敷地について



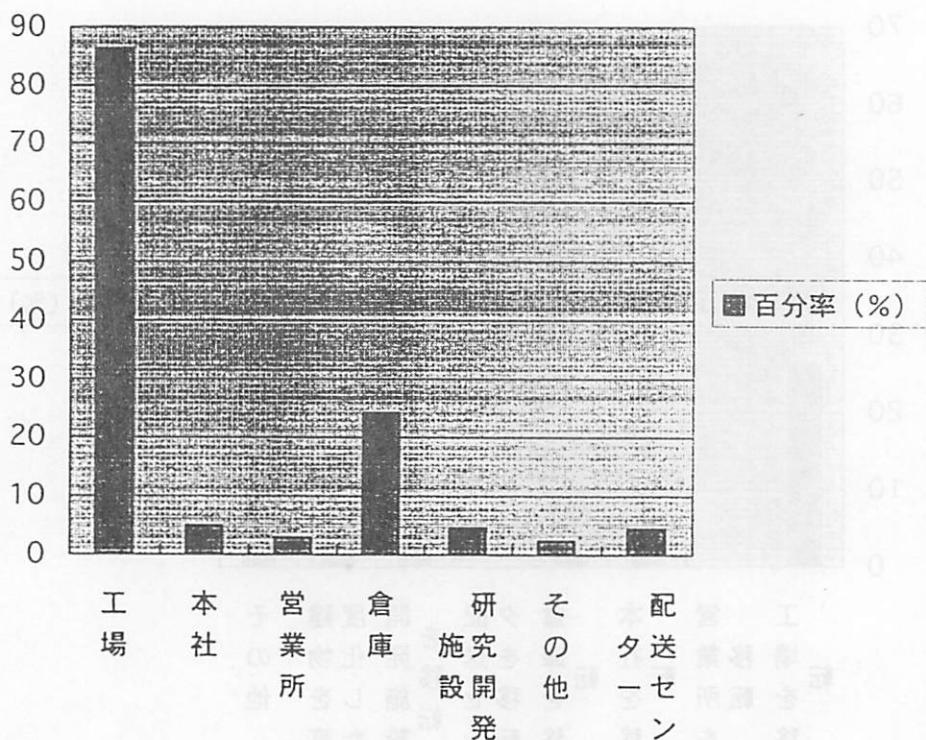
タイトル	件数	百分率
規模からみて適当	428 ケン	47.3 %
規模からみて余裕	66 ケン	7.3 %
規模から見て狭い	410 ケン	45.4 %
無回答	70 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

余裕のある理由



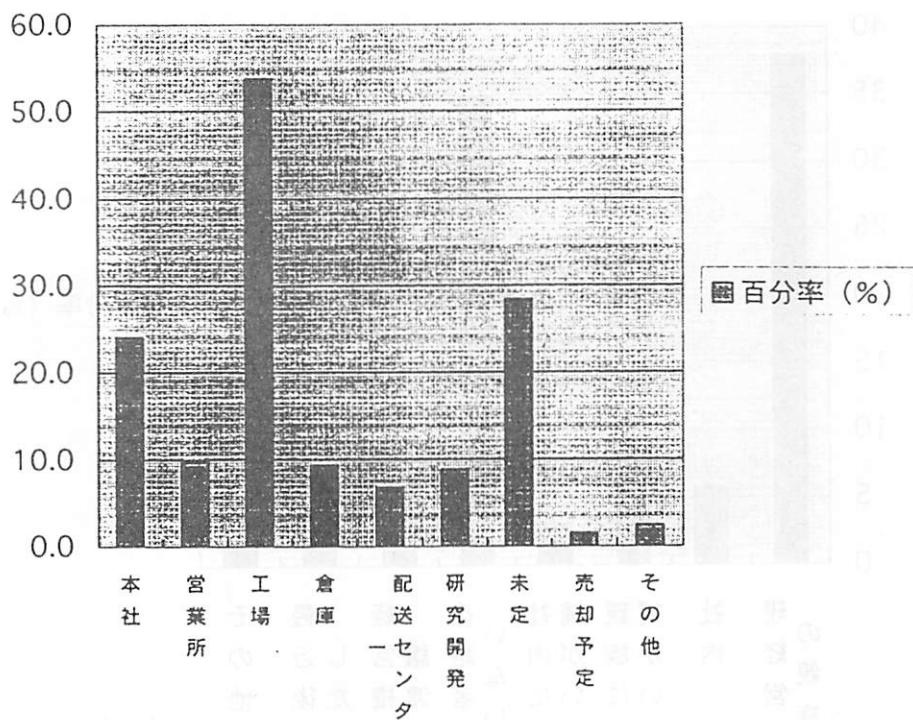
タイトル	件数	百分率	回答者比率
工場を移転	18 ケン	26.5 %	1.8 %
本社を移転	0 ケン	0.0 %	0.0 %
倉庫を移転	3 ケン	4.4 %	0.3 %
夕方を送り移す	1 ケン	1.5 %	0.1 %
開発施設を移転	0 ケン	0.0 %	0.0 %
配送センターを移転	2 ケン	2.9 %	0.2 %
建物を高度化した	5 ケン	7.4 %	0.5 %
その他	43 ケン	63.2 %	4.4 %
無回答	906 ケン	0.0 %	93.0 %
TOTAL	978 ケン	105.9 %	100.3 %

敷地で狭い施設



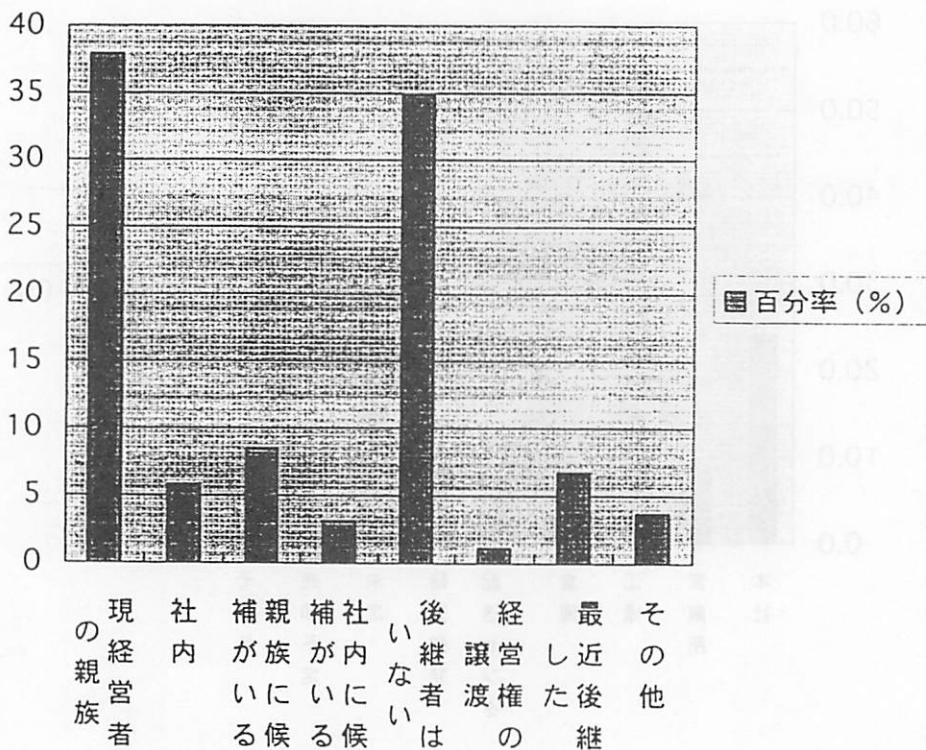
項目	件数	百分率	回答者比率
工場	354 ケン	86.3 %	36.3 %
本社	20 ケン	4.9 %	2.1 %
営業所	12 ケン	2.9 %	1.2 %
倉庫	99 ケン	24.1 %	10.2 %
研究開発施設	19 ケン	4.6 %	2.0 %
その他	10 ケン	2.4 %	1.0 %
配送センター	18 ケン	4.4 %	1.8 %
無回答	564 ケン	0.0 %	57.9 %
■ TOTAL ■	1096 ケン	129.6 %	112.5 %

将来の機能



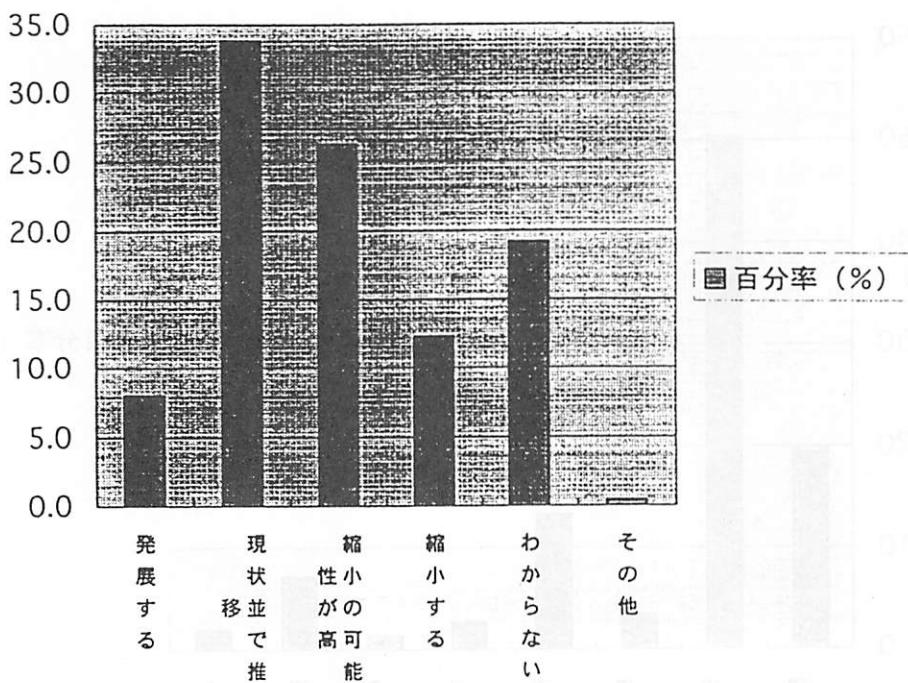
タイトル	件数	百分率	解答者比率
本社	194 ケン	24.0 %	19.9 %
営業所	78 ケン	9.7 %	8.0 %
工場	433 ケン	53.7 %	44.5 %
倉庫	75 ケン	9.3 %	7.7 %
配送センター	54 ケン	6.7 %	5.5 %
研究開発	71 ケン	8.8 %	7.3 %
未定	229 ケン	28.4 %	23.5 %
売却予定	12 ケン	1.5 %	1.2 %
その他	19 ケン	2.4 %	2.0 %
無回答	167 ケン	0.0 %	17.1 %
TOTAL	1332 ケン	144.5 %	136.7 %

後継者について



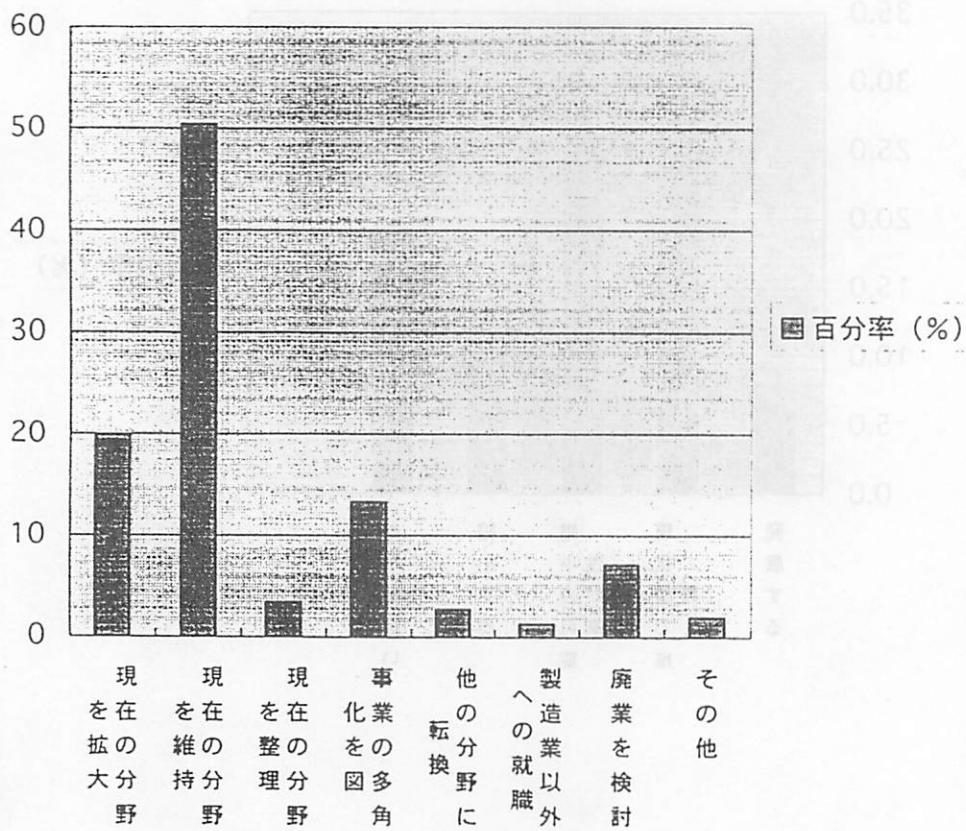
タイトル	件数	百分率	解答者比率
現経営者の親族	340 ケン	37.9 %	34.9 %
社内	52 ケン	5.8 %	5.3 %
親族に候補がいる	76 ケン	8.5 %	7.8 %
社内に候補がいる	28 ケン	3.1 %	2.9 %
後継者はいない	313 ケン	34.9 %	32.1 %
経営権の譲渡	10 ケン	1.1 %	1.0 %
最近後継した	60 ケン	6.7 %	6.2 %
その他	33 ケン	3.7 %	3.4 %
無回答	76 ケン	0.0 %	7.8 %
TOTAL	988 ケン	101.7 %	101.4 %

業界の将来性



タイトル	件数	百分率
発展する	74 ケン	8.0 %
現状並みで推移	311 ケン	33.8 %
縮小の可能性が高	241 ケン	26.2 %
縮小する	113 ケン	12.3 %
わからない	177 ケン	19.2 %
その他	4 ケン	0.4 %
無回答	54 ケン	0.0 %
合計	974 ケン	100.0 %

今後の経営方針



タイトル	件数	百分率
現在の分野を拡大	181 ケン	19.9 %
現在の分野を維持	459 ケン	50.4 %
現在の分野を整理	31 ケン	3.4 %
事業の多角化を図る	121 ケン	13.3 %
他の分野に転換	25 ケン	2.7 %
製造業以外への就職	12 ケン	1.3 %
廃業を検討	65 ケン	7.1 %
その他	17 ケン	1.9 %
無回答	63 ケン	0.0 %
TOTAL	974 ケン	100.0 %

経営上の課題

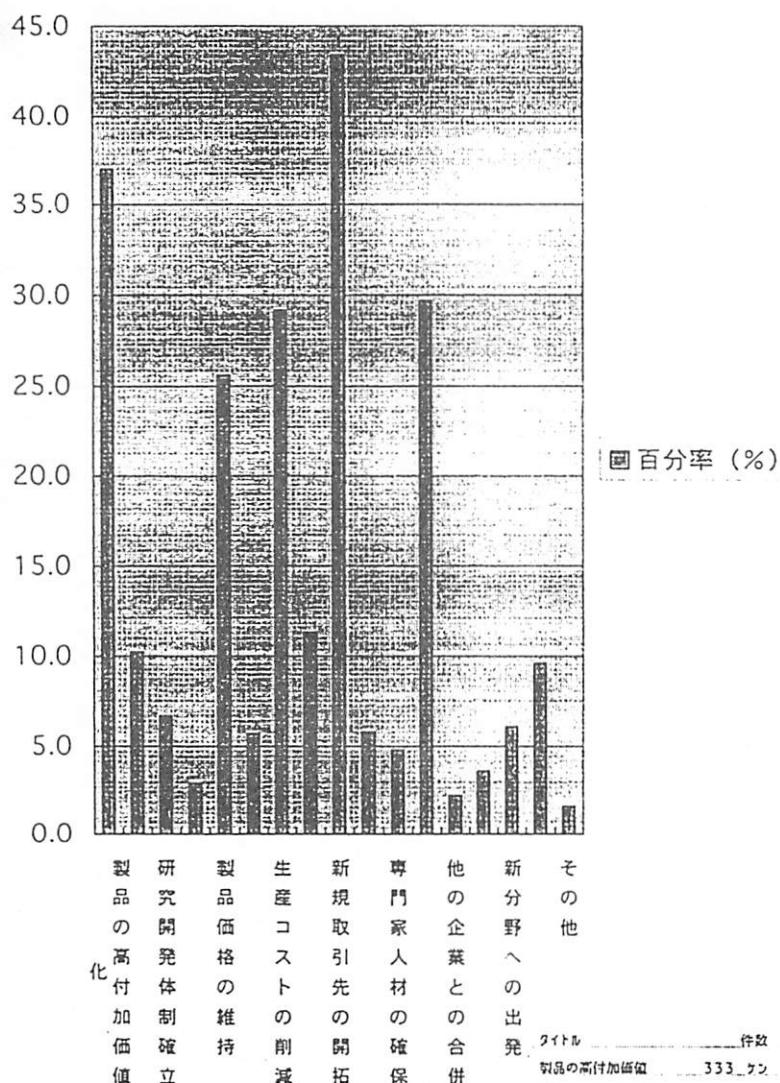


図 百分率 (%)

タイトル	件数	百分率	解説比率
製品の高付加価値	333 ケン	37.0 %	34.2 %
低コスト安定供給	92 ケン	10.2 %	9.4 %
研究開発体制確立	60 ケン	6.7 %	6.2 %
管理部門の効率的	26 ケン	2.9 %	2.7 %
製品価格の維持	230 ケン	25.6 %	23.6 %
販賣経費の削減	51 ケン	5.7 %	5.2 %
生産コストの削減	263 ケン	29.2 %	27.0 %
人件費の削減	102 ケン	11.3 %	10.5 %
新規取引先の開拓	391 ケン	43.4 %	40.1 %
専門人材の確保	52 ケン	5.8 %	5.3 %
専門家人材の確保	43 ケン	4.8 %	4.4 %
若手労働力の確保	267 ケン	29.7 %	27.4 %
他の企業との合併	20 ケン	2.2 %	2.1 %
海外市場への進出	32 ケン	3.6 %	3.3 %
新分野への進出	55 ケン	6.1 %	5.6 %
供給者の育成	86 ケン	9.6 %	8.8 %
その他	14 ケン	1.6 %	1.4 %
無回答	95 ケン	0.0 %	0.8 %
■TOTAL■	2212 ケン	235.4 %	227.0 %

第2部 関大生が見た 東大阪中小企業

第2部では、今回の調査において学生が生きた経験として学び、感じ取ったことを、代表として大西ゼミで中小企業の研究をしている [] 、
両名の論文を掲載することで、現在の中小企業を皆様方にも知
っていただきたいということを主旨としている。

「東大阪商工会議所の実態」

～ 実績そしてこれからの展望～

まえがき

「個性豊かな企業の集まり」。この言葉こそ、商業の街「大阪」を支える中小企業のことを明確にあらわしているといつても過言ではないであろう。

バブルの崩壊と価格破壊の進行、円高の定着、アジアNIES(新興企業経済群)の攻勢、さらには阪神・淡路大震災の後遺症という産業界を取り巻く内外の環境の厳しさの中で、間髪を入れずに新しい対応策を打ち出す機動力とバイタリティこそ、大阪の中堅企業そして小企業にみられる特色なのである。それは、「大阪が元気だ」とよく言われるゆえんであると同時に、関西国際空港開港を機に、アジアをはじめとする世界各国の市場をにらんだ海外戦略を加速させる一方、ニュービジネス、ニューサービスの芽を伸ばすという新たな飛躍が望まれるまでに発展してきた要因なのだ。

このような発展を遂げるまでの経過には、企業自体の「新製品開発」までの従業員の血の滲むような努力、苦労などがあったであろう。しかし、そういった企業を、いつも陰から支援していくのは、『商工会議所』という存在であった。

そこで私は、大阪の中小企業を支える縁の下の力持ちはな存在、『商工会議所』の中から、私の住んでいる街、東大阪市にある『東大阪商工会議所』の主に「工」の分野に注目し、どのような施策などがおこなわれ、今まで中小企業にどのような影響を与えてきたのか、また中小企業の活躍に対してどのような見方を強めているのか、などを東大阪商工会議所の歴史（1937年～1954年）とともに、明確にしていくことにする。

目次

I , 東大阪商工会議所の歴史

1, 1937年(昭和12)～1945年(昭和20)

～「設立」から「統合・再建」へ～ ・・・ 70

- a, 布施商工会議所の「設立認可」 b, 「第一期議員選出」、
「商工相談所開設」など c, 第1回大陸視察会実施など
- d, 市より土地建物払い下げなど e, 布施商工会議所の改

修工事完成 f, 第二期議員選出 g, 大阪府商工經濟会への統合～布施商工会議所の解散～ h, 『布施商工会議所史』の刊行

2, 当時の商工会議所の事業と 商工業の状況 78

A, 地域と商工会議所事業

①諸施設の開設

a,商工相談所 b,銃後商工相談所 c,商工陳列所

②各種行事の開催

a,講演会 b,懇談会 c,講演会・講座 d,その他行事

③経済視察と調査

a,国内経済視察 b,海外経済視察 c,調査活動

B,商工業の状況～『布施商工人名録』から見える実情～

①商工業の概況

②金属・機械器具類の状況

3, 1946年(昭和21)～1953年(昭和28)

～「再発足」から「組織変更」へ～ 85

a,戦後の再発足 b,第5代会頭・副会頭が就任 c,相次ぐ会頭交代劇 d,「布施まつり」の開催 e,第7代会頭徳美信三と財政建て直し f,森田会頭の就任・新年賀開催・布施電話局統一

4, 戦後の混乱のなかで 91 ～「商工会議所再建」への道～

①商工業振興策の展開

a,各種団体の設立

b,商工相談の実施

②地域発展の基礎づくり

a,電話統一促進運動 b,産業基盤の整備 c,工芸指導所関西支所の布施市移管 d,河内銀行創設に協力

II, 「中小企業成長」の実情	
1, 東大阪市工業の現状	
～資料からの分析～	96
a, 東大阪市・工業の概要など	
2, 東大阪商工会議所からみた	
市域工業の現状	99
A, 中堅・中小企業製造業	
a, 不況下に於ける中堅・中小製造業の選択	
b, 今後進みゆく方向	
B, トップシェア企業	
III, 現在の東大阪商工会議所の事業内容	
1, 中小企業の構造変化への対応と	
中小企業の支援	104
a, 要望活動 b, 調査と情報活動 c, 地域のPRと取引交流会の開催 d, 講演・講習会の開催 e, 中小企業振興月間と商業振興月間の開催 f, 「ばいたるピア東大阪'96」の開催 g, モノ造りネットワークシステム（技術支援事業）の拡充 h, トップス東大阪を創設 i, 異業種交流と産官学の交流 j, 國際交流事業	
2, 小規模事業の経営改善と創業支援	106
a, 経営相談と指導 b, 経営改善講習会の開催 c, 経営改善資金融資の推薦と金融斡旋 d, 繼続記帳指導 e, 倒産防止特別相談 f, 各種共催制度の普及	
3, 労働構造の変化への対応	108
a, 中小企業の労働力確保 b, 人材の育成 c, 集団健康診断の実施 d, 福祉の増進	

4, 地域産業の立地環境づくりと 情報化の促進	109
a, 産業基盤整備のための要望活動	
b, 中小企業都市サミットとフェアの推進	
c, 地域情報化などの推進	
5, 運営の合理化と会員サービスの向上	112
a, 議員選挙制度の改正	
b, 会員等に関する情報サービス	
c, 事務の合理化と職員研修	
IV, 各章ごとの私の見解	
1, 第一章 『東大阪商工会議所 の歴史』について	113
2, 第二章 『「中小企業成長」 の実情』について	114
3, 第三章 『現在の東大阪商工会議所の 事業内容』について	115
さいごに	117
<参考文献>	118

I, 東大阪商工会議所の歴史

1, 1937年（昭和12）～1945年（昭和20）
～「設立」から「統合・再建」へ～

a, 布施商工会議所の「設立認可」

東大阪商工会議所は、布施市制発足と同年の1937年（昭和12）に、大阪府による布施市長への商工会議所設置についての調査委託や三重県津、宇治山田両商工会議所など、ほかの地域の視察などを経て、商工会議所設立反対運動が起こる中、認可をいただいた12月、「布施商工会議所」という名称で設立されたのがはじまりである。

設立総会（12.11.16）於 布施第1小学校

設立認可電報（12.12.28）
「カイギショセイリツノケンホンジツニンカセラル」
ヤマグチ

b, 「第一期議員選出」、「商工相談所開設」など

会議所を運営していく役員は、1938年（昭和13）3月におこなわれた第1回議員総会において、会頭、副会頭、常務理事などが決定された。就任を果たした1人である布施商工会議所の産みの親、初代会頭・小菅米策氏は、地域開発の野望に燃え、工業未発達な中にあって、布施工業会、布施栄養食組合の長をつとめ、工業振興の基礎を築いた人物であったが、会頭に

初代会頭 小 菅 米 策 氏

選出されるまでには、かなりの苦労があった。当時、議員であった向畠四十二氏の語るところに注目してみると、

「当時は発起人総代が初代会頭になると思い、安心していたが、「反対も多いのでどうなるか分からぬ」と言われまして、これは大変だとみんなで一晩缶詰で作戦を立てた訳です。たった二票差で小菅さんが勝ったんですが、うれしかったです。」（「四十年の思い出を語る」より）

こうして辛くも会頭という座についた小菅氏は、副会頭、常用議員と協力し合い、初年度予算総額20,042円で布施商工会議所の活動を展開していくことになったのである。

大軌電鉄（現近鉄）永和駅が新設される中、布施商工会議所は、商工相談所を開設した。この相談所では、地域商工業者の要望に応じて、企業整備・経済諸法令・組合諸施設をはじめあらゆる種類の商工相談に当たった。またこのほかに、地域商工業者との接点となる施設として商工図書館が設けられ、全国商工人名録・全国商工会議所報・統計年報・経済諸法令・官報以下各種公報・各種経済図書・新聞雑誌などが備え付けられ、一般に開放されていた。

本商工会議所自体も、昭和13年5月から月報を刊行していて、はじめは布施商工会議所月報『布施』と題されていたが、昭和16年1月から、月報『実業之布施』と改題された。昭和18年頃には三千部が発行され、地域商工業者はいうまでもなく、全国関係方面に配布されるまでに発展した。

このほか、1938年（昭和13）は、7月に布施貿易会を設立し、8月には布施商工業実情調査実施、9月は布施小売振興会設立など、布施市の商工業に関わる事業に懸命に取り組み、商工会議所の活躍の場を広げていくことになる。

c. 第1回大陸視察会実施など

大阪市産業報国会が結成され、東大阪に府立第7職工学校（現布施工業高校）が設立された1939年（昭和14年）は、2月に遺家族援護のため具体的事業として、愛國婦人会大阪支部・布施市共催のもと、本所主催による第1回軍人遺家族洋裁講習会を開催した。期間は2～3ヶ月間、受講者50名前後で、その中には後に共同で洋裁店を開業した者もあった。また5月には、参加者7名による第1回大陸視察会が実施され、満州や北支那などが視察された。

様々な地域の工業発達のための事業が実施されていくなかで、その一方では本所主催による「第一回布施市学童珠算競技大会」を実施（7月）し、学童達の学力向上の場を設ける一面もみられた。この催しは、以後昭和17年まで毎年開催された。

本所主催による第1回軍人遺家族洋裁講習会
(14.2.10)

このほかにも、この年の8月に物価委員会を設置し、物価の統制に協力し、12月には、都市合併委員会を設置し、大阪市との合併を調査研究したのである。

d. 市より土地建物払下げなど

1940年（昭和15年）、社会は米内光政内閣が成立（1月）し、日独伊三国同盟が結成された（9月）。地域の動きは布施市長に鳥羽源四郎氏就任などがあったが、商工会議所では、2月に商店経費切下げ展覧会を開催し、商品陳列所を開館した。また、4月には第2回大陸視察会を実施し、中支那などを12人が視察した。

それだけではない。昭和15年に入ると、この年がいわゆる皇紀2600年に当たるため、本商工会議所においても記念事業が計画されたが、その一環として所舎買収もようやく具体化してきた。そして同年2月、本商工会議所は市に対し、公式に「市有地及建物払下願」を提出するにいたった。これによると土地150坪、建物延坪で201坪である。実際の敷地は268坪であったが、市有地が150坪で残りは個人私有地を借りていたのである。商工会議所の払下げ希望価格は土地建物あわせて一万円、希望時期は3月31日までという条件であった。

市側が売却を決定した以上、残る問題は価格でどう折りあいをつけるかということである。市会の評価委員会は二万円を適正価格として、一万円を希望する商工会議所委員と交渉したが折りあわず、結局昭和15年7月23日にいたり双方歩み寄りのかっこうで、15,000円（土地6,262円50銭・建物8,737円50銭）で払い下げということに決まった。笹崎政雄氏の言を借りれば、商工会議所側は、「二万円のところを一万五千円に値切って買った」（「四十年の思い出を語る」より）のである。ちなみに市有地以外の敷地（個人私有地）は賃借りとしたという。その後8月31日土地譲渡証書が布施市長から発布され、正式に決定をみた。ついで10月3日付を以て建物の譲渡手続きが完了、所舎の買収はようやく決着したのであった。

e. 布施商工会議所の改修工事完成

日ソ中立条約や第三次近衛文麿内閣が成立した1941年（昭和16）は、5月に第3回大陸視察会実施され、満州、朝鮮などを視察した年であったが、新たに会頭が選任された年でもあった。

その気になる第2代会頭であるが、初代会頭小菅米策氏の退任後2ヶ月間空席のままであったが、2月23日の第20回議員総会において、副会頭岡部廣之が選任されたのである。岡部氏の任期は小菅前会頭の残任期間を受け継いだものであり、一年間という短さではあったが、同年11月に懸案の所舎改修工事を完成（写真 次ページ）させ、

第2代会頭 岡 部 広 之 氏

現在の会館が完成するまでの間、地域の経済センターとして使用されるという大きな功績を残したのである。

ゴム製造所を経営する岡部氏は、会頭退任後も議員を続け、ゴム業界の指導者と目されていたが、惜しくも昭和18年3月3日に没したのである。

このほか、この年には11月7日から10日の4日間、第1回布施市児童考案創作品展覧会を開催し、子供達に関する催しを積極的に取り入れたのであった。（写真下）

第1回布施市児童考案創作品展受賞者（16.11.7）

木所達物改修工事竣工（16.11.3）

f. 第二期議員選出

関西配電が設立し、羽衣に府立水産試験所ができた1942年（昭和17）、年明け早々から緒戦の戦勝気分に湧きたつなかで布施商工会議所は、第二期の議員選挙の準備に取りかかった。議員任期は4年間であるから、

前回第一期の選挙がおこなわれた昭和13年2月20日からちょうど4年後に次の選挙をおこなうのである。

さて、第二期議員選挙の執行告示は、昭和17年1月30日におこなわれたのだが、今回の選挙では戦時下の緊迫した情勢を反映して、きわめて特徴的な方法がとらわれることになった。すなわち、次の2点である。

- ① 候補者全員による共同事務所を設置し、同一選挙事務所による、いわゆる共同選挙制を採用したこと
- ② 競争心理の悪戯な昂揚を抑制するため、候補者間の申し合わせによる定員無競争選挙をめざしたこと

これらは、選挙に要する経費や労力の節減はいうまでもなく、前期選挙にみられた選挙違反の根絶を期したものであったが、一面では国家総力戦体制下での社会統制という意味合いをも含むものであった。いずれにせよ、これらの方法は、超法規的な便宜的措置であり、結局は関係者の自粛にまたねばならない。そのため、執行告示以前に立候補予想者らが、布施警察署に集められ、さきの2点を主とする選挙協定事項がとりきめられていたのである。

選挙は、2月20日に執行された。投票者は1,198名。有権者総数は3,433名であるから投票率は34.90%であった。第一期選挙のそれは、92.50%であったから、甚だしい低下ぶりといえるが、完全な無風選挙とあって有権者の関心が高まらないのも無理はなかった。なお投票方式が第一期選挙での5名連記制から、すでに単記制に改正されていたのも忘れてはならない。そして、あわせて37名の全議員が確定したのである。

またこの年、新しい会頭・副会頭が選任された。同年の2月19日に岡部廣之会頭、藤田兼良・高橋岩次郎両副会頭が辞任したのを受けて、三宅清六氏が第3代会頭に、森田謙三・藤田兼良両氏が副会頭に就任した（藤田氏は再度副会頭に就任）。

第3代会頭 三宅清六氏

ここで第3代会頭に就任された三宅清六氏についてみてみることにする。布施商工会議所の創立期、市域の主要産業であった鋳物工業の発展を支えるべく、鋳物機械の改良、改善に努力されていた三宅氏は小菅会頭の下、昭和13年10月に副会頭に選任されるや、岡部副会頭とともに、商工会議所の組織づくりに尽力された。昭和16年2月、小菅会頭の辞任に伴い一端、商工会議所役員を辞されたが、翌17年に会頭に就任、戦局厳しい制約の中、会議所の運営に当たる。しかし、翌18年9月に解散、大阪商工会議所に統合されることによって辞任やむなきにいたったのである。

このほかこの年は、新興代用品展覧会並びに第2回布施市学童考案創作品展覧会を開催した年でもあった。（写真下）

新興代用品展覧会（17.10.8～12）

g. 大阪府商工経済会への統合～布施商工会議所の解散～
商工組合法、商工経済会法が公布され、大阪22区制が実施された1943年（昭和18）は、戦前における布施商工会議所の最後の年となった。

三月に公布された商工経済会法により、布施商工会議所の解散も時間の問題となった。布施商工会議所ではその準備をすすめるとともに、解散に

ともなう諸行事を実施することになった。その手始めは、布施市商工業物故功労者の慰靈祭である。慰靈祭は、昭和18年5月7日、布施商工会議所において仏式により、三宅清六会頭を祭主として執行された。また、現職の役員・議員・職員に対する表彰、解散記念表彰もおこなわれた。

本市商工業物故功労者慰靈祭
(昭和18年5月7日)

そして、同年9月22日布施商工会議所は、解散式の日を迎えた。出席の来賓・全議員・全職員を前にして、三宅清六会頭は布施商工会議所の解散を宣言した。昭和12年12月28日、設立認可を受けてより5年9ヶ月にわたり、布施商工業発展のために活動を続けてきた布施商工会議所は、大阪府商工経済会に統合されるかたちで、ここに一旦その歴史に幕を閉じたのである。

解散時の本商工会議所事務局職員
(昭和18年9月22日)

h, 『布施商工会議所史』の刊行

昭和19年5月25日には『布施商工会議所史』が刊行された。この所史は布施実業協会内に設けられた編纂委員会が編集・刊行したもので、本商工会議所の設立から解散までを沿革・定款・事業・建議陳情など各テーマごとにまとめ、全477頁に及んでいる。現在では、失われてしまった原資料をも豊富に収載した貴重な記録である。序文日付が解散と同日の昭和18年9月22日となっていることなどからみて、解散前から刊行が計画されていたと思われる。すぐれた見識というべきであろう。

「布施商工会議所史」発行 (19.5.25)

昭和19年といえば、敗戦の様相が一般の国民にもはっきり感じとられるようになっていた頃であった。同年7月には、サイパン島が陥落、ここを基地として飛びたつアメリカ軍のB29爆撃機によって、日本本土の大半が空襲圏内に入った。そして、翌20年3月14日に大阪が大空襲を受けた。布施市も数回にわたって爆撃に見舞われ、敗戦までに右の表のような被害をこうむったのであった。

しかし、終戦後同年11月から布施実業協会が中心となって布施商工会議所再建の動きがおこり、復活期を迎えるのである。

布施市の戦災被害状況

焼失	895戸
半焼	85戸
全焼	51戸
半壊	66戸
死者	37名
軽傷者	69名
全戦災者	3,300名

2. 戦前の布施商工会議所の事業と商工業の状況

A. 地域と商工会議所事業

① 諸施設の開設

a. 商工相談所

商工会議所において、地域商工業者との直接的接点となるのが、商工相談所であった。ことに中小会議所の場合、相談所すなわち商工会議所と目されるほど、商工会議所機能の大半を占めていたといわれる。設立当初、定款の上では商工相談所設置は定められていなかったが、実際には、昭和17年3月14日の議員総会においてであり、改正認可は4月10日付でなされている。

この相談所では、地域商工業者の要望に応じて、企業整備・経済諸法令・組合諸施設をはじめ、あらゆる種類の商工相談にあたった。もちろん無料であった。よって、この商工相談所が大いに利用されたことはいうまでもないであろう。

b, 銃後商工相談所

商工相談所と同時に昭和13年4月1日から、銃後商工相談が併設された。とくに応召軍人の遺家族ならびに帰還軍人による商工業経営について、指導援護にあたっていた。これに関連して、昭和13年10月に遺家族援護のため、大阪府商業奉仕委員制度が制定され、布施商工会議所内に布施市事務所が置かれたのである（のちに商工奉仕委員と改称、事務所は市役所内に移転）。

c, 商工陳列所

昭和15年2月11日には、いわゆる皇紀2600年事業の一環として商品陳列所が開館した。総工費3,000余円・所要期間3カ月を要した施設で、布施市の重要産業品として機械器具・セルロイド・鋳物・木工・金網・ナット類・化学・ゴム各製品など5,000点が出品されていた。

② 各種行事の開催

経済知識の普及などをはかるため、講演会・懇談会・講習会などを開催することも主な活動の一つである。とはいえ、当時の情勢を反映して戦時経済にかかわる内容のものが、圧倒的な量を占める結果になっている。そのうちのいくつかを紹介する。

a, 講演会

税法関係のものを除き、最初の講演会は、昭和13年6月29日の時局講演で、塩沢元次大阪時事新報編集局長が、「現下の情勢について」のテーマで講演している。こののちも戦時経済講演会の類がほとんどで、戦争に直接かかわらないようにみえるのは、昭和16年5月3日の本多光太郎大阪府経済部顧問（東北帝大総長）らによる「鋼の熱処理」ぐらいなものである。講演会は、昭和13年6月～18年3月まで、計17回を数える（税法関係を除く）。

b, 懇談会

また、懇談会においても、「統制経済と本市商工業の動向」（昭和15年1月）や、「奢侈販売について」（同年10月・布施警察署共催）など

戦時色の濃いものが多いが、なかには「工場誘致対策」懇談会などもある。数は、昭和13年8月～18年4月まで計27回である。なおこのほか、税法関係のみの講演会・懇談会が、昭和13年4月～18年3月まで合わせて17回もあり、税に対する関心の高さをうかがわせている。

c, 講習会・講座

講習会及び講座は、昭和13年6月～18年4月まで計6回開かれていて、原価計算方法など技術的なことを扱っている。そのうち、13年6月2日から1ヶ月にわたる初等中国語速成講座が開かれていて興味深いが、果たして、中国大陆にわたる人々を対象にしたものであろうか。その点については、はっきりしていない。

d, その他の行事

これらのほかに、展覧会・競技会・修養会が開かれた。また指導奨励も行われていた。簡単に列挙する。

<展覧会>

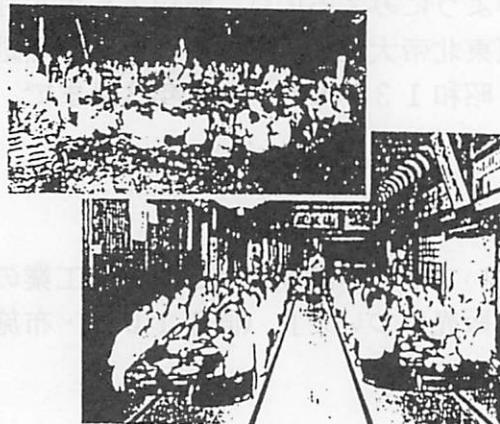
昭和13年10月商品实物見本展示会から昭和18年2月移動展「われ祖国と共に」まで計10回。

<競技会>

昭和13年6月学童珠競技会（布施商工会議所後援）から、昭和17年6月第4回布施市学童珠算競技大会まで、計7回（すべて珠算関係）。

<修養会>

昭和14年8月商店従業員修養会（70名参加 豊中・池田市と合同）から昭和18年8月商店季節道場（40名参加）まで、計5回。



<指導奨励>

昭和14年9月正札販売も強調（ポスター）から昭和17年8月親切週間の実施まで、計16回。

なお、行事としての指導奨励ではないが、本商工会議所商業部・貿易部の指導斡旋により、布施小売振興会及び布施貿易協会が設立され、会議所内に事務所がおかれている。小売振興会は昭和13年9月創立で、本商工会議所商業部・市内各商店会・商業団体などによって組織され、物品販売業免許法案問題の際には大いに活躍した。貿易協会は、昭和13年7月創立で、布施商工会議所貿易部及び市内貿易業者によって組織された。しかし、振興会・協会ともに昭和18年3月、商工会議所の解散にさきだって解散されている。

③ 経済視察と調査

地域商工業の発展をはかるために、地域の実情を知る必要があることはいうまでもない。そのためには、国内外を問わず、他の地域の状況を知ることもまた重要である。このような観点から、布施商工会議所では議員・職員による視察を、機会あるたびに行なった。

a.国内経済視察

国内経済視察の最初は、昭和13年4月6～7日の稻村亀次ほか1名による大津市の商業視察である。その後、13年度計4回、14年度3回、15年度4回、16年度2回、17年度5回、18年度6回となっている。その視察先はほとんど各都市の産業視察であり、東は名古屋から西は四国の徳島・高知両市、あるいは中国地方の各市に及んでいる。視察員は、5名前後の場合が多い。

b.海外経済視察

国外経済視察は、すなわち中国大陆及び朝鮮半島への視察で前後3回行なわれた。第一回は昭和14年5月13日から27日間で、三宅清六副会頭以下、議員5名、理事代理1名、計7名が参加、長春・奉天・錦縣・北京・天津・濟南・青島の中国東部の諸都市を視察した。第二回は15年4

月30日から17日間で、三宅清六以下、計12名参加、上海・杭州・蘇州・南京の中国中部の都市を視察した。

第三回は16年5月2日から19日間、木下茂太郎以下4名が、大連・奉天・撫順・新京（長春）・ハルビン・牡丹江・京城・釜山の中国及び朝鮮の諸都市を視察している。

これらの視察の成果は、様々な形で商工会議所に活かされた。

第2回中国経済視察
(昭和15年5月)

C. 調査活動

地域商工業そのもの実態調査としては、商工会議所存続の期間が五年半の短かさであったことも手伝って、多くの調査が行われたとは言い難い。その主なものとして、昭和13年8月商工業実情調査、昭和16年9月布施市小売業経営調査、さらに昭和17年8月に全国を対象として商工、農林両省後援により行なわれた小売業実態調査などがあった。

B. 商工業の状況 ~『布施商工人名録』から見える実情~

①商工業の概況

表1-4は、第1部各種物品製造販売業については第1～7の各類ごとに、また、第2部旅館・アパート業及び第3部特殊商工業については各部ごとに、事業所数・総納税額・一事業あたり平均納税額・最高及び最低納税額を求め、さらにたとえば300円以上500円未満にいくつの事業所というように、納税額帯ごとの事業所数分布を集計したものである。

商工業者総数は4,753事業所である。この数は個人事業所などの場合、経営者の氏名しか記されていないから、商工業従業者数ではない。工場・商店の従業員を含めた従事者総数は、おそらくその数倍に達するはずである。業種ごとに事業所数では、第1部第1類飲食料品類が1,415事業所と最も多く、全体の29.77パーセントを占める。これに第1部第2類繊維製品・衣料品類の571事業所を加えると、1,986事業、41.78パーセントに達し、数の上からは生活必需品の販売業者がやはり多いことがうかがわれる。とはいえ、第1部第5類金属・機械器具類が84

卷之三

7事業所とかなり多数であることも特徴的であり、このことは地場産業として古くから発達していた鋳物等を中心に関連生産が発達し、これらが戦時増産の必要のもとに興隆していたことを示している。

このような統制経済のもとでの商工業の一般的沈滞状況のなかで特定工業のみが突出的な興隆ぶりを示す様相は、納稅額のうえからみるとさらに明らかである。この人名録の記載様式では販売業と製造業の区別、すなわち

ち商業と工業の区別が厳密にはつけにくいのであるが、こころみにその区別をつけてみると事業所数比は商業3,707事業所・工業1,046事業所となって商業者のはうが圧倒的に多く、実に全体の78パーセントにあたる。ところが、納税総額では、商業97,292円81銭となって、ほぼ同額なのである。事業所数では商業の3分の1以下しかない工業が、ほぼ同額の営業税を納めているのだから、大ざっぱに言えば、平均的にみて工業は、商業の3倍以上の経営規模を持っていたことになる。

以上、概況を説明したこれらの業種から、私は金属・機械器具類に注目してみることにする。

② 金属・機械器具類の状況

当時の布施市商工業全体をとおして、最も盛んな様相を示しているのが、この第5類金属・機械器具類である。なかでも鉄工業の興隆ぶりは全業種を圧倒し、その事業所数352事業所は個別業種として第1位の数であり、また納税額分布では実に50円以上が過半数の182事業所に達する。さらに1,000円以上のきわめて高額の納税者が5事業所もあるうえに、最高納税額3,743円余は、他業種を断然ひきはなしている。さきにみた第一類米穀類商204事務所の総納税額が3,671円余であったことを踏まえれば、その額の大きさが分かろう。納税額分布では、30円以上200円未満層に厚く（合計207事務所）、中・大規模経営が多いことをうかがえる。

鉄工業につぐのは、布施市の伝統産業といってもよい鋳物業で、数の上では87事務所と鉄工業の4分の1にしかすぎないが、納税額50円以上300円未満層に集中する傾向を見せていることもあって（合計47事業所）、平均納税額では199円26銭と鉄工業の122円20銭を上回っている。

鉄工・鋳物をはじめとする、この第5類業種の地区分布には、あきらかに他業種と異なる特徴がみられる。すなわち他業種では、事業所数のうえで第1位足代・第2位小阪の順位がゆるがないのに、第5類のみは高井田が第1位188事業所で全体の21.51パーセントが集中している。もちろん足代周辺・小阪周辺にも集中してはいるが、相対的に規模の大きい工業経営が高い集中率をみせている点に、工業地帯としての高井田の特徴が示されている。

このような鉄工業を中心とする、金属・機械器具類関連の興隆の理由は、いうまでもなく軍需につながる戦時増産の対象業種であったためである。推測ではあるが、転廃業によって縮少を余儀なくされた商業部門から生みだされた余剰労働力は、主として鉄工業などに吸収されていったとみてよいであろう。

3, 1946（昭和21）～1953年（昭和28） ～「再発足」から「組織変更」へ～

a. 戦後の再発足

布施商工会議所再建の動きは、布施実業協会を中心に起こってきた。戦時下に商工会議所を統合していた商工経済会がやがて解散されることは明らかであり、地域の商工業者を総合的にまとめる団体があらためて必要であることはいうまでもなかった。

当時、商工会議所法は昭和18年廃止されたままであったから、商工会議所再建とはいっても直接の法的基盤はなく、商工会議所の名を冠した任意団体を民法上の社団法人として設立しようというものである。

設立に必要な基礎的資料の収集は、おおむね昭和20年中に終わり、翌21年に入ると設立手続きに向けた動きが具体化してきた。1月17日には、布施商工会議所設立事務所が設置された。このような商工会議所設立の動きは、布施市に限ったことではなく、2月1日には布施・尼崎・堺・西宮・吹田・池田・豊中・貝塚・岸和田・泉大津の10市による近畿中小都市商工会議所設立連盟が結成され、2月27日にはその第2回会合が布施市で開かれる。

社団法人布施商工会議所創立総会は、昭和21年8月6日、布施市本町通りの映画館朝日劇場を会場として開催された。そこで議論された議案の内容は、次の3点である。

- ① 社団法人布施商工会議所定款審議の件
- ② 一事業年度経費収支予算の件
- ③ 役員選任の件

議案①と②はその場で承認可決され、
③の役員選任については、議員ならびに
発起人総代の指名による役員選考委員に一任されることになった。

(社)布施商工会議所設立総会 於朝日劇場
(昭和21年8月6日)

総会終了後、同日午後にただちに役員選考委員会が開かれて、会頭以下監事まで16名の役員が決定した。

第4代会頭に就任した稗田豊太郎は、戦後いち早く商工会議所の再建に取り組み、昭和21年設立と同時に4代目会頭に就任した。しかし、戦争中、憲兵隊に属していたことから公職追放となり、翌22年に多くの方から慰留されたが、辞任された。

創立総会及び役員選任を終えた布施商工会議所は、昭和21年8月10日付を以て、商工省に対し、社会法人としての設立認可を申請した。これに対して同年10月3日付で星島二郎商工大臣名を以て、設立認可指令が下りた。布施商工会議所は、ただちに法人としての設立登記を完了し、正式に発足したのである。大阪商工会議所、堺商工会議所に続き、府下では3番目であった。

第4代会頭 稗田 豊太郎氏

b, 第5代会頭・副会頭が就任

布施労政事務所、布施簡易裁判所、地方検察庁などが開設された1947年(昭和22)は、2月に稗田豊太郎会頭、牧田与之助副会頭が辞任され、新しく第5代会頭牧田与之助、副会頭森田鎌三が就任した。

会頭に就任した牧田氏は、旺盛な事業欲に燃え、幾多の事業を興し、漁網機の開発は、撚糸工業に新たな漁網産業を興したといわれている。

稗田会頭の突如の辞任の後を受け、昭和22年会頭に就任、戦後の混乱期をまとめ、自らが率先して商工会議所の運営に当たり、晩年は箕面市で余生を過ごされた。

第5代会頭 牧田与之助氏

c.相次ぐ会頭交代劇

当時の河内市では近鉄花園駅の列車衝突事故で死者49名、負傷者272名を出すという大惨事が起こった1948年（昭和23）、9月に第5代会頭牧田与之助、そして両副会頭が辞任し、また議員総会で会頭・副会頭を選任しなければならなくなつた。このとき会頭に選任されたのが、父と共に親子2代にわたり、布施商工会議所の運営に功績を残した辰巳佐太郎氏である。

辰巳氏は、戦前に市議会を振り出しに政財界に活躍、昭和23年会頭に就任するや中小企業の金融問題と取り組み、府議会に立つべく昭和25年に辞任、26年府会入りを果たし2度議長をつとめ、38年布施市長、42年に三市合併をなして初代市長になられた偉大な方である。

第6代会頭 辰巳佐太郎氏

またこの年の9月1日から、取引高税が施行された。これを実施した布施税務署は、昭和23年12月12日に焼失、俊徳道駅前から足代の布施絹維製品配給(株)内に移転した。しかし、取引高税実施に伴い、取引高税係に、翌24年1月より約2カ月間、布施商工会議所の建物2階一部を貸し、それを機に、税務署跡と本所建物の交換の話が出たのである。

11月には、布施工業会が商工会議所に吸収され、12月には布施商工会議所と市による「布施市電話統一促進会」を発足し、市内に布施、八尾、稻田、玉川の4局があり、一元化をはかる運動を実施した。

d、「布施まつり」の開催

大阪経済復興5カ年計画が発表され、布施市中小企業互助会が発足された1949年（昭和24年）、布施市では「第1回布施まつり」を実施した。

布施まつりの開催の機運は、昭和23年9月に発足した布施市商業連合会に集結する商業関係者の間から沸きおこった。

これをうけて、布施工業会議所でも商業・工業両部会が中心となって各地の催事を調査するなど準備にあたり、昭和24年3月22日議員総会で開催を決定し、布施市にはたらきかけて市と共に開催することになったのである。

布施まつりの風景

e, 第7代会頭徳美信三と財政建て直し

布施工業会吸収を中心として財政難打開に尽力した第6代会頭辰巳氏であったが、1950年（昭和25年）1月、任期満了を待たずに病を理由に辞意を表明し、1月23日付で会頭を辞任した。後任会頭の選出は、同23日の議員総会で選考委員会に一任され、決定しだい書面で通知することに決まった。選考委員会では、徳美信三副会頭を選び、その結果、第7代会頭には徳美信三が1月23日付を以て就任した。

徳美氏の任期は、前任者辰巳の残任期間を引き継いでいたので、昭和25年10月に一旦任期満了となったものの、議員改選後も会頭に再選され、翌26年5月辞任するまで1年4カ月にわたった。この間、徳美会頭は布施工業会出身の役員・議員の協力を得て財政建て直しに全力を傾けた。その結果、昭和26年度には収入も安定し、財政難の克服に一応の

第7代会頭 徳美信三氏

目途がついた。『二六年度事業報告書』は、その冒頭、「概況」において、「殊に経理面に於ける困難打開には、衆智を集めて此れに当たったばかりでなく、反面経費を節約して此れが充実を図り」と述べ、「本年度は本所が光明を発見した年」とその画期性を強調している。

昭和21年度（21年8月6日～22年3月31年）から28年度まで（29年度から新商工会議所法により組織変更）の収支決算額の推移をみると（表2-1）、26年度収入において借入金がゼロとなり、寄付金も絶対額・相対額ともに減少していることがわかる。27年度には総支出入が前年度に比べて2.4倍に増大しているが、これは事業活動が一挙に拡大し、それにかかる収入・支出が増えたためである。すなわち、決算額の推移のうえからみるかぎり、戦後における事業活動の本格的再開は、昭和27年度以降ということができる。

また、収入の主体をなす会費について、年度ごとの決算額が予算額をどの程度充足しているかをみると（表2-2）、25年度の54パーセントから26～7年度の90パーセント台へと急に安定をみせ、26年度の画期性を裏づけている。さらに借入金返済についても順調に行なえる見通しがつき、29年度にいたって完済された。

表2-1 昭和21～28年度収支決算額(円)

年 度	收 入					支出合計
	会 費	寄 付 金	借 入 金	そ の 他	合 計	
21	86,600	35,000	60,000	35,294.98	216,894.98	214,489.27
22	261,100	23,000	40,000	31,450.15	361,550.15	361,550.15
23	555,100	110,797	761,700	66,485.16	1,524,082.16	1,524,082.16
24	601,300	690,800	623,646	192,639.27	2,108,385.27	2,098,254.23
25	744,350	50,000	346,500	428,356.34	1,569,206.34	1,554,227.77
26	1,091,500	39,030	0	597,680.13	1,768,210.13	1,736,397.00
27	1,173,800	602,500	700,000	1,773,534.13	4,249,834.13	4,213,266.00
28	1,363,650	22,000	0	2,410,069.00	3,795,719.00	3,750,016.00

注、各年度収支決算書から作成。21年度は8月6日から。「その他」の内容は被収入・前年度繰越金。27年度以降は事業収入・助成金を含む。

表2-2 会費収入の予算決算比較

年度	(W)予算額	(B)決算額	(W)/(B)%
21	69,500	86,600	124.60
22	261,100	261,100	100.00
23	1,555,350	555,100	35.69
24	2,195,600	601,300	27.37
25	1,378,000	744,350	54.02
26	1,200,000	1,091,500	90.96
27	1,212,000	1,173,800	96.85
28	—	1,363,650	—

注、各年度収支決算書から作成。22・28年度欠

このように主に徳美会頭時代に布施商工会議所は財政難を克服したのであり、その意味で、「徳美さんは会議所中興の恩人」と呼ばれるようになったのである。

f.森田会頭の就任・新年賀会開催・布施電話局統一

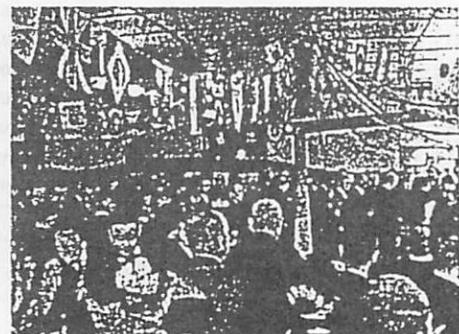
大阪にジェトロや布施貿易協会が設立された1951年（昭和26）、布施商工会議所は9月に布施商工業組合連合会を結成（団体40、会員24人）、さらに布施市と共同して『布施市商工要覧』を発行した。また、第一回に続いて「第2回布施まつり」を開催し、第1回をしのぐさまざまな催しが行なわれた。

そしてこの年、「会頭交代」があった。昭和26年5月、任期途中にして辞任を申し出、惜しまれながら、会頭の任を去った徳美信三氏の後任には、森田鎌三副会頭が推され、5月18日第8代会頭に就任した。

森田氏は、戦前より布施商工会議所運営に参画、昭和17年副会頭に就任、いわば商工会議所運営のよき理解者と円満な人柄を推され、会頭に就任したのである。以来、8年2カ月の永きにわたり会頭をつとめ、工芸指導所の移管、電話統一、国民金融公庫、社会保険所の誘致など果たされたが、残念ながらも会館建設を果たせず昭和34年に辞任したのである。

第8代会頭 森田 鎌三 氏

森田氏の会頭就任以降、1952年（昭和27）1月に、商工会議所は新年賀会を初めて開催し、以降恒例行事とした。また、翌年1953年（昭和28）には、布施電話局が統一され、大阪局編入のため社債引受契約を締結する（後頁参照）などさまざまな事業がおこなわれ、商工会議所は新商工会議所法施行にともなう「組織変更認可」への道へと進んでいくのである。



第1回本所新年賀会（27.1.8）
於 本 所 2 階

4、戦後の混乱のなかで～「商工会議所再建」への道～

① 商工業振興策の展開

a.各種団体の設立

戦前から戦時中にかけて布施市には多くの商工業団体が組織されていたが、戦時統制経済の崩壊とともに有名無実化したものも少なくなかった。布施商工会議所では、戦後の新しい社会情勢に即応して昭和23年頃から各種の商工業関係団体の設立と育成につとめている。その主要なものを紹介することにする。

『布施市商業連合会』（昭和23年9月設立）

終戦直後から各地区ごと商店会が設けられていたが、昭和23年にその連合体を組織することが、布施市役所商工課を中心として計画された。布施商工会議所もこれに賛同し、9月1日以降数回の会合を市及び商店会代表とともに開いて協議を重ね、9月25日、所内会議室で布施市商業連合会創立総会が開かれた。初代会長は高岡讚吉で、そのもとに18団体1,570名の会員が結集した。

同連合会はその後、布施商工会議所商業部の主軸として、布施まつり開催に中心的役割を果たすなど活発な活動を展開した。さらに昭和25年末にいたって、商店街と小売市場とを連合した布施市商業連盟が設立されるが、これは商業連合会を再編したものである。

『中小企業互助会』（昭和24年11月設立）

昭和24年当時は、デフレ政策による金融難が甚だしかった。布施商工会議所では、中小企業の金融難打開のために4月以来対策を練り、10月には堺・泉大津・岸和田各商工会議所を訪問、中小企業金融に関する事項を調査するとともに産業情勢を視察するなど準備を重ね、11月19日、布施中小企業互助会を設立した。同互助会昭和24年度中だけで77件、計770万円にのぼる貸し出しを行なっている。事務局は当初布施商工会議所内に置かれたが、のちに布施市商工課内に移転した。

中小企業の金融対策機関としては、昭和23年11月に大阪府中小企業信用保証協会が設立され、布施商工会議所も府下各商工会議所とならび10万円を出資して設立に参画していたが、互助会はこの保証協会に連携するかたちで金融円滑化につとめたのである。保証協会の出張所を布施市に

誘致する運動も行なったが、すぐには実現せず、35年後昭和58年4月にいたり、大阪府中小企業信用保証協会東大阪支所の開設によって達成された。

『布施商工業組合連合会』（昭和26年9月設立）

戦時中、布施市及び中河内郡にかかる商工業組合は実に90数団体に及んでいた。戦後にいたってその中には継続するものも解体するものもあった。それらの組合は商業・工業の両組合連合会に組織されていたが、布施商工会議所は両者の統一とあわせ、布施商工会議所の会員増加を促すこともあって連合体を組織することを提唱した。その結果、昭和26年9月に布施商工業組合連合会が設立され、40団体2,000名余が加盟した。

会長には布施商工会議所会頭森田鎌三が就任、各組合相互の連絡機関として、また地域商工業の実態把握と指導育成の母体として活動した。連合会は単位組合の解散や休眠などによって会員数が減り、のちに解散するが、その工業部門が独立したかたちで昭和33年12月に布施工業連合会（のち東大阪工業連合会）となった。

b.商工相談の実施

商工業振興にあたって、実地に臨んだ商工相談が重要であることはいうまでもない。布施商工会議所では再建当初から商工相談にあたっていたとみられるが、資料的にその実施を確認できるのは昭和25年度以降である。その施設は当初、中小企業相談所と呼ばれ、のち商工相談所と改称された。

表2・3 昭和25～28年度商工相談件数

年度	税務	経営	金融	開拓	紹介	労働	特許	法律	申請	貿易	装飾	経理	その他	合計
25年度	185	60	205	43	296	12	—	—	—	—	—	—	—	801
26年度	153	62	137	104	864	23	—	—	—	—	—	—	41	1,384
27年度	76	52	85	114	862	20	14	8	12	27	20	15	44	1,349
28年度	61	44	93	223	1,025	19	69	36	20	33	16	29	66	1,734
合計	475	218	520	484	3,047	74	83	44	32	60	36	44	151	5,268

注、各年度事業報告書から作成。特許以下の項目は27年度から付加

そこで相談件数を組織変更直前の昭和28年度までをまとめてみると表2-3のようになり、さかんな利用状況がわかる。そこにみられるように昭和27年度からは相談事項が大幅に拡充され、また同年8月からは税務、9月からは特許についてそれぞれ専門家を相談員に委嘱し、対応に万全を期した。

なお、表からもわかるように昭和26～27年にかけ、税務・金融相談の件数が激減している。これはこの時期、地域の商工業経営が一定の安定を得るにいたったことを示すとみてよいだろう。

② 地域発展の基礎づくり

a. 電話統一促進運動

布施商工会議所は商工業界ばかりでなく、一般市民生活をも含めた地域発展を促進するための活動を建議・陳情のかたちで展開していった。戦後早い時期におこなわれた、そのような活動の一つが市内電話の統一促進運動である。

布施市内には戦前から布施・八尾・稻田・玉川の4電話局があり、同一市内でありながら、それぞれの区域間の通話は市外扱いされるという不可解な点があった。そのため、昭和23年12月、布施商工会議所は布施市と協同で布施市電話統一促進会を発足させ、局番統一の運動を開始したのである。

この運動には電話増設の要望も含まれられて、関係各方面への陳情がたびたびおこなわれた。運動はようやく昭和27年になって実を結び、布施市内局として統一するのはかえって困難であるため、昭和28年度を期して大阪市内局に編入されることになったのである。

具体的な策の過程で、工費の一部にあてる電々公社債の地元引き受けが問題となつたが、昭和28年11月30日付で布施商工会議所会頭森田鎌三及び布施市電話統一促進会会长鈴木義仲と電々公社とが8,815万円の債券引き受けに関する契約を結んで実現の目途がたつた。その結果、昭和29年2月13日夜を以て、布施電話局は大阪市内局に編入されたのである。編入翌日は日曜日であったが、15日は早朝から大阪よりの電話がそれまでの16倍に達した。編入によって得られる利益は、はかりしれないほどだったといえるであろう。

b.産業基盤の整備

以上の電話統一促進運動の経過からもわかるように、布施商工会議所の活動は一般市民生活の改善にかかわる問題にも及んでいた。それらのうち、ここでは地域の産業基盤や生活環境の整備に関する陳情活動として、城東運河の改修促進と近鉄布施・長瀬両駅急行停車の二つについて簡単ながらふれることにする。

布施市域は古来低地に位置し、近代にいたっても排水路の整備が遅れていたため、戦後においても降雨のたびに水浸しとなる地区が多くあった。中でも平野川は、大雨のたびに氾濫し、布施方面へ流入するが多く、布施から平野川に排水するため城東運河促進同盟会を設置し、排水路の整備改善を関係としていた。布施商工会議所では、昭和23年、城東運河促進同盟会を設置し、排水路の整備改善を関係当局にはたらきかけた。とくに昭和24年3月には会頭以下役員が大挙上京して建設省に具申陳情を実行した。その結果、同年6月には第一期工事起工式がおこなわれるにいたったのである。さらに昭和27年9月、布施商工会議所は城南運河開設促進に関する要望を、建設大臣・大阪府知事・布施市長に対しておこなった。もっとも、この排水不良問題はその後、下水道対策、河川の改修などによってかなり改善されたものの完全には解決されず、現在にいたっている。

近鉄（近畿日本鉄道）奈良線は布施市の中央部を東西に貫き、同大阪線は市の東南から北上して布施駅で奈良線に合流する。この布施駅に急行を、大阪線長瀬駅に準急を停車させ、利用者の便をはかるという運動を昭和27年におこなった。この運動の実施は昭和26年12月理事会で可決され、昭和27年2月には促進委員会を設置して運動をすすめた。布施駅の急行停車はのちに実現している。

c.工芸指導所関西支所の布施市移管

昭和27年には、布施市高井田に設けられていた通産省工業技術庁工芸指導所関西支所が、政府の行政機構改革とともに
なって廃止されるという事態が生じた。同
支所は14年に大阪市西区に開設されたも
のだが、戦災にあって焼失、戦後復興の際、
布施市の強力な誘致によって昭和23年に
高井田に移転され、商工業の発展に寄与し

ていた。そのため、同支所廃止の政府方針に接して布施商工会議所は緊急理事会を開いて対策を協議し、これを布施市に移管するようすに要望することを決定した。

この運動は功を奏し、同所は昭和39年3月に、さらに大阪府に移管されて大阪府工業奨励館東大阪分館（現在、大阪府立産業技術総合研究所東大阪本所）となるが、その間12年にわたり、布施市域の中小企業の技術革新・業務拡張に大きな実績をあげた。

d. 河内銀行創設に協力

布施市内には戦前から都市銀行の支店や信用組合があって、商工業者をはじめ市民の金融需要に応えていた。しかし、布施市を含む河内地域には地方銀行がなく、不便だと感じることも多かった。そのため、昭和27年河内銀行の創設が具体化すると、布施商工会議所はこれに全面的な協力をおこなったのである。

まず、布施商工会議所は銀行設立発起人側からの要請に応じ、開設事務所として所内の一室を貸与した。ところがその後、準備が進むにつれ、大蔵省当局の意向もあって営業そのものが布施商工会議所の建物でおこなわれることになった。昭和27年10月23日から西館上下階の4室が賃貸され、河内銀行は、それらの部屋を店舗として12月8日に営業を開始した。この河内銀行の建物内同居は、昭和30年9月、市内長堂地区に銀行建物が完成し、移転するまで3年間にわたって続いた（河内銀行は昭和40年4月、住友銀行に合併）。

以上のように戦後直後から昭和20年代末までの主な活動を述べたが、この他にも、電力事情の改善や貿易の振興に努力してきた。当時の商工会議所の組織基盤は社団法人としてのもので、さらに再建直後より財政的に困難をきたしたことから運営自体が思うままにならなかつた。しかし、その後昭和26年～27年ごろにかけて財政事情も改善され、徐々に事業活動も活発になっていったのである。

II, 「中小企業成長」の実情

1, 東大阪市工業の現状～資料からの分析～

第1章では、東大阪商工会議所の歴史について創設から15年間ほどみてきた。多くの苦労により、挫折しそうになったこともあったであろうが、いろいろな事業や催しを行うことで、商工会議所自体はもちろん中小企業の発展に大きく貢献したことは言うまでもないであろう。

そうなると、今まで東大阪商工会議所の支えを受けてきた中小企業が、東大阪市とともに現在どの程度の規模にまで成長したのであろうかという点が問題となってくる。そこで、私はこの疑問について表やグラフなどを参考に詳しくみてみることにした。

a. 東大阪市・工業の概要など

東大阪市は、現在面積61.81km²（可住地面積51.72km²）、人口518,601人、世帯数196,574世帯（平成8年12月31日現在）である。人口は昭和50年代からほぼ横這いだが、住居地は東部地域が過密化しており、奈良県側が若干増えてきている。また、駅前は大都市にみられる傾向の「ドーナツ化現象」が起きているのが、現在の状況である。

つぎに工業の現状であるが、可住地面積1km²あたりの工場数で全国第1位であるにもかかわらず、工場数・従業者数・生産額すべての点で10パーセント程の減少という空洞化の傾向が顕著にみられている。

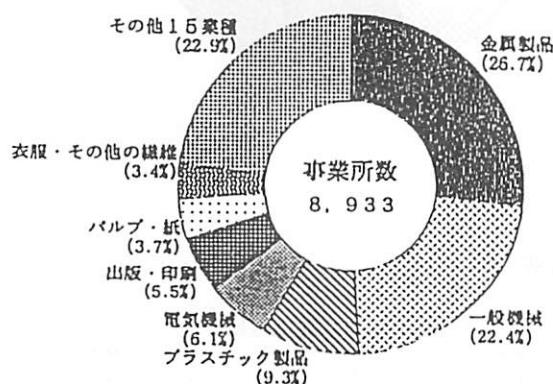
そのような状況下で、業種別事業所数は、鉄線・ボルト・ナット・金網・作業工具・金型を製作する地場産業を基盤としているためか、金属製品・一般機械が全体の約半分を占めている。（次頁参照）

それらの事業所の構成比をみてみると、父、母そして兄といつたいわゆる「3ちゃん工場」が、昭和40年代に比べて約2倍増加しており、工場の規模がそれほど大きくない事業所が多く集まっているのがよく分かる。

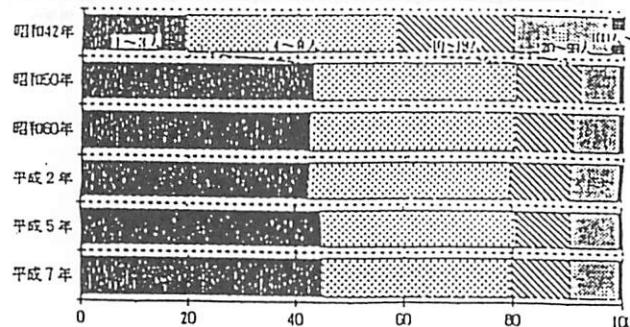
（次頁参照）業態特性も他の地域と比較すると独立系の中小企業が多いが、その6割が下請企業であるというのが現状である。

しかし、大きく成長した企業もたくさん存在する。東大阪市の現在トップシェア企業は113社あり、株式上場会社も1部に近畿車輛(株)、松下冷機(株)、タツタ電線(株)、ハウス食品(株)、トラスコ中山(株)の5社あり、2部に(株)ロブテックス、日本ガスケット(株)、朝日ナショナル照明(株)の3社ある。そのような企業のなかで、現在70社が中国や東南アジアへ海外進出し、海外での事業に取り組んでいる。これは、他の企業にとって非常に刺激となることであり、これからも更なる東大阪市の中小企業の発展につながる大きな要因となることは間違いないであろう。(次頁参照)

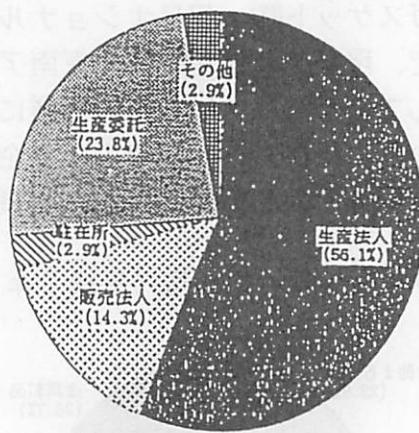
業種別事業所数の構成比（平成7年）



規模別事業所構成比

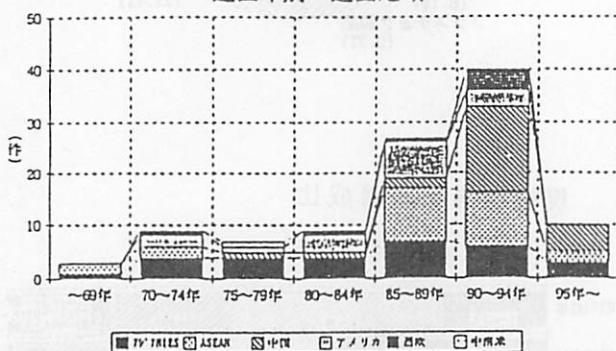


進出形態別



進出先

進出年別 進出地域



2. 東大阪商工会議所からみた市域工業の現状

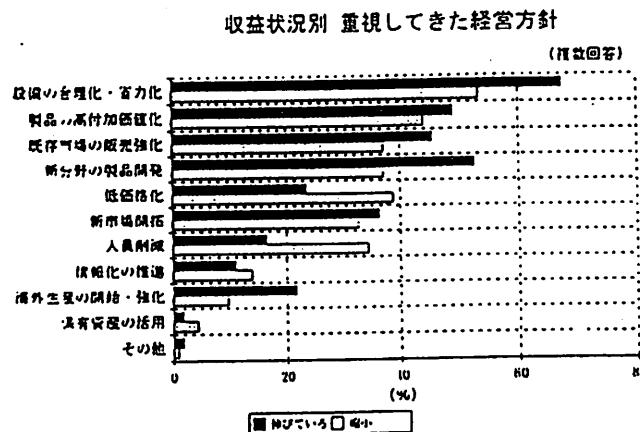
東大阪市に存在する中小企業の経営状況の現状は、ある程度理解できたであろう。では、商工会議所側からみてこの現状をどう受けとめ、商工会議所とともに今後どのように成長していくとみているのであろうか。ここでは、東大阪商工会議所の理事・企画調査部長である成瀬俊彦氏に伺ったお話をもとに、「商工会議所からの視点」でみてみる。

A. 中堅・中小企業製造業

a. 不況下に於ける中堅・中小製造業の選択

平成不況から今日に至るまで、市域製造業の売上は長きに亘り低迷を続けている。平成8年後半になって製品価格が低迷する中で、売上高については徐々に回復の様相がみえてきたが、収益状況が好転するには至っていない。市域中堅・中小製造業についてみても、不況の始まった平成3年時と現在を比較して、収益が縮小したと回答した企業が半数にものぼっている。その反面、このような景況においても25%の企業は収益をのばしている。

収益が伸びている企業群と、縮小している企業群別に、これまでと今後の経営について比較してみると(下図)、平成3年以降重視してきた方針については、双方とも、設備の合理化、省力化を実施した企業が多く上位



資料: 東大阪市・東大阪商工会議所
「東大阪市における中堅・中小製造業の経営意識調査」(平成9年3月)

を占めている。しかし、収益が伸びている企業群においては、新分野の製品開発、製品の高付加価値化、既存市場の販売強化、新市場開拓、低価格化の順となっているのに対して、収益が縮小している企業群については、製品の高付加価値化、低価格化、新分野の製品開発、既存市場の販売強化、人員削減の順となっており、収益を伸ばした企業群では、設備の合理化等でコストダウンを図る一方、従来の枠を超えた分野に活路を見出す企業が多くみられた。一方、収益が縮小した企業群では、従来製品の高付加価値化で厳しい経営環境に対処した企業が多かったが、低価格化による対応も多く、このことが収益悪化の一因となっているものと考えられる。

尚、収益が伸びた企業の割合から縮小した割合を差し引いた値を、従業者規模別にみてみると、いずれの規模層に於いても縮小と回答した企業が超過しているが、100人～299人層に於いて最も差が小さく、小規模層ほど収益縮小の度合いが顕著に現れており、また300人以上層に於いても縮小度合いが比較的大きい。このことから100人～299人の企業規模が今回の不況に最も柔軟に対応し得た様子がうかがえる。

b,今後進みゆく方向

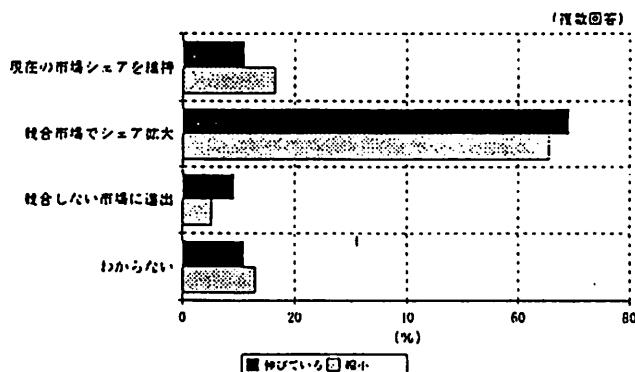
方向性については、自動化やライン統合などの合理化、省力化は今後益々進められていく様子で、加えて、部品等の内製化を行う企業も多くみられることから、省力化により余裕が生じた設備、人員を、部品の内製化に向けることも今後更に進むものと思われる。この一方、設計・開発に特化するといった、いわゆるファブレスを目指す企業も僅かながら現れています、これらの動きを受けて外注比率を高める企業も少なくはない。

また、地域間分業により、効率的な生産を進めようとする動きもみられ、収益を伸ばしている企業群では、海外企業に生産委託し輸入する形態を、一方、収益が縮小している企業群では国内の工場毎に製品を差別化する形態を採りたいと回答した企業が多く、各社の有する経営資源や財務事情に応じた地域間分業を図っている。

研究開発は企業成長の為、必要不可欠なものであり、不況下に於いても聖域化されている傾向があるため、売上高に対する研究開発比率を低めると回答した企業はほとんどみられなかったが、現状維持に止まる企業が多く、研究開発費を高める企業は、収益を伸ばしている企業群に多くみられた。

そして、今後進むべき事業の方向性についてみると、既存技術を基に新分野に進出を計画する企業が多く、収益を伸ばしている企業群では8割弱にものぼっている。マーケティングの面では、収益状況を問わず競合市場の中にあって更に市場シェアの拡大を目指す企業が多い。しかし、収益状況別に特徴をみると、収益が縮小した企業群では、現在の市場シェアを維持するといった現状維持志向が、収益を伸ばしている企業群では他社と競合しない市場に進出するといった、ニッチ市場への進出志向が示されている。（下図）

収益状況別 今後のマーケティング



資料：東大阪市・東大阪商工会議所
「東大阪市における中堅・中小製造業の経営意識調査」（平成9年3月）

景気低迷により市場全体が縮小している現在、現状シェアの維持は更なる収益悪化につながることも考えられる。また収益を伸ばしているいわゆる成長企業では今後益々積極的にグローバル化やオンリーワン型企業を目指す企業の増加が見込まれることから、現状に止まらざるを得ない企業との格差は、益々拡大をみせるであろう様子がうかがえる。

B. トップシェア企業

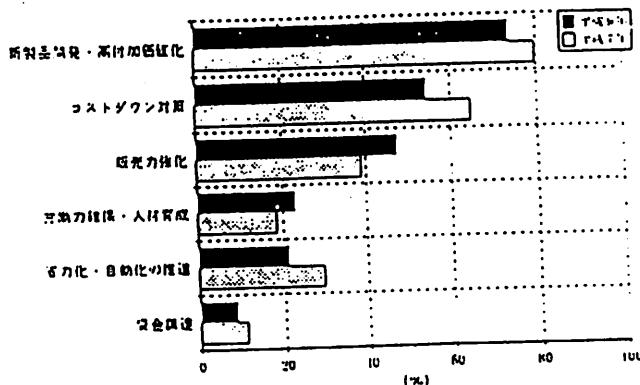
東大阪市のトップシェア企業は、事業拡大意欲が非常に強く、また新分野進出にも積極的である企業が多い。これらトップシェア企業は、ほとんどが成長期、または成熟期にあり、高収益をあげている企業が多いが、創業しても間もない、いわゆるベンチャー型企業は少ない。しかし、多種多様な工業が高密度に立地しており、他地域に比べて依然としてベンチャー企業を呼び込むには、優位性をもつはずである。よって、今後、地域のリーディング産業となるのは、これらトップシェア企業や、今後新しく生まれてくる「ベンチャー企業」であるとみている。

では、トップシェア企業はこれからどのように成長していくのであろうか。東大阪商工会議所が、これらの企業を対象に実施した「東大阪市域におけるトップシェア企業の動向に関する調査」（平成9年1月実施、回収50.4%）で、それぞれの企業の「経営課題」、「今後の経営方針について」、「今後も高シェアを維持できるか」という3つの質問に回答していただいた結果をもとに、分析することにする。

＜経営課題＞

新製品開発・高付加価値化と回答した企業が最も多く、やはり、成長企業に不可欠な旺盛なる開発意欲がうかがえる。また、平成7年に実施した調査と比較すると、平成9年調査では販売力強化、労働力確保・人材育成を課題とする企業が増加しており、新製品開発と並び、市場開拓や人材育成によって安定且つ堅固な企業体質の確立を目指している様子を見ることができる。（下図参照）

最近の経営課題



資料：東大阪商工会議所
「東大阪市域におけるトップシェア企業の動向に関する調査」（平成9年1月）

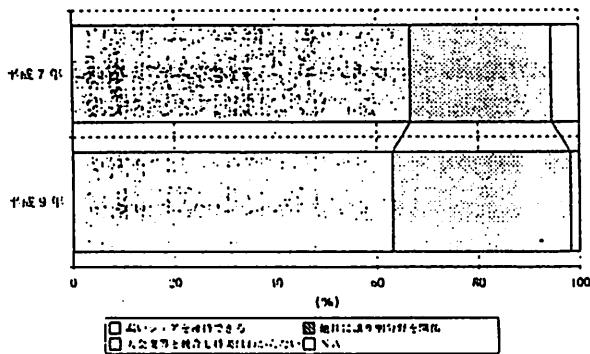
<今後の経営方針について>

約6割が事業規模を拡大すると回答しており、平成7年時と比較して増加している。一方、縮小すると回答した企業は皆無であった。また、事業分野の方向性としては、新規分野を開拓する企業が約7割と、先行き不透明な景況にもかかわらず、積極的な経営姿勢がうかがえる。

<今後も高シェアを維持できるか>

約6割は維持できると回答しているが、平成7年時と比較すると減少している。この一方、大企業や海外製品と競合し、将来はわからないと回答した企業の増加が見られ、競争激化への危惧が強まっていることからも、更なる発展のためには、経営課題として挙げられているように新分野開拓や企業体质の強化が急務となっている。（下図参照）

業界地位の維持



資料：東大阪商工会議所
「東大阪市域におけるトップシェア企業の動向に関する調査」（平成9年1月）

III, 現在の東大阪商工会議所の事業内容

東大阪商工会議所は、創業当時同様、あらゆる事業に取り組み、現在中小企業だけでなく地域の産業や労働構造などの対応策にまで事業の幅を広げている。そこでこの章では、東大阪商工会議所が現在おこなっているあらゆる分野の事業を資料からいくつか紹介することにより、商工会議所が、これから東大阪市の発展にどれほど不可欠な存在かということを実証する。

1, 中小企業の構造変化への対応と中小企業の支援

a,要望活動

中小企業の経営環境は依然として厳しいため、実効ある措置として、政府系中小企業金融機関へ既存借入の金利引き下げ措置延長に関する要望をはじめ、週法定労働時間猶予措置の延長や消費税に係る中小企業特例措置維持などについて政府などに対して要望した。

b,調査と情報活動

地域中小企業の動向を把握するため定期的に「景気動向調査」を実施したほか「トップシェア企業の動向に関する調査」（36頁参照）、「下請企業動向調査」、「病原性大腸菌O-157による本市企業への影響調査」、「大型小売店舗動向調査」などを実施したほか、東大阪市の委託を受け「東大阪市域商店街等の空き店舗等に関する調査」、「東大阪市における中堅、中小製造業の経営意識調査」をおこない、集大成した「東大阪地域経済白書」をまとめて刊行した。

この結果については、報告書及び「商工月報」を通じて情報を提供するとともに、部会、委員会にて報告した。

c,地域のPRと取引交流会の開催

中小企業の受注機会を確保するため、東大阪市の助成を受け、製品や技術を網羅した取引ガイドブック「もうかりメッセ東大阪」改訂版6,50

0部を増刷発刊し関西主要大企業、中堅企業等に配布PRするほか、ビジネスチャンス拡大を図るため取引交流会を開催、発注企業55社、受注企業215社の参加を得て成果を収めたほか、東大阪市の産業を内外に紹介冊子「VITAL東大阪」(2,500部)、トップシェア企業を紹介した「いちばん鑑東大阪」(H8年3月)を発刊しPRに努めた。

d, 講演、講習会の開催

会員経済講演会に三菱総合研究所・研究理事である高橋乗宜氏を招いたほか、経済評論家の今堀努氏による経済動向研究会を隔月に開催、その他、管理者教育講座を大阪府立産業開発研究所と共に実施した。

e, 中小企業振興月間と商業振興月間の開催

第31回中小企業振興月間は「ネットワーク時代と新たな事業展開」をテーマに、日本オートメーション坂本社長による記念講演会をはじめ、情報シンポジウム、インターネット体験セミナーや企業見学会などの事業を開催した。また、第6回商業振興月間は、「商業者の意識改革」をテーマに、船井総合研究所、三上元組織運営本部長記念講演会をはじめシンポジウムなどを開催した。

f, 「ばいたるピア東大阪'96」の開催

第9回東大阪産業展「ばいたるピア東大阪'96」は、“モノづくりの街から発信”をテーマに10月4日から4日間、八戸の里公園、東大阪アリーナにおいて開催された。今回の産業展は、'97年、東大阪市と共に実施する、「中小企業都市サミット」関連事業である「中小企業フェアイン東大阪」のプレイベントとしておこない、出展者101社、5団体で延べ入場者は29,000人、引合件数8,972件で、ビジネスチャンスと需要開拓に努めた。

g, モノ造りネットワークシステム（技術支援事業）の拡充

地域の中小製造業のモノ造りを支援するモノ造りネットワークシステムの機能の充実を図るため、人材の拡大を図る一方、企業の指導強化に努めた。今年度は、61件の指導希望（継続指導）があった。

h,トップス東大阪を創設

東大阪市内の中堅、中小企業ベンチャー企業などを支援するため、中堅、中小企業交流会「トップス東大阪」を新たに設置し、懇談会、見学会や各社の事例研究などをおこない交流を促進した。

i,異業種交流と産官学の交流

東大阪商工会議所が主宰する5つの異業種グループ「テクノミックスプラザ」、「メカトロ21」、「ボルテ東大阪」、「ラグビーグッズ創生クラブ」、及び新設した「トップス東大阪」の各々メンバー相互間の例会による交流を図る一方、東大阪市異業種グループ交流連絡協議会主催による東大阪市内10の異業種交流グループによる第8回異業種交流グループ大会を開催し参加者117名のもとに交流促進に努めてきた。また、地元大学及び大阪府立産業技術総合研究所の支援のもとに、産官学の交流促進に努めた。（異業種交流グループは現在14）

j,国際交流事業

'97年度の海外産業視察は10月10日から19日（10日間）にかけて、北米、メキシコへ派遣し、メキシコ投資委員会、メキシコ日本商工会議所を訪問、懇談をはじめ、松下メキシコ、キャノンの工場を視察、また、インテル博物館やスタンフォード研究所などを見学した。さらに、日本国際協力センター、国際協力事業団（JICA）や太平洋人材交流センターなどの依頼による海外研修生の受け入れをおこなった。

2, 小規模事業の経営改善と創業支援

a,経営相談と指導

小規模企業者を対象とする経営改善普及事業については、経営指導員16名、補助員4名、専門指導員13名、小規模企業振興委員103名の指導体制のもとに経営改善普及事業に取り組んだ。

経営相談と指導については、金融、税務をはじめ、経営、労働、取引等分野にわたって、巡回指導4,483件、窓口指導4,890件、合計9,373件（前年比2.3%増）の相談指導のほか、企業診断をおこなった。

また、「新規開業者相談窓口」事業については、セミナーとして、ベンチャースクール3日間コースや、大阪商工会議所と共に、新規開業支援セミナーを実施した。

b. 経営改善講習会の開催

小規模企業を対象とした講習会を年間130回開催し、延べ4,026人（対前年比6.1%増）が受講した。内容的には、簿記、電気の知識、図面の見方、新入社員研修、TWIなど基礎的なものから、生産、財務、経営、販売、パソコン教室などその時々のテーマを捉えて実施するほか、产学交流事業として、近畿大学名誉教授石野亨氏を招き「今に活ける鋳物技術5千年の歴史」について講演会をおこなった。

c. 経営改善資金融資の推薦と金融斡旋

小企業等経営改善資金融資の推薦については、合計で貸付決定件数525件、貸付決定額2,149,200千円（対前年比12.1%増）また、政府系、府、市への金融斡旋については、斡旋件数194件、斡旋総額は1,264,700千円（対前年比6.6%増）といずれも前年度を上回った。

d. 繼続記帳指導

小規模企業の自主記帳と申告納税の向上を図る一方、青色申告の普及啓発を図るため、記帳指導員11名と記帳専任職員1名を設置し、本年度は1,019事業所の相談指導をおこなった。

e. 倒産防止特別相談

中小企業の倒産を未然に防止するために支援する相談窓口として、商工調停士3名、専門相談員3名を設置し相談指導に対応した。本年度の相談件数は9件、その指導処理内容は、倒産回避8件、調停不能1件（倒産）となった。

f. 各種共済制度の普及

中小企業事業団が主宰する小規模企業退職金共済の普及推進をおこない、本年度新規加入者数39件総数2,912件となった。また、中小企業の倒産を未然に防止する中小企業倒産防止共済制度についても13件新規加

入を促進し、総加入者数1,212件となった。共済金の貸付件数は62件（対前年比19.2%増）、延べ貸付金額48,990千円（対前年比18.9%増）となった。

このほかにも、「病原性大腸菌O-157特別相談窓口の開設」や「最低賃金制度の相談指導」、「若手後援者等体験研修事業」などの事業を実施した。

3. 労働構造の変化への対応

a. 中小企業の労働力確保

労働事情は有効求人倍率が低下する一方、中小企業においては若年労働力や専門職が不足するという構造的な問題を抱えている。こうした変化への対応と効率的な求人をおこなうため、長年取り組んできた、新規学卒者の地方求人を見直し、奈良県、和歌山県下に絞り求人活動をおこなうほか、大学、高校就職担当者との懇談会をはじめ、求人情報ガイド「AERIAL(エアリアル)」を発刊、市内外大学、短大など卒業見込者に配布し、個別就職面談会を近畿大学、大阪商業大学で開催した。

b. 人材の育成

中小企業の人材育成については、東大阪市中小企業人材育成センターの教科編成の充実に努め、「ビジネスマンのための外国人との交際法」英語編、中国編をおこない、語学修得と日常マナーについて研修した。また日商簿記1級、2級合格コース、パソコン講座やQC管理や、管理者研修などを実施するほか、大阪府立産業技術総合研究所の見学会を実施した。

c. 集団健康診断の実施

会員事業所の経営者や従業員の健康維持のため、労働安全衛生法に基づいた巡回による健康診断を年2回実施し、延べ対象事業所632社、延べ12,007人が受診（対前年比3.3%減）、また、成人病検診を年2回実施し、延べ702人（対前年比3.3%減）が受診した。

d, 福祉の増進

会員事業所の経営者、また従業員の福祉の増進を図るため、生命保険会社に委託し、グループ共済制度、加入事業所（2,205社）、特定退職金共済制度、加入事業所（1,000社）、大型生命共済制度、加入者数（499人）、終身保障共済制度、加入者数（288人）、年金プラン、加入者数（1,055人）の管理、加入促進と給付をおこなった。

また、労働保険事業組合による労働保険の事務代行（876社）をおこなった。

このほか、「商工従業員の表彰」や「技能の実務向上をはかるための各種検定試験」をおこなったり、「労働省助成事業の推進」に取り組んだりした。

4. 地域産業の立地環境づくりと情報化の促進

a, 産業基盤整備のための要望活動

地域産業の空洞化対策と地域社会の定住圏を確保するため「工場等制限法」の廃止について、大阪、京都など7商工会議所共同で政府に要望した。また、地域の商工会議所の振興を図る上から平成9年度東大阪市の予算編成について、計画道路、大阪外環状鉄道、大阪環状モノレールの整備促進、用途地域指定と容積率の見直しのほか産業空洞化対策、商工業の振興策、新しい街づくりへの取り組み、情報化社会への対応など27項目と別途、東大阪市公害防止条例の見直しについて東大阪市へ要望した。

b, 中小企業都市サミットとフェアの推進

東大阪市は、中小企業の集積度は全国一であるが、しかし今日、住工混在や地域産業の空洞化などによって様々な課題を抱えている。これら類似都市相互間の情報交換と共通課題の解決のための東大阪市と共に「中小企業都市サミット」と「中小企業フェア」を平成9年5月実施するにつき、全国10都市（燕市、岡谷市、東京都大田区、墨田区、川口市、浜松市、八尾市、尼崎市、岡山市、東大阪市）に呼びかけ中小企業都市連絡協議会を結成し、4回の協議会を重ね事業計画の検討や準備を進めた。

c.地域情報化などの推進

高度情報化の流れの中で、地域の情報化を促進するため一昨年より事業化への取り組みを東大阪市と商工会議所が共同で進め、双方向や多チャンネル化へのニーズに対応すべく、東大阪市ケーブルテレビを、主要株主東大阪市、商工会議所のほか5社の出資により、平成9年2月7日設立し、平成10年7月開局に向けて事業化を推進した。（下図・次頁参照）

また、商工会議所に情報推進室を設置し、インターネット利用の促進を図るほか、地域情報ネットワークビジネスの調査研究を進めるため、「情報ネットワークビジネス研究会」を設置した。

☆月々3,500円で視聴できるチャンネル

		チャンネル名番	組	内 容
一般放送	F M 放送			
	V H F ・ U H F			
放衛送星	B S 放送			
自主放送	地 元 情 報 ニ ュ ー ス			
	映 画 エンターテイメント			
	ス ポ ー ツ			
	音 乐			
	子 供 ・ 教 育			
	番 组 ガ イ ド			

5. 運営の合理化と会員サービスの向上

a.議員選挙制度の改正

商工会議所の議員選挙・選任の順序は、2号、1号、3号議員の順に選挙・選任をおこなっていたが、この順序を3号、2号、1号議員の順に変更するにつき、定款第35条2項3号を変更承認するに併せて、「東大阪商工会議所議員選挙・選任規約」を全面改正し、次期任期満了による議員選挙により実施することになった。

b.会員等に対する情報サービス

商工会議所の機関誌「商工月報」（年11回、延べ96,800部）を発行したほか、市民向けPR誌「チェンバー」を（年2回、延べ14,000部）を発行した。また、会員等に図書、資料の閲覧と日経テレコンなど、コンピューター情報ネットワークにより希望事業所に情報提供した。

c.事務の合理化と職員研修

事務の合理化については、事業所管理、会員管理、経理システムなど稼働しているシステム充実のため再構築を図る一方、経営相談カルテのシステム導入をおこない合理化した。また、職員の資質の向上を図るため、会員事業所の協力を得て、現場における実務研修を新たな試みとして実施した。

IV, 各章ごとの私の見解

これまで、東大阪商工会議所に関して資料などを参考に、あらゆる視点からみてきた。それにより、東大阪商工会議所が、布施商工会議所の時代から地域や中小企業の成長に大きく貢献してきたことは、ある程度理解できたであろう。

そこでこの章では、これまで述べてきた内容を、各章を私の視点から見ることで、東大阪商工会議所が、私にとってどのように映り、これから何が必要とされるのか、私なりの見解を挙げることにする。

1, 第一章『東大阪商工会議所の歴史』について

布施商工会議所設立された1937年（昭和12）といえば、日華事変勃発の年でもあり、いわば緊迫した内外情勢のもと、地域の都市や経済の近代化を願う情熱と努力により作られた。つまり、布施商工会議所の誕生が、布施市にとってどれほど価値のあることだったかがよくわかる。

ここでは、1937年から1954年の18年間の布施商工会議所の事業内容をみてきたが、全体を通して強く感じたのは、「布施商工会議所は、市全体のあらゆる分野に積極的に取り組んだ」という点である。

布施商工会議所は、地域に存在する中小商工業の発展を支援するために様々な事業に取り組んできた（たとえば、商工業者との接点となる施設の建設や他の地域の状況を知るための国内外経済調査など）。しかし、商工業だけを支援したわけではない。市内の商店や市民のことにも考慮した非常に多くの事業（たとえば、市民についていえば、昭和14年の「第1回布施市学童珠算競技大会」（7頁参照）などがある）も実施したのである。もちろん、これらの取り組みのすべては、心から地域全体の発展を願ったものであることを忘れてはならない。そのような事業に対する姿勢があつたからこそ、本当の意味での「地域全体の発展」というものが見え、今日の東大阪商工会議所の発展はもちろん、地域の商工業の成長につながつたと私は考える。つまり、この取り組みは非常に意義のあるものだったので。よって、私はこれからも商工会議所の創設に関わった人々が抱いていた「初心の心」を引き継いでゆき、これまでの苦労や失敗の経験を次のステップに生かして、東大阪商工会議所そして地域全体の更なる飛躍を期待したいと考えている。

2. 第二章『「中小企業成長」の実情』について

「中小企業の高度集積地域とよばれる東大阪市には、100社を超えるトップシェア企業が存在し、これから更なる発展とともに地域が活気づくことがのぞまれる」。なぜか、この言葉だけで「今の東大阪市全体の中小企業の実情」を表そうとしているように思われる。なぜなら、我々市民が目にする機関誌は、良い点ばかりを載せる傾向があるからだ。

しかし、この章で実情にふれてみて、工場数、従業者、生産額が減少し、空洞化の傾向が出てきているということが明らかになった。つまり、トップシェア企業ではない下請企業などの経営状態はあまり良くないのである。これからは、中小企業の生き残り競争が、ますます厳しくなる時代へと進んでいく。そのような状況をこれらの企業は、どのようにして乗り越えていくのであろうか。トップシェア企業ほどシェアは高くはないが、それに準じる企業もかなりある。これらに関連企業として位置づけられている下請企業もかなりある。これらの低シェア企業やベンチャー企業を育成することが地域経済の発展のカギになる。

そこで、この経営危機を免れる方法を私なりに考えた結果、つぎの3点が挙がった。

- ①市のバックアップ
- ②商工会議所による事業展開の強化
- ③商品開発をおこなう

まず、①の「市のバックアップ」は、このような先行き不安な企業を一社でも救うために、市が全面的には無理としても可能な限り支援していくような施策を、打ち立てるべきだという考え方から生まれた。「もうすぐつぶれるから」、「あの企業は小さいから」という決めつけた考えは、今すぐ排除すべきである。少しでも市が力になることにより、息を吹き返す企業は多く存在するのだという現状を、市に早く認識していただきたいものだ。

次に、②の「商工会議所による事業展開の強化」だが、これは一番重視してほしい点である。確かに、東大阪商工会議所は今まで中小企業に対して様々な事業を展開してきた。しかし、こういった状況となった今、更なる商工会議所の支援が必要とされる。その主となるのが、「他地域へのアピール」である。これにより、仕事を獲得できる企業が多く出現することは間違いない。

最後に、③の「商品開発をおこなう」である。これをおこなうためには資金が必要となってくるが、その点に関しては、①で述べたように市に支援していただくことが望ましいと考えられる。

やはり企業にとって一番大切なことは、「どこの企業にも負けない製品を作る」という精神である。商品開発できる状況を作り上げることで、各企業が自分の企業の「本当の色」、つまり何が売りなのかという点を、改めて見つめ直せる良い機会となるはずだ。

以上3点の説明でしたが、現在実施するのはどれも困難であろう。しかしこれくらいのことをしなければ、倒産する企業が数多く出てしまう。その点を念頭に置いて、市そして商工会議所の迅速な対応が、非常に望まれるところである。

3. 第三章 『現在の東大阪商工会議所 の事業内容』について

あらゆる事業を展開し、市や中小企業の成長に貢献してきた東大阪商工会議所の現在の事業内容は、これまで経験してきたことを生かし、視野を海外へと広げ、「企業のグローバル化」を目指す一方で、これからの中企業を支えていく上で、重要となりうる分野（経営問題、福利厚生、技術向上など）を、支援するといったものであり、いわゆる中小企業のオールマイティ的な役割を果たしている。また、これまで地域発展のための事業も数多く実施し、これからの地域発展に不可欠な存在となっている。

しかし、私は「さらなる発展」ばかり望むことは、間違いだと考えるのである。たしかに、中小企業や地域が今以上に発展することによるメリットは、数多くあるはずだ。だが、デメリットもある。1997年の12月に、世界各国の代表者による京都会議が開かれるなど、現在そして、これからの大問題である「環境破壊」がそうだ。

つくり出されるものがあるとするならば、それと同時に失われるものもある。私は、失われるものを今真剣に見つめ直すべきだと考える。もし、このまま環境破壊につながるような新商品開発、地域改善を続けていると、その反動は自然の、人間に対する復讐として、今後返ってくるであろう。（現在、エルニーニョ現象など、徐々に復讐として返ってきているのも事実だが）したがって、今後自然からの復讐を受けないためにも、商

工會議所が市と協力して、公害となっている煙や工業用水を規制したり、地域開発のための森林伐採などを厳しく取り締まるべきである。これにより、少しずつ環境保護をする動きを高めていってもらいたいと、私は考えている。

さいごに

「東大阪商工会議所」という存在を、あらゆる角度からみてきた。歴史、中小企業との関わり、中小企業への見解、現在の東大阪商工会議所自体の事業内容。実際はどの分野も非常に奥の深いものであり、私がここでふれた内容などは、東大阪商工会議所についてのほんのひとかけらにすぎない。商工会議所という存在だけを知っていた人や、商工会議所という存在自体知らなかった人がこれを読むことにより、少しでも理解いただければ幸いである。この機会を生かし、更なる理解を深めていきたいと私は考えている。

なおさいごに、私の拙い質問にお答えいただいた東大阪商工会議所の理事・企画調査部長 氏をはじめ、統計資料など提供くださいました東大阪商工会議所関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

＜参考文献＞

「大阪の中堅200社」 日本経済新聞社, 1995

「東大阪商工会議所五十年史」

東大阪商工会議所, 1988

「商工会議所40年の歩み」

東大阪商工会議所, 1977

「東大阪地域経済白書 平成9年版」

東大阪商工会議所中小企業研究交流センター, 1997

「東大阪史工業の現状～中小企業の集積～」（資料）

「活力ある中堅・中小企業の育成とベンチャー支援」（資料）

「東大阪市域製造業の現状と特色」（資料）

現在の中小製造業

—その変化・対応、対する活性化—

はじめに

わが国の機械工業における産業組織上の大きな特徴として、その裾野産業として機械工業を支えてきた広範かつ多様な小規模製造業の存在がある。この小規模製造業、いわゆる下請企業は完成品メーカーに対し、持ち前の専門的かつ高度な加工技術によって作られる良質の製品を、安定的に供給するという重要な役割を担ってきた。

ところが、現在、1985年年のアメリカでのプラザ合意以降の急激な円高、という局面を迎える、日本の物作りが世界一ハイコストになってしまった。それに対して、生産拠点としてのアジア地域の魅力が相対的に高まり、わが国の完成品メーカーは、経営の合理化として、海外に生産拠点を移転し、生産コストの削減を図った。

のことにより、国内産業の“空洞化”が問題となり始め、小規模製造業の存立基盤が大きく揺らぎ始めた。

そこで、私たち関西大学社会学部大西研究室は、東大阪市の中小製造業の経営実態を把握するという目的で、同市の依頼を受け、学生約180名を連携し、面接調査を行った。

その結果、回答企業の59.7%が、最近3年間の収益状況について「減収減益」と答えた。また、高齢化社会への移行が進むなか、回答企業の35.5%が60歳以上の経営者であり、35.4%の企業が後継者難に苦しんでいる。このことによる廃業も増加傾向にあった。

このような状況のなか、中小製造業が生き残り、自己を活性化させていくためには、何が必要なのか、また、どのような条件を満たさなければならないのか。私はこの論文のなかで、このようなことを考えてみようと思う。

本論文の構成として、Ⅰ章では、中小製造業における内外の環境の変化、すなわち完成品メーカーの対応の変化が中小製造業にどのような影響をもたらしたのか、等を中心にしてその展望を述べる。Ⅱ章では、中小製造業の活性化政策について考える。この章が本論分の骨子になる。そしてⅢ章の結語という流れになる。

私の稚拙な論文が何らかの形で中小製造業の活性化のきっかけとなれば幸いである。

最後に、本論文の作成に当たって、我がゼミの教授である大西正曾様、東大阪市経済部経済企画課の 様、東大阪商工会議所の 様をはじめ、ご協力賜った皆様方に対し、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

目次

I. 中小製造業における内外の変化・・・ 122

(1) 外部環境の変化

- ① 完成品メーカーの受注面での対応の変化
- ② 規制緩和による競争の活発化

(2) 内部環境の変化

- ① 生産設備の老朽化
- ② 後継者問題 －若年労働力の不足－

II. 中小製造業の活性化政策・・・・・・ 126

(1) 支援政策の活用

(2) 異業種交流会・シンポジウムの活発化

(3) 情報化への対応

- ① インターネットサイトの活用
- ② EDI 導入の必要性
- ③ CALS に対する動向
- ④ EC の必要性

III. 結語 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

I. 中小製造業における内外の変化

この章では、現在中小製造業の経営環境がどのように変化しているのか、それに対し
てどのような対応をとっているのか、そしてその展望、といったことを昨年夏の調査資料
を主に使いながら考えていく。

私はこの変化を（1）外部環境の変化、（2）内部環境の変化というように2節に分
けることとする。また、（1）外部環境の変化では、①完成品メーカーの受注面での対応
の変化、②規制緩和による競争の活発化の2点、（2）内部環境の変化では、①生産設備
の老朽化、②後継者問題－若年労働者の不足－の2点から述べることにする。

（1）外部環境の変化

① 完成品メーカーの受注面での対応の変化

1985年のプラザ合意以降の円高が国内産業の“空洞化”をもたらしたことは、「はじめに」で述べたとおりである。

その中で、完成品メーカーでは、精度の高い技術が必要なものは日本で、それ以外は海
外で、と言った棲み分け的な部品調達が行われるようになった。

このような動きによって、中小製造業に求められるものは、より高度な水準のものとな
った。その主なものとして、高付加価値、コストダウン、ジャスト・イン・タイムの納期、
等があげられる。すなわち、TQCの3つの側面すべてにおける高度化が求められているの
である。なお、その他には、受注の多品種小ロット化、突発的発注に対応できる柔軟性な
どがある。これらのような完成品メーカーの中小製造業に対する要求は、今後さらに熾烈
化すると思われる。

この動きに対応して、特に納期・付加価値を重視する中小製造業が、調査の中では多数
見られた。が、完成品メーカーがTQCの3つで一番重視しているものはコストダウンなの
である。では、なぜ中小製造業はコストダウンへの対応を模索しようとはしないのか。

私はこのことについては、2通りの原因があると考える。1つには、高付加価値とコスト
ダウンとが相反する政策である、ということである。すなわち、付加価値を上げるために
技術の水準を上げるとコストがかさみ、逆にコストダウンを重視すると、否応にも付加価
値は下がる、ということである。

もう1つには、コストダウンには大量生産がつきものである。小ロット化が進む中、大量生産すれば、コストはさがるが、こんどは逆に在庫の抱え込みという問題が生じる。

では、どうすればよいのか。私が参考にした中小企業リサーチセンターの『進化する下請企業』(1996)によると、国内で生き残る下請企業のモデルとして、量産コストダウン型、技術重視型、スピード重視型の3つをあげている。が、これからはいかにコストを低く抑えるかに、焦点は絞られてくる、と私は考える。それゆえに、技術・スピード重視型も悪くはないのだが、欠点を補った量産コストダウン型を導入することが最良であろう。

つまり、数回の納入分を1度に生産し、在庫管理を行い、量産効果によるコストダウンを図るのである。この方法であれば、高付加価値を保ったまま、突発的な発注にも柔軟に対処できる、という利点も含んでいるのである。

しかし、付加価値を上げる努力は怠ってはならない。この方法でいかに付加価値を上げるかは、中小製造業の創意・工夫のなせる術であろう。

② 規制緩和による競争の活発化

これから日本が産業立地国としての魅力を高め、新規産業の創出、高付加価値の産業を押し進めていくためには、我が国経済のコスト構造・制度的制約を是正し、経済の効率化・生産性の向上を図っていく必要がある。

これまで、日本の企業では、大・中小企業を問わず、公的規制による事業運営においての何らかのマイナス要因を抱えていた。その内容としては、「労働規制」、「(検査・審査・技術など)規格基準規制」、「土地利用・立地出店規制」、「価格・料金・運賃規制」等をあげる企業が多い。

規制緩和に対する一般的評価に関しては、中小企業の約7割が賛成し、反対が1割にも満たない。

私は現在の中小製造業の経営実態を見た限り、規制緩和へのこの支持率はとても信じがたい。それほど危険すぎる、まさに“網渡り”という言葉が似合う、と思われる。

規制緩和における競争の激化が、国内での規模ならばまだしも、近い将来、欧米諸国等の参入は必至である。これらの国はプロダクト・サイクルで見ると、我が国の一歩前を行く国なのである。

この事は、わが国の中小製造業にとって、今までにないほどの厳しい選択を迫られることになるだろう。わが国の経済を支えてきたのは中小製造業であったが、今後はその崩壊さえもありうる、ということである。

これらのことと踏まえると、現在の中小製造業は、今すぐにでも、国際競争を見据えた経営戦略を打ち立てる必要があるのではないか、と私は思う。

(2) 内部環境の変化

① 生産設備の老朽化

中小製造業の内部環境の変化として深刻化している問題に、生産設備の老朽化がある。今回の調査の結果を見てみると、全体（974社）として、「高度化を進める」と回答した企業が19.4%、「更新は行う」と回答した企業が32.2%、「老朽化が進んでいる」と回答した企業が43.5%、「その他」が4.8%、という結果であった。

また、下請け・賃加工業（246社）の回答を見ると、「高度化を進める」と回答した企業が12.9%、「更新は行う」と回答した企業が23.8%、「老朽化が進んでいる」と回答した企業が58.4%、「その他」と回答した企業が5.0%となっている。これらのことから、生産設備の老朽化が、かなりの割合で進んできている、ということがわかる。一方、生産技術を高めるために、生産設備への投資を行っている企業が、全体の51.6%の割合を占めている。このことは現在の収益、または金融業界の低迷・不良債権などへの不安による貸し渋り（クレジット・クランチ）などを考慮に入れると、東大阪市の中小製造業のたくましさを感じられる。

② 後継者問題－若年労働力の不足－

中小製造業の内部環境の変化として深刻化しているもう1つの問題として、後継者問題、または若年労働力の不足があげられる。今回の調査の結果を見てみると、後継者については、全体（974社）として、「現経営者の親族に後継者（候補）がいる」と回答した企業が46.4%、「社内に後継者（候補）がいる」と回答した企業が8.9%、「後継者はいない（経営権の譲渡を含む）」と回答した企業が36.0%、「最近後継した」と回答した企業が6.6%ということであった。

また、規模別で見ると、1～3人で経営している零細製造業の場合（333社）、61.4%の企業が「後継者はいない（経営権の譲渡を含む）」と回答した。

これらのデータを見ると、中小製造業、特に零細製造業の後継者問題の深刻さがよくわかる。

次に若年労働者の不足の問題であるが、調査をもとにして考えると、全体（974社）を通して、「経営上の課題は何か」と質問したところ、「若年労働力の確保」と回答した企業が30.4%にものぼった。

この結果は、高齢化社会が問題視されてきている現在の社会状況において、妥当な割合である。が、中小製造業のほうも収益が上がらず、人件費を切りつめている企業も多数あると思われる。そのような状況下で、若年労働者の確保を念頭に置くことは難しく、今後もこの問題に関しては、進展していくだろう、と私は考える。

II. 中小製造業の活性化政策

この章では、中小製造業の活性化についての私なりの意見を述べようと思う。学習不足ゆえに、見当違いで稚拙な意見を述べることもあるかもしれないが、そのことについてはご容赦願いたい。

この章の構成として私は、(1) 支援政策の活用、(2) 異業種交流会・シンポジウムの活発化、(3) 情報化への対応の3節に分けて述べようと思う。

(1) 支援政策の活用では、市役所、商工会議所などが提供している支援・融資といった施策がある。が、その内容を知らない企業が多いことが今回の調査で明らかとなった。そのため、私はその一部を資料として掲載し、その活用について考えたい。

(2) 異業種交流会・シンポジウムの活発化に関しては、現在市役所、商工会議所等が主催となっている。それとは別に企業主催の異業種交流会・シンポジウムを開く必要があるのでないだろうか。

(3) 情報化への対応に関しては、規制緩和が進展することを踏まえた上で、国際競争を視点に入れて考えたものである。その例として、インターネットサイトの活用、EDI (Electronic Data Interchange : 電子データ交換) 導入の必要性、CALS (Continuous Acquisition and Life-cycle Support : 生産・調達・運用支援統合情報システム) に対する動向、EC (Electronic Commerce : 電子商取引) の必要性などについて述べようと思う。

(1) 支援政策の活用

中小企業庁は平成9年度の施策として、次のような支援を行っている。

1. 中小企業の経営革新への取り組みに対する支援

①第1に、中小企業のもの作りネットワークの構築、強化を図ります。中小企業の有するアイデア・技術などさまざまな経営資源を新規事業展開につなげ、中小企業が直面する空洞化の問題を克服していくためには、新たなマーケットとの結びつきを与えてくれるものとの出会いが大きな役割を果たします。新商品開発、事業多角化、事業効率化などを柔軟かつ迅速に行うために、必要な外部経営資源を容易に確保できるよう、中小企業・支援機関間のネットワーク化や、技術・経営面における各種エキスパートの活用支援を推進します。

② 第2に、技術開発・技術力向上支援を強化します。経済構造の変化に対応した、中小企業による新規産業育成や新規事業分野への展開を促すため、中小企業創造活動促進法の着実な運用を図るとともに、認定を受けた中小企業経営者等が取り組む研究開発等を支援します。具体的には、従来からの実用化段階での補助に加え、新たに創業段階（基礎・応用段階）での補助制度を創設し、両者の一体的運用を図る等の事業を行います。

③第3に、情報技術の活用による中小企業の経営革新を支援していきます。中小企業が経済社会の情報化を積極的に対処していくよう、ソフト・ハードの両面からインターネット等の利用を推進し、取引情報の提供のみならず中小企業による製品・技術情報の発信を促進し、その販路開拓、経営の効率化のための支援を行っていきます。

2. 地域中小企業集積対策の推進

④第4に、地域中小企業集積体策を推進します。経済構造改革を推進し、地域産業の自立的発展を図るためにには、その基盤たる産業集積において、技術の高度化や新分野進出を推進することにより産業集積を活発化していくことが不可欠であるとの認識のもと、「特定産業の活性化に関する臨時措置法」を制定したところであり、関係他省庁とともに密接に連携を取りつつ、これらの産業集積の発展・強化を図る措置を総合的・体系的に実施します。

3. 中小企業の経営基盤強化・活性化

⑤第5に、中小企業金融の円滑化・信用補完制度の充実を図ります。わが国の経済環境の急激な変化等により影響を受けている中小企業の経営基盤の安定・強化を支援するため、中小企業の円滑な資金供給の確保を図るとともに、信用補完制度の充実を図ります。

⑥第6に、小規模企業対策を推進します。小規模ゆえの資金面・人材面での脆弱性に特に配慮しながら、小規模企業経営基盤の安定化及び経済環境変化への適切な対応を支援するとともに、その活性化と健全な発展を実現するため、商工会・商工会議所による小規模企業体策を充実します。

（以上、『図で見る中小企業白書』 平成9年版 より）

このように、さまざまな支援政策があるが、これからの中 小 製 造 業 に 求 め ら れ る こ と は、これらの支援政策を活用し、経営の自立を図っていくことであろう、と私は考える。

(2) 異業種交流会・シンポジウムの活発化

現在、さまざまなところで異業種交流会・シンポジウム等が活発化しているが、補とトン度が市役所・商工会議所等が主体となっていることが多い。(1) の最後で、「経営の自立か」という言葉を出したが、現在では、このような異業種交流会・シンポジウムに出席しているのは、毎回特定の企業だけではないだろうか。

それだけに、地域産業集積を活性化するために、今後、企業を主体とした異業種交流会・シンポジウムを開くことが必要なのではないだろうかと私は考える。

(3) 情報化への対応

① インターネットサイトの活用

私はこのインターネットサイトの活用が、中小製造業の抱えるさまざまな問題点を解決する手がかりになるのではないか、と考える。

その理由として、事業内容や採用情報等をサイトに入れ、また、後述する電子商取引(EC : Electronic Commerce)を導入すれば、国内だけでなく、海外の市場をも対象に入れることができるからである。

② EDI (Electronic Data Interchange : 電子データ交換) 導入の必要性

中小製造業の EDI (電子データ交換) 導入の必要性に関しては、平成 8 年 11 月における中小企業庁の「企業の情報化実態調査」から見ることができる。

このデータからわかることは、必要、もしくは判断材料になると回答した企業は全体の 51.4% にのぼっており、EDI の必要性がかなりの割合で認識されていることがわかる。

③ CALS (Continuous Acquisition and Life-cycle Support : 生産・調達・運用支援統合システム) に対する動向

CALS (生産・調達・運用支援統合システム) についてはいまだ実験・環境整備段階であるが、大規模製造業では「知っている」あるいは「導入したい」とする企業が 86.6% となっており、認知度は高まっている。対して、中小製造業では、全体の 30.1% と認知度は低いが、今後は導入が期待される。

④EC (Electronic Commerce : 電子商取引) の必要性

規制緩和による将来的な国際競争における対応として、インターネットの導入、あるいはEC(電子商取引)の役割の重要性が現在叫ばれている。その中で、全産業における電子商取引の役割に対する質問で、「重要な」と答えた企業は、大企業で70.6%、中小企業で56.1%と、インターネットの発展を背景としたオープンネットワークへの関心が中小企業においても高まっていることがわかる。

III. 結語

現在の産業の空洞化と規制緩和の問題は中小製造業に内外からの変化をもたらした。このことによって、中小製造業の経営者はなお苦しい立場に立つだろう、私は考えている。しかし、今回の調査を行った企業の中には、東大阪市製造業のたくましさを感じる点が多くあった。今回の不況とこの2つの問題を疎のたくましさで乗り越え、以前の元気と自信を取り戻してほしい、と私は心より願っている。

参考文献

- ・『進化する下請企業 - ブローバルな分業システムを超えて -』
国民金融公庫総合研究機構、1996
中小企業リサーチセンター
- ・『見て見る中小企業白書』 中小企業庁 平成9年度版

第3部 資料

東大阪市製造業実態調査票
東大阪市・関西大学社会学部産業社会学実習室

--	--	--	--	--

貴社（貴事業所）の名称 (会社名)		貴事業所の所在地 〒577 東大阪市																									
代表者氏名 (年齢)		ご記入者 部課 ■ () FAX ()																									
E-mail ■ 06() FAX 06()		本社所在地																									
主要製造（取扱）品目																											
<table border="0"> <tr> <td>1 食料品</td> <td>7 パルプ・紙</td> <td>13 なめし革</td> <td>19 電気機械</td> </tr> <tr> <td>2 飲料・煙草・飼料</td> <td>8 出版・印刷</td> <td>14 窯業・土石</td> <td>20 輸送用機械</td> </tr> <tr> <td>3 繊維</td> <td>9 化学</td> <td>15 鉄鋼</td> <td>21 精密機械</td> </tr> <tr> <td>4 衣服</td> <td>10 石油・石炭</td> <td>16 非鉄金属</td> <td>22 その他製造業</td> </tr> <tr> <td>5 木材</td> <td>11 プラスチック</td> <td>17 金属製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 家具</td> <td>12 ゴム</td> <td>18 一般機械</td> <td></td> </tr> </table>				1 食料品	7 パルプ・紙	13 なめし革	19 電気機械	2 飲料・煙草・飼料	8 出版・印刷	14 窯業・土石	20 輸送用機械	3 繊維	9 化学	15 鉄鋼	21 精密機械	4 衣服	10 石油・石炭	16 非鉄金属	22 その他製造業	5 木材	11 プラスチック	17 金属製品		6 家具	12 ゴム	18 一般機械	
1 食料品	7 パルプ・紙	13 なめし革	19 電気機械																								
2 飲料・煙草・飼料	8 出版・印刷	14 窯業・土石	20 輸送用機械																								
3 繊維	9 化学	15 鉄鋼	21 精密機械																								
4 衣服	10 石油・石炭	16 非鉄金属	22 その他製造業																								
5 木材	11 プラスチック	17 金属製品																									
6 家具	12 ゴム	18 一般機械																									
貴社の創業年	M・T・S・H 年	当地での操業年	M・T・S・H 年																								
貴社の創業地	都・道・府・県 市・町・村 区																										
貴事業所の所有形態	1 土地・建物とも自社所有 2 借地で建物は自社所有 3 貸工場 4 その他 ()																										
資本金 万円	貴事業所従業員数 人	貴社従業員数 人																									

※従業員にはパート、アルバイト、派遣会社社員、経営者、役員、家族従業員を含みます

1 貴社の業態は次のどれですか。該当する番号に○をして下さい。

- ① 自社製品を持つ製造メーカー ④ 第1次下請企業（自社製品を持っていない）
 ② 独立した加工専門企業 ⑤ 第2次・3次下請企業（販売を除く）
 ③ 自社製品製造兼下請製造メーカー ⑥ 販売業

2 下請を行っている企業（1の設問で③～⑥と回答された企業）にお聞きします。

(1) 納品先企業（親企業）数は何社ありますか。該当する番号に○をして下さい。

- ① 1社 ② 2社～3社 ③ 4社～5社 ④ 6社～9社 ⑤ 10社以上

(2) 横受け（仲間取引）を行っていますか。該当する番号に○をして下さい。

- ① 行っている ② 行っていないが、行いたいと考えている ③ 行っていない

3 ここ3年間の収入・収益の平均傾向について該当する番号に○をして下さい。

- ① 増収増益 ② 増収減益 ③ 減収増益 ④ 減収減益

4 ここ3年間の主要取引先について該当する番号に○をして下さい。

- (1) 主要販売（納品）先の件数 ① 増加傾向 ② 横這い傾向 ③ 減少傾向

- (2) 外注先の件数 ① 増加傾向 ② 横這い傾向 ③ 減少傾向 ④ 外注先なし

5 貴社が製造（加工）している主要製品について該当する番号に○をして下さい。

- (1) 貴事業所 ① 少品種多量品 ② 多品種少量品 ③ 特注品 ④ 試作品

- (2) 貴社全体 ① 少品種多量品 ② 多品種少量品 ③ 特注品 ④ 試作品

6 貴事業所は、現在どのような機能を担っていますか。次の機能のうち該当する番号に○をして下さい。（複数回答）

- ① 本社 ③ 工場 ⑤ 配送センター ⑦ その他（ ）
② 営業所 ④ 倉庫 ⑥ 研究開発（試作）

7 貴社では海外生産を行っていますか。該当する番号に○をして下さい。（複数回答）

- ① 自社（関連会社）で海外生産している ⑤ 海外での委託生産を検討している
② 海外で委託生産している ⑥ 海外での部品調達を検討している
③ 海外で部品調達している ⑦ 海外生産を行う考えはない
④ 海外での生産を検討している ⑧ その他（ ）

8 貴社の経営の実態について以下の項目の該当する欄に○をつけて下さい。

業界での評価	上位	中位	下位	不明	業界での評価	上位	中位	下位	不明
(1) 製品開発力					(5) 生産効率（時間・経費）				
(2) 製造技術					(6) 管理部門の事務効率				
(3) 品質管理					(7) 流通・物流部門の効率				
(4) 営業力									

9 貴社が経営上、最も重視しているのは何ですか。該当する番号に○をして下さい。

① 製品開発力 ③ 生産効率 ⑤ 事務効率 ⑦ 流通・物流部門の効率

② 製造技術 ④ 品質管理 ⑥ 営業力 ⑧ その他 ()

10 貴社の労務上の問題について該当する番号に3つまで○をして下さい。

① 一般技能者が不足 ⑤ 技術者が不足 ⑨ 事務系社員が不足

② 一般技能者が過剰 ⑥ 技術者が過剰 ⑩ 事務系社員が過剰

③ 熟練技能者が不足 ⑦ 商品・研究開発要員が不足 ⑪ 従業員の高賃金

④ 熟練技能者が過剰 ⑧ 商品・研究開発要員が過剰 ⑫ 従業員の高齢化

11 貴事業所の生産設備について該当する番号に○をして下さい。

① 生産設備の高度化を進めている ③ 生産設備の老朽化が進んでいる

② 生産設備の更新は行っている。 ④ その他 ()

12 事業所の敷地について該当する番号に○をして下さい。

① 事業規模からみて事業所の敷地は適当 ③ 事業規模からみて事業所の敷地が狭い

② 事業規模からみて事業所の敷地には余裕がある

13 事業所の敷地には余裕があると回答された事業所の方にお聞きしますが、事業所の敷地に余裕がある理由について該当する番号に○をして下さい。(複数回答)

① 工場を移転(縮小)させたため ⑤ 配送センターを移転(縮小)させたため

② 営業所を移転(縮小)させたため ⑥ 研究開発施設を移転(縮小)させたため

③ 本社を移転(縮小)させたため ⑦ 敷地内の建物を高度化したため

④ 倉庫を移転(縮小)させたため ⑧ その他 ()

14 事業所の敷地が狭いと回答された事業所の方にお聞きしますが、事業所の敷地で狭い施設について該当する番号に○をして下さい。(複数回答)

① 工場 ③ 営業所 ⑤ 研究開発施設 ⑦ 配送センター

② 本社 ④ 倉庫 ⑥ その他 ()

15 貴事業所は、将来的にはどのような機能を担っていくことになるとお考えですか。

次の機能のうち該当する番号に○をして下さい。(複数回答)

① 本社 ③ 工場 ⑤ 配送センター ⑦ 未定 ⑨ その他 ()

② 営業所 ④ 倉庫 ⑥ 研究開発(試作) ⑧ 売却予定

16 貴社経営者の後継者について該当する番号に○をして下さい。

① 現経営者の親族に後継者がいる ⑤ 後継者はいない

② 社内に後継者がいる ⑥ 社外への経営権の譲渡を検討している

③ 現経営者の親族に後継候補がいる ⑦ 最近(近年)、前経営者から後継している

④ 社内に後継候補がいる ⑧ その他 ()

※ ⑤と⑥のみ複数回答可

1 7 貴社の属する業界の将来性について該当する番号に○をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 業界の市場は将来的にはさらに発展する | ④ 業界の市場は縮小する |
| ② 業界の市場は現状並みで推移する | ⑤ わからない |
| ③ 業界の市場は縮小の可能性が高い | ⑥ その他 () |

1 8 貴社の今後の経営方針について該当する番号に○をつけて下さい。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 現在の事業分野を拡大していく | ⑤ 製造業の他の分野に転換する |
| ② 現在の事業分野を維持していく | ⑥ 製造業以外の分野へ転業する |
| ③ 現在の事業分野を整理・縮小する | ⑦ 廃業を検討している |
| ④ 事業の多角化を図る | ⑧ その他 () |

1 9 貴社の今後の経営上の課題について該当する番号に3つまで○をつけて下さい。

- | | | |
|-----------------|------------|------------|
| ① 製品（加工）の高付加価値化 | ⑦ 生産コストの削減 | ⑬ 他の企業との合併 |
| ② 低コスト安定資金の調達 | ⑧ 人件費の削減 | ⑭ 海外市場への進出 |
| ③ 研究開発体制の確立 | ⑨ 新規取引先の開拓 | ⑮ 新分野への進出 |
| ④ 管理業務部門の効率的運用 | ⑩ 事業所用地の確保 | ⑯ 後継者の育成 |
| ⑤ 製品価格の維持 | ⑪ 専門家人材の確保 | ⑰ その他 () |
| ⑥ 管理経費の削減 | ⑫ 若年労働力の確保 | |

2 0 貴社の強み、特徴などについてお答え下さい。

--

2 1 東大阪市の産業振興施策についてご意見をお聞かせ下さい。

--

ご協力をいただきありがとうございました。

関西大学社会学部 (班)	問い合わせ先
産業社会学実習室指導教授 大西 正曹	

東大阪市製造業実態調査連絡票

原票確認

企業コード					年 齡		業 種		創業年				操業年			創業地									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19							
所 有 本 金	資 本 1	従 業 1	従 業 2	1	2		3	4		5		6													
					(1)	(2)		(1)	(2)	(1)	(2)														
					14	15		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
20	21	22	23																						

7												8							9
(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)							9
39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54				9

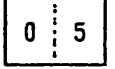
10					11		12		13									
55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70			

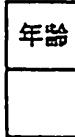
14						15									16				17			18	
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89					

19			
90	91	92	93

連絡票記入要領

- 企業コードは、調査票の企業コードを記入して下さい。ひとつのマスには、必ず一つの数字を記入して下さい。以下同様です。

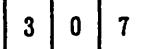
・  のマスに一行の数字を記入する場合は  のように記入して下さい。

・  には、(歳)に記入された年齢をして下さい。

・ 業種には、調査票の業種番号を記入して下さい。

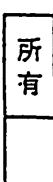
・ 創業年は、最初のマスに、明治の場合は1、大正の場合は2、昭和の場合は3、平成の場合は4を記入し、後の2マスに年を記入して下さい。

M	1
T	2
S	3
H	4

昭和7年の場合は  のように記入して下さい。

・ 操業年は、創業年に準じて記入して下さい。

・ 創業地は、別紙の「貴社の創業地」欄の 転記方法 を参照して下さい。

・  には、事業所の所有形態の○をされた番号を記入して下さい。

所有

・ 資本金は、下記のコード表の該当する番号を記入して下さい。

無記入(個人企業の場合)は、	1	3千万円を超える1億円未満	4
1千万円未満	2	1億円を超える	5
1千万円を超える3千万円未満	3		

- 従業1には、貴事業所従業員数を、従業2には貴社従業員数を下記のコード表に該当する欄の番号を記入して下さい。

1人～3人	1	50人～99人	5
4人～9人	2	100人～299人	6
10人～19人	3	300人以上	7
20人～49人	4		

- 8の設問の回答については下記のコード表の該当する番号を記入して下さい。

上位	1
中位	2
下位	3
不明	4

- 10の設問についての回答は次の要領に記入して下さい。

10					
0	2	1	0	1	2

- 事業所の敷地に余裕がないと回答された場合には、13の設問に○がつけてあっても記入しないで下さい。
- 事業所の敷地に余裕があると回答された場合には、14の設問に○がつけてあっても記入しないで下さい。
- 19の設問についての回答は次の要領に記入して下さい。

19					
0	2	1	0	1	2

・「貴社の創業地」欄の転記方法

調査票に記入してある地名を次の表によりコード（数字）に変換して調査連絡票の「創業地」欄（4ケタ）に転記してください。

創業地コードは4桁の数字で、上2ケタは「地方・都道府県コード」を下2ケタは「市（区）町村コード」を表わします。

なお、近畿地方の2府4県と東京都は、都府県別でコードを設定しております。その他の道県は地方別で一括のコードを設定しています。

また、「市（区）町村コード」は大阪府のみ設定しています。その他の都道府県は、「市（区）町村コード」を、(00)と記入してください。また、市（区）町村が合併、分離している場合は、現在の地名のコードを記入してください。

（記入例）

調査票

貴社の創業地	大阪 都・道・府・県	大阪 市・町・村	北 区
--------	------------	----------	-----

連絡票

創業地
0114

地方・都道府県・市（区）町村コード表

地方・都道府県コード		市（区）町村コード	
コード	地方・都道府県	該当する都道県	市（区）町村コード
01	大阪府		別表を参照のこと
02	兵庫県		00
03	京都府		00
04	奈良県		00
05	和歌山県		00
06	滋賀県		00
11	東京都	23区、市部	00
21	北海道地方	北海道	00
22	東北地方	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	00
23	関東地方	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県	00
24	中部地方	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	00
25	中国地方	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	00
26	四国地方	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	00
27	九州地方	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	00

別 表

大阪府 市(区)町村コード表

地方・都道府県		市(区)町村		市(区)町村	
コード		コード	市(区)町村名	コード	市(区)町村名
01	大阪府	01	東大阪市	49	交野市
		11	大阪市	50	門真市
		12	旭区	51	河内長野市
		13	阿倍野区	52	岸和田市
		14	生野区	53	堺市
		15	北区(大淀)	54	四條畷市
		16	此花区	55	吹田市
		17	城東区	56	摂津市
		18	住之江区	57	泉南市
		19	住吉区	58	高石市
		20	大正区	59	高槻市
		21	中央区(東区・西区)	60	大東市
		22	鶴見区	61	豊中市
		23	天王寺区	62	富田林市
		24	浪速区	63	寝屋川市
		25	西成区	64	羽曳野市
		26	西淀川区	65	阪南市
		27	東住吉区	66	枚方市
		28	東成区	67	藤井寺市
		29	東淀川区	68	松原市
		30	平野区	69	箕面市
		31	福島区	70	守口市
		32	港区	71	八尾市
		33	都島区	81	河南町
		34	淀川区	82	熊取町
		41	池田市	83	島本町
		42	和泉市	84	太子町
		43	泉大津市	85	田尻町
		44	泉佐野市	86	忠岡町
		45	茨木市	87	豐能町
		46	大阪狭山市	88	能勢町
		47	貝塚市	89	岬町
		48	柏原市	90	美原町
				99	千早赤阪村

調査票回収チェックリスト(班・担当者)

取扱日	登録番号	対象企業名	住 所	TEL	FAX	対応者(役職)	班	備 考
アソル 7/22	0/0/入	田中金属	高井田西3-3-1	733-1234	733-1235	田中三郎(課長)	A	結果希望
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

チェックリスト Aランクは非常に良好な対応、Bランクは普通の対応、Cランクは悪い、Dは拒否

産業分類の適用について

(工業統計調査用)

平成 8 年 1 月

目 次

I	日本標準産業分類とは·····	143
II	製造事業所の産業の決め方·····	147
III	分類の基本的な考え方と 分類適用の注意点 ·····	150
IV	中分類別産業の要点 ·····	155

I 日本標準産業分類とは

1. 日本標準産業分類の目的

統計調査の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用度の向上を図るために、各種統計基準の設定が必要であるが、日本標準産業分類はこのような統計基準の一つとして、統計調査の結果を産業別に表章する場合に使用することを目的として、昭和24年に設定された。

なお、最終改訂は平成5年10月改訂が行われた。

2. 産業の定義

この産業分類にいう産業とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動をいう。ここでは、一般に産業といわれる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業などの営利的活動のほか、教育、宗教、公務、医療などにおける非営利活動も含める。（付1.日本標準産業分類の一般原則参照）

なお、家庭内において家族が行う家事労働は含めない。

3. 分類の主な基準

産業分類の分類単位は、一般に工場、鉱山、商店などと呼ばれる個々の事業所毎であるが、これらの事業所における経済活動すなわち産業を区分するための主な基準は以下のとおりである。

＜分類区分をするための主な基準＞

- ① 経済活動において生産される財貨、提供される商品及びサービス等の種類
- ② 財貨の生産又はサービスの提供方法等（設備・技術等）
- ③ 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取扱いされるもの（商品等）の種類

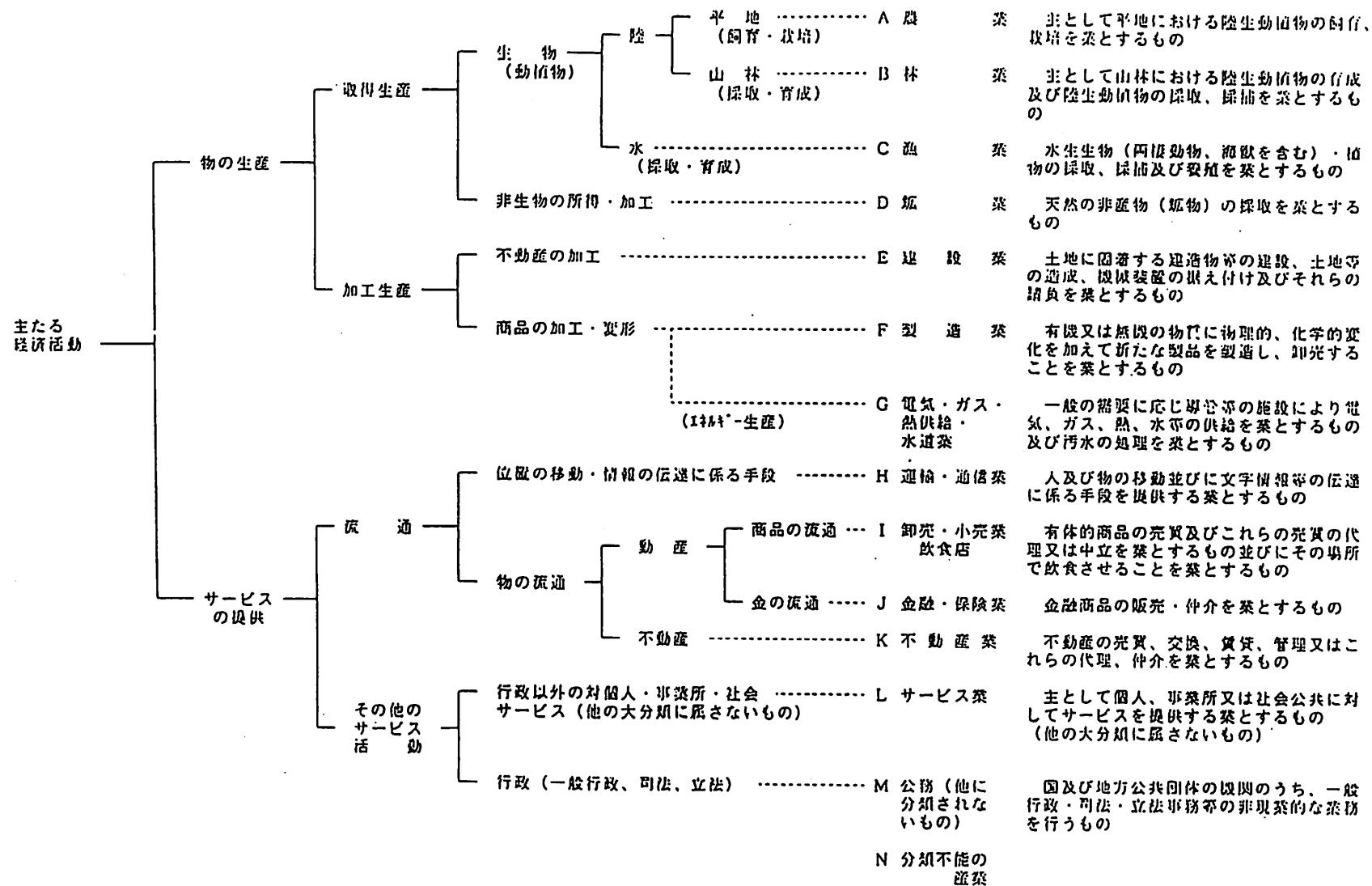
なお、分類の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額又は販売額等も考慮する。

4. 分類の構成

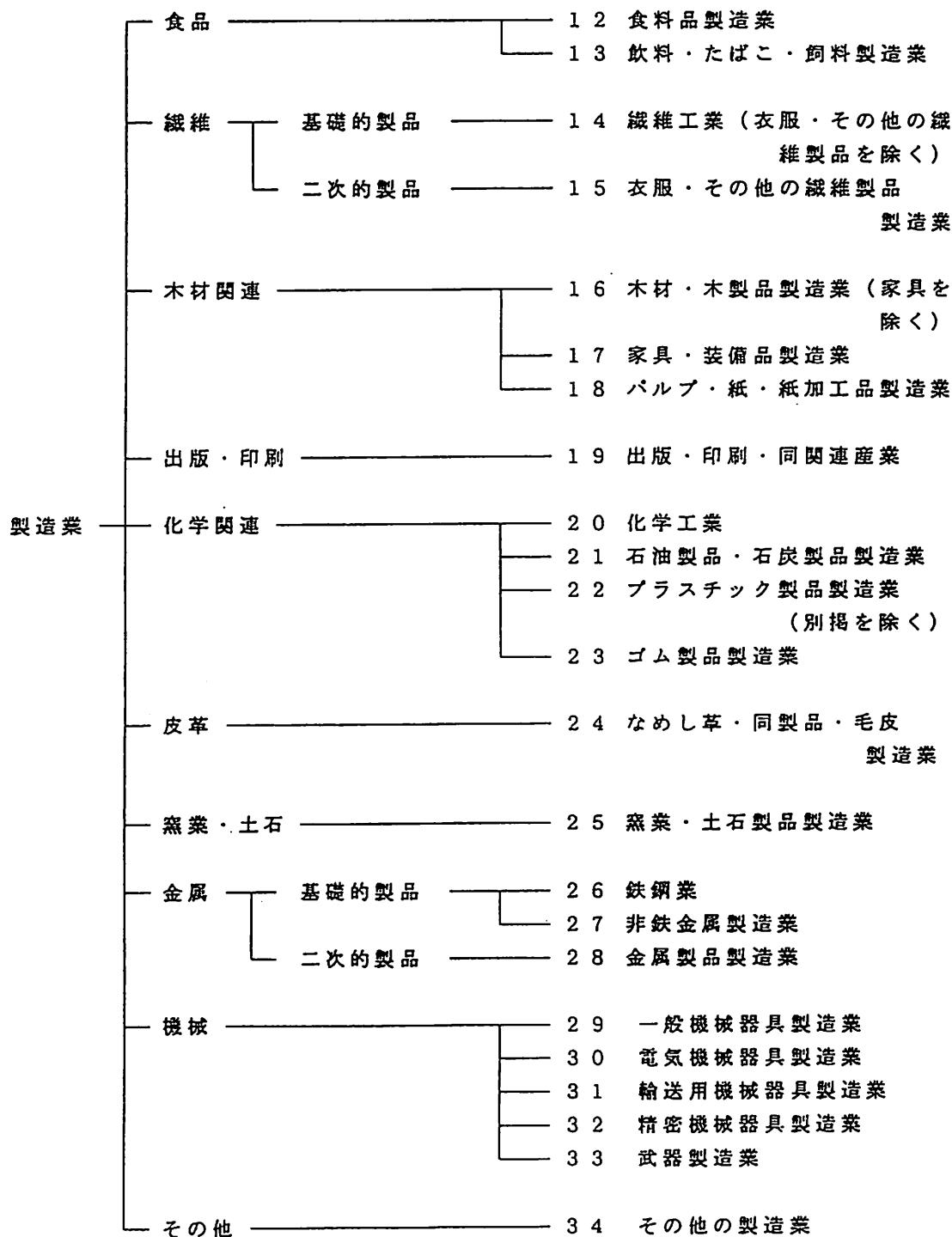
日本標準産業分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階分類から成り、その構成は、大分類14、中分類99、小分類463、細分類1324となっている。（別表1－大分類体系の概要を参照）

別表1

日本標準産業分類の大分類体系の概要



製造業における分類体系の概要



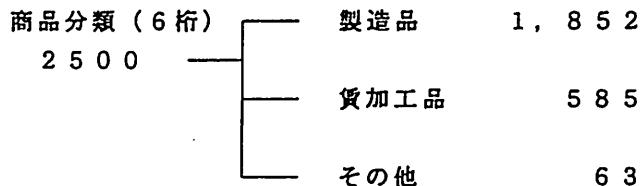
5. 日本標準産業分類と工業統計調査用分類の相違

工業統計調査用産業分類（4桁）は、基本的には日本標準産業分類に基づいて設定しているが、一部、日本標準産業分類を統合し使用しているものもある。製造品分類（6桁）は日本標準商品分類を参考として工業統計調査の産業格付を行うために設定したものである。また、貨加工品分類は他の企業から無償支給された原材料によって製造する場合、又は、他の企業の所有に属する製品に加工を行った場合に、その製品の種類又は加工作業の種類によって分類される。

なお、貨加工品分類はそれぞれの製造品分類の末尾に掲げている。

大分類 F - 製造業 産業分類（4桁）

577 業種



「その他」とは、販売電力、冷蔵保管料、
製造工程から出たくず・廃物、広告料
金等をいう。

注： 日本標準商品分類とは、統計調査の結果を商品別に表示する場合の統計基準として設定されたものであり、工業統計調査、生産動態統計調査等商品別の把握を必要とする諸統計の作成等に使用されているほか、医療品コード等各企業、業界における商品コードの基準として利用されている。

本分類における商品の範囲は、価値ある有体的商品で市場において取り引きされ、かつ移動できるもののすべてである。したがって、サービス、土地、家屋、立木、地下にある資源等は含まれない。価値ある有体的商品には、電力及びガス、用水が含まれる。

標準商品分類番号は、大分類、中分類、小分類等の順に配列されているが、各分類項目は、無数にある商品を類似するものごとに集約し、「商品群」として表示している。

II 製造事業所の産業の決め方

事業所の産業は原則として、出荷額（販売額）又は、収入額の最も多い経済活動によって決める。

しかし、それが困難な場合は、従業者数又は設備によって決めることがある。

1. 事業転換、季節事業、休業中などの事業所の産業は次のように取り扱う。

(1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とし、その事業所の産業とする。

しかし、転換が一時的であって、設備などからみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な活動とする場合がある。

(2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間の収入の最も多い事業を主要な活動とする。

(3) 休業中の事業所の産業は、休業に入る前の経済活動によって決定をする。

2. 産業分類の方法（産業格付）

事業所の産業（経済活動）を分類に適用する場合、一般的な格付と特殊な格付がある。

(1) 一般的な格付（参照：例-1, 例-2）

事業所の主たる経済活動を「産業」として格付するが、製造業の場合、事業所が製造して出荷する最終製品に着目して格付を行うことを一般的な格付という。

例えば、一事業所において複数の分類項目（多品種の生産）に該当する経済活動を行っている場合、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、出荷額又は収入額の最も多いものによって大分類を決定する。

次に、決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その出荷額又は収入額の最も多いものによって中分類（2桁）を決定し、以下同様に小分類（3桁）、細分類（4桁）を決定する。

例－1

品目番号	製造品目名	製造品出荷額等
284319	その他の製缶板金製品	10,000万円
294111	数値制御旋盤	5,000万円
294221	ガス溶接	4,000万円
295511	家庭用ミシン	7,000万円
301511	アーク溶接機	16,000万円

この事業所の格付は、

中分類「29—一般機械器具製造業」

「28」(10,000万円) < 「29」(16,000万円) = 「30」(16,000万円)

小分類「294 金属加工機械製造業」

細分類「2941 金属工作機械製造業」

「2941」(5,000万円) > 「2942」(4,000万円)

(注) 格付を行う際、合計金額の等しい分類がある場合は、そのうち数字の若い番号の分類に格付をする。

例－2

品目番号	製造品目名	製造品出荷額等
151115	成人男子・少年用制服ズボン	4,000万円
151411	ワイシャツ	3,000万円
880000	衣服の修理料収入額	9,000万円

この事業所の場合、製造業ではなく「大分類レーサービス業」となる。

(2) 特殊な格付

製造業の格付で、次の場合に特殊な格付を行う。

① 修理料収入や広告料収入が主たる場合でも製造業の対象となる事業所
(参照：例－3)

② 鉄鋼業における特殊な格付 (参照：例－4)

中分類「26-鉄鋼業」では原材料、作業工程、機械設備等により特殊な格付を行う。

例-3 修理料収入が主たる場合（ただし、中分類「26」～「33」に分類される製造品出荷があることが前提となる。）

品目番号	製造品目名	製造品出荷額等
307211	工業計器	4,000万円
321612	精密測定器	3,000万円
321613	精密測定器の部分品・取付具 ・附属品	2,000万円
880000	修理料収入額	10,000万円

この事業所の場合、中分類「29 一般機械器具製造業」

小分類「299 その他の機械・同部分品製造業」

細分類「2999 各種機械・同部分品製造修理業」

となる。

* 中分類「26-鉄鋼業」における特殊な格付

（一般的な格付を行い、特殊関連品目の上4ケタ「2611」、「2652」、「2659」、「2871」、「2879」になったときに、原材料、作業工程、機械設備などに着目し格付を行う。）

例-4

品目番号	製造品目名	製造品出荷額等
261116	形 鋼	30,000万円
261118	小形棒鋼	24,000万円
261122	線材、バーインコイル	12,000万円

事業所の産業格付	設備	原材料	作業工程
2611 高炉による製鉄業	高炉	鉄鉱石、石灰、石灰石	銑鉄→製鋼→鋼材
2631 転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業	転炉、電気炉	銑鉄、鐵くず	製鋼→鋼材
2641 热間圧延業	热間圧延機	スラブ、ブルーム、ビレット	(热間圧延)→鋼材

以上のように同じ製品を出荷していても、設備、原材料、作業工程によって事業の格付が異なる。

III 分類の基本的な考え方と分類適用の注意点

ある物を事業所において製造している場合、その事業所の産業分類や製造品の分類について、分類の基本的な考え方を示してほしいとよくいわれます。

産業分類は、事業所において行われる経済活動をその同質性に着目して分類した体系です。経済活動は財貨（もの）を生産するものとサービスを提供するものとに大きく分けられ、さらに生産するものの種類の同質のもの、あるいは提供されるサービスの種類の同質のものというように分類され、体系化されています。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として調査していますが、製造業については、日本標準産業分類で「有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所」と定義されており、工業統計でもこの定義に従って分類集計を行っています。

製造業をさらに細かく分類する基準についてみると

- (1) 生産されるものの種類 = 製造品
 - (2) 生産の方法 = 設備、技術など
 - (3) 原材料の種類及び性質
- の三要素から構成されています。

(1) は、その事業所の最終製品の種類（出荷される製品）によって格付けされるということであり、これが一番重視されるわけで、ほとんどの産業はこの基準によって分類されています。

この場合、製造品によっては用途別の製品区分に分類されることがあります。しかし、経済活動の同質性という点では、同一製造品で分類すると不都合な場合があります。

そこで、(2) の生産の方法 = 設備、技術などによって分類することが適切な産業があり、これにあてはまる産業として次のようなものがあります。

・鉄鋼業

- 261 高炉による製鉄業（高炉による製鉄 → 製鋼 → 鉄鋼製品までを一貫で行っている場合）
- 262 高炉によらない製鉄業（高炉によらない製鉄 → 製鋼 → 鉄鋼製品までを一貫で行っている場合）
- 263 製鋼・製鋼圧延業（製鋼から鉄鋼製品までを一貫で行っている場合）
- 264 製鋼を行わない鋼材製造業（製鋼を行わないで鉄鋼製品を製造する場合）

鉄鋼業は、同一製品を製造していても設備や作業工程によって別の産業に分類されています。

・金属プレス製品製造業

- 285 金属プレス製品製造業

金属プレス製品製造業は、打抜き・プレス機械という設備に着目し、その設備により製造されたものが分類され、製造品の種類は問いません。（ただし、この分類は打抜き・プレスし放しのものであり、機械仕上げをしていないものです。）

さらに同一種類の製造品でも、

(3) 原材料の種類及び性質に着目して分類することが適当なもの、例えば、手袋、袋、衣服などがあります。この場合に着目される材料とは、繊維、ビニー

ル、ゴム、革、紙などであり、それぞれ材料別に区分して分類されます。

(a) 材質あるいは用途などにより分類されるもの

① 手袋製造業

織物製、ニット製	・・・	1 5 6 5
ビニール製	・・・	2 2 9 7
ゴム製（医療・衛生用）	・・・	2 3 9 2
ゴム製（作業用）	・・・	2 3 9 9
革製（合成皮革を含む）	・・・	2 4 5 1

② 衣服製造業

織物製	・・・	1 5 1
ニット製	・・・	1 5 2
毛皮製	・・・	1 5 4 1
革製（合成皮革を含む）	・・・	1 5 6 9

③ 袋製造業

綿維製	・・・	1 5 9 3
紙製（事務用）	・・・	1 8 4 1
紙製（大型）	・・・	1 8 5 1
紙袋（角底）	・・・	1 8 5 2
紙袋（小形）	・・・	1 8 9 9
セロファン製	・・・	1 8 9 9
ビニール製	・・・	2 2 2 1 あるいは 2 2 2 5
身の回り用袋物	・・・	2 4 7 1

一方、材料区分に着目せず、製造品の種類に着目して分類するものとして次のものがあります。

(b) 材料のいかんを問わず分類されるもの

1 5 3 5	補整着製造業
1 6 9 2	靴型等製造業
1 7 1 3	マットレス・組スプリング製造業
1 7 9 1	事務用・店舗用装備品製造業
1 9 3 1	印刷業（晒写印刷業を除く）
2 4 6 1	かばん製造業
2 4 7 1	袋物製造業（ハンドバッグを除く）
2 4 7 2	ハンドバッグ製造業
3 4 3	がん具・運動用具製造業
3 4 5	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
3 4 6 1	漆器製造業……生地の材料のいかんを問わず
3 4 7 3	うちわ・扇子・ちょうちん製造業
3 4 7 4	ほうき・ブラシ製造業
3 4 7 6	マッヂ製造業
3 4 7 8	魔法瓶製造業
3 4 9 3	パレット製造業
3 4 9 4	モデル・模型製造業（紙製を除く）
3 4 9 5	工業用模型製造業

以上が分類をする際の概略の基本的な考え方です。

[部分品、取付具、附属品についての分類]

機械部分品の場合

原 則	当該産業（部分品・附属品が取付けられる完成品と同じ産業）で分類	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には4桁内の6桁が部分品として特掲 ・他には、幾つかの4桁をまとめて3桁内の4桁が部分品として特掲 	
	(例) 2941 金属工作機械製造業	部分品 → 2943 金属工作機械用・ 金属加工機械用・ 部分品・附属品 製造業
	2942 金属加工機械製造業	
例 外 と し て 当 該 業 種 で 分 類 さ れ な い も の	(1) 4桁内の6桁番号に示されていない部分品は、必ずしも当該産業に分類されない場合もある。 (例) 3041 有線通信機械器具製造業 3042 無線通信機械器具製造業 3043 ラジオ受信機・ テレビジョン受信機製造業 3049 その他の通信機械器具・ 同関連機械器具製造業	部分品 → 308 電子部品 ・デバイス 製造業
	(2) 分類上、部分品が製品として特掲されているもの (例) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ ばね 歯車、平軸受 玉軸受・ころ軸受 半導体集積回路 抵抗器・コンデンサ・変成器 コネクタ・スイッチ・リレー スイッチング電源 コントロールユニット プリント回路	2881 2892 2975 2994 3083 3084 3086 3087 3087 3088
	(3) 材質が金属以外の場合、主としてその材質の各々に分類される。	
	(4) 材質が金属の場合、特定の製造方法として特掲されているものがある。 特定の製造方法として特掲されているもの	
	銑鉄錫物（鋳放しのもの） 錫鋼（鋳放しのもの） 鍛工品（打ち放しのもの） 鍛鋼（打ち放しのもの） 非鉄金属錫物（鋳放しのもの） 非鉄金属鍛造品（打ち放しのもの） 板金製品 金属プレス製品（機械仕上げをしないもの） 粉末や金製品（焼結工程のあるもの）	2661 2663 2664 2665 275 2755 2843 285 2853

例) 金属工作機械を構成する部分品の考え方

- ① その部分品が製品として分類番号が特掲されているか。 [(2)参照]
- ② その部分品が金属製の場合、特掲されている特定の製造方法によるか。 [(4)参照]
特定の製造方法であれば、その作業工程がどこまでかによって特定の製造方法による分類、あるいは、金属工作機械の部分品に分類される。
- ③ ①、②以外の場合、当該産業、すなわち金属工作機械の部分品に分類される。

[塗装、溶接、研磨、めっきについて]

(1) 塗 装

原則	製造業にかかる製品の一工程として行われる塗装は、該当製品にそれぞれ分類される。		
六 ヶ タ 番 号 で 塗 装 が 特 掲 さ れ て い る も の	木製履物	169392	木製履物塗装（貨加工）
	その他の木製品	169919	その他の木、竹、とう、きりゅう等製品
	木製家具	171192	木製家具塗装（貨加工）
	金属製家具	171292	金属製家具塗装（貨加工）
	木製建具	173191	建具（塗装を含む）（貨加工）
	プラスチック製品	22プラスチック製品製造業の中のそれぞれの加工業	
	なめし革	241192	なめし革塗装・装飾（貨加工）
	鋼材	265919	その他の表面処理鋼材 (例) カラー鉄板
	金属製品	286191	金属製品塗装、エナメル塗装、ラッカーアニメル塗装（貨加工） (例) 自動車部品、一般機械の塗装
	漆塗装 (素地の材質は 問わない)	346111 346191	漆器製品 (例) カシュー樹脂塗装をふくむ。 塩ビ系の塗装は含まない。

(注) 船舶などの構築物の塗装は「大分類E-建設業」に、修理のための塗装は「大分類J-サービス業」に分類される。

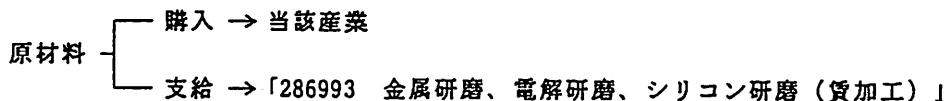
(2) 溶 接

原材料を支給され 溶接のみを行う	該当製品の貨加工に分類する。 ただし、各種行っていて主な製品の判断が不可能 な場合「284392 金属板加工」（貨加工）
製品までの工程を行 う	当該製品

(注) 修理のための溶接は「大分類J-サービス業」に分類される。

(3) 研磨

金属製品・部分品の場合



非金属製品・部分品（質加工）の場合

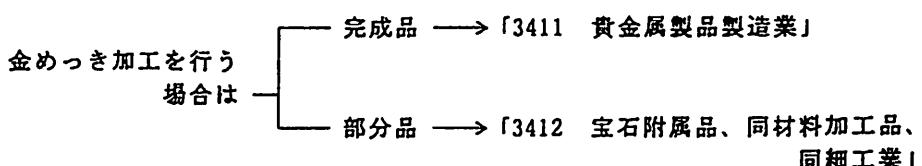
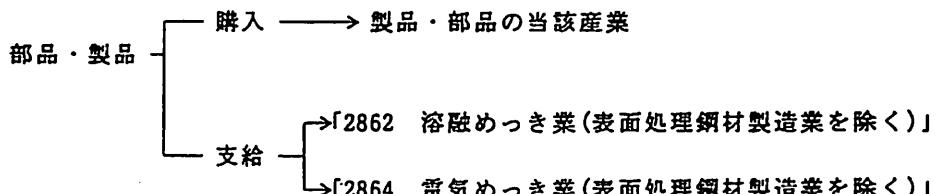
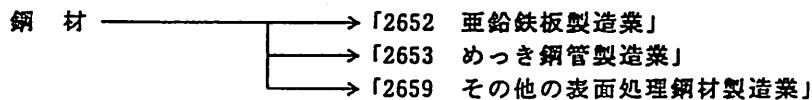
（ただし、原材料を購入し研磨した場合は、当該産業に分類される。）

- ・プラスチックの場合 → 中分類「22 プラスチック製品製造業」の各々
のバフ加工（質加工）
- ・ガラス（レンズを除く）の場合 → 「251992 ガラス研磨（質加工）」
- ・光学機械用レンズ・
プリズムの場合 → 「325491 レンズ・プリズム研磨（質加工）」
- ・眼鏡レンズの場合 → 「326191 眼鏡（質加工）」
- ・宝石附属品等の場合 → 「341291 宝石附属品、同材料加工品、同細工
品（質加工）」

(4) めっき

めっきされる素材にもとづいて分類する。

- ・ガラスの場合 → 中分類「25 窯業・土石製品製造業」の各々
- ・プラスチックの場合 → 中分類「22 プラスチック製品製造業」の各々
- ・金属の場合



IV 中分類別産業の要点

中分類12-食料品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類されます。

畜産・水産食料品などの製造

野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造

調味料、糖類、動植物油脂などの製造

精穀、製粉、パン、菓子などの製造

めん類、豆腐、冷凍調理食品、そう菜などの製造

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として製品の種類別に配列されています。

[分類適用上の注意]

清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所は中分類13-飲料・たばこ・飼料製造業に分類されます。

主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売に直接附隨する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類I-卸売・小売業、飲食店に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. 肉製品、乳製品の製造(121)	1. と畜場(952) 牛乳を殺菌して直接家庭又は個人消費者に販売する事業所(5691)
2. 冷凍水産物、冷凍水産食品の製造(122)	2. 冷蔵倉庫業(442)
3. 精穀・製粉品の製造(126)	3. 食品販加工(家庭消費用として原料顧客持の粉及び穀類などの販加工)(7491)
4. パン・菓子の製造(127)	4. パン・菓子などを製造小売するもの(567)
5. めん類、豆腐、そう菜などの製造(129)	5. めん類、豆腐、そう菜などの製造小売するもの(569)
6. はま茶、こぶ茶、麦茶の製造(129)	6. 緑茶、紅茶の製造(1331)

[カンどころ・Q&A]

問 1 焼き鳥の製造は、「121919 他の畜産食料品」それとも「129919 他の製造食料品」のいずれに分類されるか。

答 単に生肉を串に刺しただけのもの及び焼き鳥缶詰は「121919 他の畜産食料品に、焼いてたれをつけたものは「129811 そう(惣)菜」に分類します。

問 2 豆腐の製造工程から出た「おから」の分類番号は使用目的によりいろいろ分類されているが、どのような違いがあるのか。

答 「おから」は豆腐の製造工程から出た副産物なので、そのままの状態で出荷すれば「626600 製造工程から出たくず・廃物」に分類します。

ただし「おから」を二次加工した場合には製品別に各々分類されます。

①. 食料用として味付けをした「うのはな」は「129811 そう（惣）菜」

②. おからを単体として飼料にした場合は「136211 単体飼料」

③. おからと他の素材を混合させて飼料にした場合は「136111 配合飼料」

④. おからを肥料にした場合は「136311 有機質肥料」

問 3 いわしをまるごと急速凍結し養殖用の餌として出荷した場合はどこに分類されるか。

答 作業工程に着目し「122611 冷凍水産物」に分類します。

問 4 「いなり寿司」用に味付けされた油揚げは「129511 豆腐、しみ豆腐油揚げ類」でよいか。

答 油揚げそのものであれば「129511」に分類されますが、味付けされている場合は「129811 そう（惣）菜」に分類します。

問 5 ハンバーグはどこに分類されるか。

答 ①. 挽き肉に野菜やパン粉及び調味料などを加えた調理食品＝生ハンバーグは「129919 その他の製造食料品」に分類します。

②. 生ハンバーグに火を通し食べられる状態になっている場合は「129811 そう（惣）菜」に分類します。

③. 火が通っているいないにかかわらず、ハンバーグを冷凍した場合には「129711 冷凍調理食品」に分類します。

中分類13-飲料・たばこ・飼料製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類されます。

また、葉たばこの再乾燥、除骨、たる詰などの処理を行う事業所も本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として人に供するもの、動植物に供するものを、製品の種類別に配列されています。

[分類適用上の注意]

食料品を製造する事業所は中分類12-食料品製造業に、たばこの副産物を利用して殺虫剤などを製造する事業所は中分類20-化学工業(2062)に分類されます。

主として家庭又は個人消費者に直接販売するための製造を行う事業所及び販売に直接附隨する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、大分類I-卸売・小売業、飲食店に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. 酒類の製造(132)	1. エチルアルコール(発酵法によるもの)の製造(2034)
2. 氷の製造(134)	2. 天然氷の採取(0899) 冷蔵倉庫業(442)

[カンどころ・Q&A]

問1 ミネラルウォーターはどこに分類されるか。

答 「131119 その他の清涼飲料水」に分類します。

ただし、製造業としてとらえられるミネラルウォーターは、原水のろ化あるいは殺菌・滅菌から充填まで工程を工場的設備によって製造されたものをいい、湧水、鉱泉水などをそのまま充填して出荷する場合には製造業の対象にはなりません。

問2 麦芽を使用した発泡酒はどこに分類されるか。

答 現行の酒税法上は水を除いた麦芽の使用比率が67%以上のものが「ビール」で、それ未満のものは「発泡酒」となっています。

発泡酒は「132419 その他の蒸留酒・混成酒」に分類します。

中分類14-繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

[分類項目の範囲]

この中分類には、次のいずれかの製造を行う事業所が分類されます。

製糸、紡績糸、ねん糸などの製造

織物、ニット生地などの製造

精練、漂白、染色、整理仕上げなどの加工

製綿、フェルト、麻製織、整毛などの紡織半製品の製造

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として素原料的なものから、加工製品的なものへ配列し、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

衣服及びその他の繊維製品（ニット製品を含む）の製造を行う事業所は中分類15-衣服・その他の繊維製品製造業に分類され、化学繊維を製造する事業所は中分類20-化学工業（204）に分類されます。

また、グラスウール、ロックウールなどの紡織を行う事業所は中分類25-窯業・土石製品製造業に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. 紡績糸の製造(142)	1. ガラス繊維の製造(2517)
2. ねん糸の製造(143)	2. 紙ねん糸の製造(1899)
3. 織物の製造	3. ガラス繊維製品の製造(2517) 岩綿製品の製造(2594) 石綿製品の製造(2595)
4. ニット生地の製造(145)	4. ニット製品の製造(15)
5. レース、組ひも、細幅織物の製造 (148)	5. ゴム引布及び同製品の製造(2391)
6. 整毛、麻製織、せん毛、製綿、フェルト、じゅうたん、防水織物の製造	6. 竹、とう製品の敷物の製造(1699) 畳表、ござ、花むしろの製造 (3472)

[カンどころ・Q&A]

問1 ニット製セーターの部分品はどこに分類されるか。

答 横編みニットで、セーターの部分品を製造して出荷する事業所は「1523 セーター類製造業」ではなく、「145311 横編みニット生地（半製品を含む）」に分類します。

問2 スフ糸で壁紙、ふすま紙の芯にする生地を織り、購入した紙を張り合わせて壁紙、ふすま紙にした場合はどこに分類されるか。

答 芯地がスフ糸で織られているといっても「144141 ビスコース、スフ生地織物」ではありません。この場合は最終製品に着目して「183311 壁紙、ふすま紙」に分類します。

問 3 スポーツ用ネットは「147911 漁網以外の網地」でよいのか。

答 スポーツ用ネット・安全ネットのネット地（網地）そのものは「147911」に分類しますが、それらのネット地に器具等を取り付けた場合は、

　スポーツ用ネット → 「3434 運動用具製造業」の各々

　安全ネット → 「349913 人体安全保護具、救命器具」
へ分類されます。

中分類15-衣服・その他の繊維製品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、主として購入した織物、ニット生地、フェルト地、レース地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服及び他の繊維製品を製造する事業所が分類されます。

主としてニット製品を製造する事業所も本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として材料又は製品の種類別に配列されています。

[分類適用上の注意]

個人の注文によって、衣服あるいは衣装用品をつくる洋服店又は洋裁店については、材料が店持ちのものは大分類I-卸売・小売業、飲食店(55)に、材料が個人持ちのものは大分類L-サービス業(7441)にそれぞれ分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. 毛皮製衣服・身の回り品の製造 (154)	1. なめし革製衣服の製造(1569) 毛皮の製造(248)
2. 足袋の製造(1552)	2. 地下足袋の製造(2321)
3. 繊維製・ニット製手袋の製造 (1565)	3. ゴム製手袋の製造(239) なめし革製手袋の製造(2451)
4. 帽子(織物製、ニット製、フェルト製等)の製造(1566)	4. 麦わら・バナマ類帽子の製造 (3471)

[カンどころ・Q&A]

問1 縫製品を製造する事業所からワイシャツ・ブラウス等を支給され、アイロン仕上げののち箱詰めを行う事業所は、ワイシャツ・ブラウスの質加工事業所にあたるのか。

答 アイロン仕上げや箱詰めだけでは製造加工行為にはあたりませんので、「大分類L-サービス業」に分類します。

問2 ふとん用羽毛の洗浄を行う質加工事業所は、寝具の質加工事業所にあたるのか。

答 洗浄ののち羽毛ふとんまで作っていれば「159191 寝具(質加工)」に分類しますが、洗浄行為のみの場合は「349991 他に分類されない他の製品(質加工)」に分類します。

中分類16-木材・木製品製造業(家具を除く)

[分類項目の範囲]

この中分類には、主として製材及び単板、合板など木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、基礎資材的なものから加工製品的なものへ配列し、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

家具、建具を製造する事業所は中分類17-家具・装備品製造業に、木型、がん具などを製造する事業所は中分類34-その他の製造業に分類されます。

また、建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改装などを行う事業所は大分類E-建設業に、個人の注文により木製品を製造し小売する事業所は大分類I-卸売・小売業、飲食店に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. 建築用木製組立材料の製造(1623)	1. 家具、建具の製造(171, 173)
2. 靴型等の製造(1692)	2. 木型の製造(3495)
3. コルク製品の製造(1695)	

[カンどころ・Q&A]

問1 「162311 建築用木製組立材料」と「162312 木質系プレハブ住宅」の違いはどこか。

答 木質系プレハブ住宅には、工場において住宅一軒分すべての部材の製造加工が完了し、現場では組立てだけを行うことにより完成住宅となる形態のもののみが分類されます。現状では、木質系プレハブ住宅の生産にあたっては、住宅メーカーの下請事業所が部分的生産を行っているケースが多く「162312」に該当する事業所は限定されています。下請事業所などが製造した木質系プレハブ住宅の部材は「162311 建築用木製組立材料」に分類します。

中分類17-家具・装備品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、家庭用及び事務用家具、宗教用具、戸、障子、ふすま、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

漆塗り家具を製造する事業所は中分類34-その他の製造業(346)に分類されます。

主として個人の注文により家具、建具を製造する事業所は大分類I-卸売・小売業、飲食店(58)に、家具類の改造、修理などを行う事業所は大分類J-サービス業(7821)に分類されます。

建具は次のように分類されます。

(7)建設業者から注文により製造し、それを一般家庭に取り付ける場合

①建設業者から代金の支払をうける場合 大分類F-製造業

②一般消費者から代金の支払をうける場合 大分類I-卸売・小売業、飲食店

(イ)個人の注文により製造し小売するもの 大分類I-卸売・小売業、飲食店

含まれる業種	除かれる業種
1. 家具の製造(171)	1. 漆器家具の製造(346) 家具の部分品・半製品(木製)の 製造(1699) 家具の部分品・半製品(木製以外 のもの)の製造(種類によりおの のに分類する)
2. 宗教用具の製造(172)	2. 貴金属製仏具の製造(3411) 漆器製仏具の製造(346)
3. ブラインドの製造(1792)	3. 金属製よろい戸の製造(2842)
4. 領縁の製造(1794)	4. 漆塗り製領縁の製造(346)

[カンどころ・Q&A]

問1 ディスプレイは、「179111 事務所用・店舗用装備品」と「349211 看板、標識、展示装置(電気的、機械的でないもの)」のいずれに分類されるか。

答 ディスプレイについては以下のように分類します。

- ① 販売する商品を並べるためのもので、そこから直接商品を手に取ること
ができる場合→陳列台あるいは陳列ケース「179111 事務所用・店舗用
装備品」
- ② 見本品等の販売できない物を並べ展示したり、看板に類似している場合
→展示装置・看板「349211 看板、標識、展示装置(電気的、機械的で
ないもの)」

問 2 木製品と金属製品を組み合わせて製造された家具については、どのような基準で木製家具と金属製家具とに分類するのか。

答 脚部又はその製品の支えとなる壁面やキャビネットの材質によって分類されます。

中分類18-パルプ・紙・紙加工品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、基礎素材的なものから加工製品的なものへ配列し、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

抄紙織物を製造する事業所は中分類14-繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）（1449）に分類されます。

研磨紙を製造する事業所は中分類25-窯業・土石製品製造業（2573）に、写真感光紙を製造する事業所は中分類20-化学工業（2095）に分類されます。

紙製品製造業と印刷業との関係は次のとおりです。

(7) 一般の需要者に供給するために見込み生産をしている場合は、紙製品製造業

(イ) ある特定事業所（会社、商店等）の注文により印刷する場合は、印刷業

[カンどころ・Q&A]

問1 ロール紙を自社で購入し、裁断して枚葉紙を製造している事業所はどこに分類されるのか。

答 購入した原紙を切断、折たたみ等の加工をしたものについては、紙製衛生用品は「189911 紙製衛生用品」に、それ以外のものは「189919 他に分類されないパルプ・紙・紙加工品」に分類します。

中分類19-出版・印刷・同関連産業

[分類項目の範囲]

この中分類には、出版業、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、業務の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

印刷業は、材料のいかんを問わず印刷に従事する事業所が分類されます。
勝写版（孔版）印刷業は、大分類レーサービス業（8611）に分類されます。

[カンどころ・Q & A]

問 1 製造業の定義では「有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所」となっているが、出版業は物理的、化学的变化を加えた新製品を製造しているとは考えがたい。なぜ、製造業の対象としているのか。

答 出版業及び新聞業は、①. 編集、印刷、校正等を製造工程の一部とみなしつつ、②. 書籍、新聞等の有体物を新製品として製造しているので製造業に格付けしています。

また、国際的にも「中分類19-出版・印刷・同関連産業」を製造業としております。

問 2 支給された紙袋に印刷を行う事業所は、紙袋の貨加工事業所に分類されるのか。

答 印刷工程のみを行っている場合は、印刷手法によって「193191 とっ版印刷（活版印刷）（貨加工）」、「193192 平版印刷（オフセット印刷）（貨加工）」、「193193 おう版印刷（グラビア印刷）（貨加工）」のいずれかに分類します。印刷業に分類される事業所は、印刷工程のみを行っている事業所ですから、製造工程の一部として印刷が行われているような場合には印刷業に該当しません。その事業所から出荷される最終製品に着目して分類します。

問 3 ノートの製本のみを行う事業所はどこに分類されるか。

答 製本技術に着目して「195191 製本（貨加工）」に分類します。

中分類20-化学工業

[分類項目の範囲]

この中分類には、化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の中分類に特掲されないものが分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の性質及び種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

産業用、捕鯨用、獵用の信管、火管、雷管を製造する事業所は本分類に含まれますが、武器用のものを製造する事業所は中分類33-武器製造業に分類されます。また、自らは製造しないで、主として購入した化学工業製品を販売するために包装、再包装を行う事業所は大分類I-卸売・小売業、飲食店に分類されます。ただし、医薬品の小分けを行う事業所は本分類に含まれます。

ガスの製造については次のとおりです。

- (ア) 天然ガスの採取を行う事業所は大分類D-鉱業(0721)に分類されます。
(イ) 圧縮又は液化した酸素、水素、炭酸ガスなどの製造、精製を行う事業所は大分類F-製造業に分類されます。
(ウ) 一般の需要に応じて導管によりガスを供給する事業所は大分類G-電気・ガス・熱供給業・水道業(3611)に分類されます。
(エ) 販売するために圧縮ガス・液化ガスの充てんを行う事業所は大分類I-卸売・小売業、飲食店(5129)に分類されます。
(オ) 他事業所のために圧縮ガス、液化ガスの充てんのみを行う事業所は大分類L-サービス業(8699)に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. 化学肥料の製造(201)	1. 有機質肥料の製造(136)
2. 無機化学工業品の製造(202) 無機化合物の製造 無機顔料の製造	2. 精製黒鉛の製造(256) シリコンの製造(2719) 油絵具の製造(3444)
3. エチルアルコールの製造(2034)	3. 飲料用アルコールの製造(1324)
4. プラスチック(樹脂)の製造(2037)	4. プラスチック製品の製造(製品の種類によって中分類22又はその他に分類される)
5. 硬化油、グリセリンの製造(2051)	5. マーガリン、食用精製油脂の製造(1283)
6. 写真フィルムの製造(2095)	6. カメラの製造(3252)
7. 火薬の製造(2091)	7. 花火の製造(3491)

[カンどころ・Q & A]

問 1 同一企業のA工場で薬品を製造し、B工場で小分け包装を行っている場合、B工場は製造業の対象になるか。

答 通常、小分け包装を営む事業所は製造業とはなりませんが、日本標準産業分類では医薬品の場合、小分け包装は人体に直接影響がありますので、例外扱いとして「2062 医薬品製剤製造業」又は「2064 生薬・漢方製剤製造業」に分類されています。

ただし、動物用医薬品、農薬などの小分け包装を行う場合は製造業とはなりません。

問 2 ワクチン、血清、保存血液などの販加工での小分けは製造業の対象になるか。

答 医薬品の小分け（動物用医薬品の小分け包装は除く）は、人体に直接影響することを考慮にいれ製造業に含めていますが、「2063 生物学的製剤製造業」では販加工品番号がありませんので、その品目の該当する小分類（3桁）末尾の販加工に分類し、小分類の中にも販加工品番号が無い場合は中分類（2桁）末尾の販加工に分類するようになっています。

問 3 モノクロフィルムを購入し、化学的加工を施してカラーフィルムを製造した場合はどこに分類されるか。

また、この事業所がこのカラーフィルムを使って録画を行い、販売した場合は製造業になるか。

答 モノクロフィルムを購入し、カラーフィルムを製造するという形態はあまり考えられませんが、使用済みのフィルムベースを購入してカラーフィルムを製造した場合は、「209919 その他の化学工業製品」（再生フィルム）に分類されます。しかし、カラーフィルムを製造し、これに録画して販売する事業所は製造業ではありません。

問 4 フェノールとは「203711 フェノール樹脂」か、それとも「203617 合成石炭酸」に分類されるのか。

答 合成石炭酸は別名フェノールとも呼ばれています。念のため調査票に記載されている原材料及び作業工程から判断して下さい。

「203617 合成石炭酸」……………ベンゼンとプロピレンから得られるクメンを原料とし、これを空気酸化して分解することによって得られる。

用途は、フェノール樹脂、農薬等の原料に使用されます。

「203711 フェノール樹脂」……………フェノール類とホルマリンとを反応させて作られる樹脂。

問 5 「2037 プラスチック製造業」と「中分類22-プラスチック製品製造業」の相違はなにか。

答 「2037 プラスチック製造業」はフェノール（石炭酸）、ユリア（尿素）、メラミン等を原料として、中間製品のプラスチック樹脂（粉末、粒状、液体）を製造する事業所をいい、「中分類22-プラスチック製品製造業」はプラスチック樹脂を原材料として成形加工を行い、主として最終製品を製造する事業所をいいます。

なお、プラスチック樹脂に充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤等の配合、混和を行ってプラスチック成形材料を製造する事業所は「2251 プラスチック成形材料製造業」に分類します。

中分類21 - 石油製品・石灰製品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭、豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所が分類されます。

また、石油コークス、膨潤炭など他に分類されない石油製品、石炭製品を製造する事業所も本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

(ア) 自ら掘採した天然ガス（LNG）から天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は大分類D-鉱業（0721）に分類されます。

(イ) 販売に附隨して液化石油ガス（LPG）の充てんを行う事業所は大分類I-卸売・小売業、飲食店（5132, 5931）に分類されます。

(ウ) 他に事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行うものは、大分類L-サービス業（8699）に分類されます。

(エ) 一般の需要に応じて導管によりガスを供給する事業所は大分類G-電気・ガス・熱供給業・水道業（3611）に分類されます。

[カンどころ・Q&A]

- | |
|----------------------------|
| 2121 潤滑油製造業（石油精製によらないもの）及び |
| 2122 グリース製造業（石油精製によらないもの） |

- ・ 購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して潤滑油又はグリースを製造している事業所は、「2121 潤滑油製造業」又は「2122 グリース製造業」に分類されます。
- ・ 石油精製により潤滑油及びグリースを製造している事業所は「2111 石油精製業」に分類されますので、原材料及び製造工程に注意して下さい。
- ・ 潤滑油とグリースの大きな相違点
　潤滑油……………状態は液状の油
　　グリース……… “ 半固体又は固体のもの
- ・ グリースの別名………車軸油（グリース状のもの）・耐熱用のグリース、再生品のグリース等

2151 舗装材料製造業

- ・主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物を製造している事業所が分類されます。
 - アスファルトを製造する事業所→「2111 石油精製業」
 - コールタールを製造する事業所→「2131 コークス製造業」
- ・舗装用でも下記のものは各々に分類されます。
 - 舗装用れんが（普通れんが）→「253211 普通れんが」
 - 〃 タイル（陶磁器製）→「254619 その他のタイル」
 - 舗装に用いる碎石→「258111 碎石」
 - 石タイル→「258311 石工品」
- ・舗装工事業者が、自らの工事作業用に使用するために舗装材料を製造している場合は製造業とはなりません。

2199 その他の石油製品・石炭製品製造業

- ・廃油から石油の再生品（潤滑油及びグリースを除く）を製造している事業所も含みます。廃油再生品の主な製品としては重油（A・B・C重油）などがあります。
- ・石油精製過程から出た石油コークスや石油ピッチは「219919 その他の石油製品・石炭製品」に、回収されたいおうは「219911 回收回いおう」に分類されます。

中分類22-プラスチック製品製造業（別掲を除く）

[分類項目の範囲]

この中分類には、プラスチック（樹脂）を用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（又は成形器）により成形された押出成形品、射出成型品などの成形製品を製造する事業所が分類されます。また、同製品に切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工などの加工を行う事業所も分類されます。さらに、プラスチック（樹脂）を用いて成形のために配合、混和（充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等の混和）を行う事業所及び再生プラスチックを製造する事業所も本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、加工方法別、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

プラスチックを成形したのちビス、ネジ等の接続機器を組み込むなどの加工を行う事業所は本分類に含まれますが、同時成形加工を行うことにより歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は、それぞれの中分類に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. プラスチック板・棒・管・継手異形押出製品の製造(221) 2. プラスチックフィルム・シート床材・合成皮革の製造(222)	1. 化粧ぱり合板の製造(1622) 2. プラスチック加工紙の製造(1831) 上塗りした織物の製造(1497) 合成皮革製靴の製造(2322) 合成皮革製かばんの製造(2461) 合成皮革製袋物の製造(247)
3. 工業用プラスチック製品の製造(223) 電話機きょう体、テレビキャビネット、扇風機の羽根、自動車のバンパー、カメラボディ	3. プラスチック製機械部品等の製造 歯車の製造(2975) 軸受の製造(2994) 抵抗器、コンデンサの製造(3084) 光ファイバーケーブル索線の製造(2742)
4. 発泡・強化プラスチック製品の製造(224)	4. ポリウレタンフォーム製寝具の製造(1591) ポリウレタンフォーム製マットレスの製造(1713) プラスチック製家具の製造(1799)

[カンどころ・Q & A]

「中分類22-プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲とは

プラスチック系製品で他の中分類に分類されるもののうち主なものは次のとおりです。

- ・プラスチック製家具……「179919 他に分類されない家具・装備品」
- ・プラスチック（樹脂）…「2037 プラスチック製造業」のそれぞれ
- ・合成樹脂系接着剤………「209412 セルロース系接着剤、プラスチック系接着剤」
- ・プラスチック製履物・同附属品…「2322 プラスチック製履物・同附属品製造業」のそれぞれ
- ・プラスチック製かばん…「246121 プラスチック製かばん」
- ・プラスチック製袋物……「247111 袋物」
- ・プラスチック製歯車（動力伝導用）…「297512 歯車（プラスチック製を含む）」
- ・" (時計用) ……「327121 時計の部分品」
- ・" (がん具用) ……「343131 娯楽用具・がん具の部分品・附属品」
- ・プラスチック製計量器…「321 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業」のそれぞれ
- ・プラスチック製がん具…「343 がん具・運動用具製造業」のそれぞれ
- ・プラスチック製装身具…「345 装身具・装飾品・ボタン・同関連製品製造業（貴金属・宝石製を除く）」のそれぞれ
- ・プラスチック製皿表……「347212 皿表」

プラスチック製品製造業とプラスチック製品加工業との違い

- ・プラスチック製品製造業とは………

プラスチック（樹脂）を原材料として、各種の成形機によって成形された製品及び加工品までを一貫して製造する事業所。

主なプラスチックの成型法

射出成形………注射器で原料を注射するように、溶かしたプラスチックを金型の中に射出す方法。

押出成形………「ひき肉機」でひき肉を作るのと同じような方法で、加熱して溶けた原料を一定の形状に連続して成形する方法。

中空成形………加熱して押し出されてきたやわらかいチューブ状のものを金型にはさみ、上部から空気を送りふくらます方法。

インフレーション成形…押出成形されたチューブがまだ溶けているうちに空気を吹き込んでふくらませ、薄い膜をつくる方法。

カレンタ-加工……溶かしたプラスチックを何本ものロールの間に通して、だんだんに圧延してシートにする方法。

圧縮成形………たい焼きと同じ原理で金型の中に原料（主に熱硬化性樹脂）を入れ、加熱、加圧する方法。

真空成形………プラスチックシートを加熱して、やわらかくなったところで金型内の空気を抜いて、大気圧で金型に押しつけて形づくる方法。

・プラスチック製品加工業とは………

成形機を持たないで、購入又は支給されたプラスチック成形品に加工（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等）を施し、加工品（二次製品）を製造する事業所。

プラスチック製品加工業は、原則として、各々の小分類（3桁）の末尾に設定されており、下記の5細分類があります。

「2215 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業」

「2225 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業」

「2232 工業用プラスチック製品加工業」

「2245 発泡・強化プラスチック製品加工業」

「2298 他に分類されないプラスチック製品加工業」

したがって、購入又は支給されたプラスチック成形品の小分類に着目して分類の適用を行います。

「2231 工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）」における工業用の範囲

射出、圧縮等の成形加工により、工業用（主に「中分類29—一般機械器具製造業」から「中分類33—武器製造業」までをいう）のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいいます。

また、プラスチックを成形したのちにビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所も含まれます。

ただし、同時成形加工を行うことによって機械的、電気的機能を有する歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所や、成形後に接続器具だけでなく各種部分品まで組み付けて機械器具部品（半製品）を製造している事業所は本分類に含まれません。各々の機械器具部品（半製品）に分類されます。

ビニール袋、ポリ袋の分類

プラスチックフィルムから一貫して製造する場合は「222111 軟質プラスチックフィルム」に、また、プラスチックフィルムを購入して製袋を行う場合は「222511 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品」に分類します。

プラスチックフィルムに印刷をしてから製袋を行う事業所、あるいは製袋を行ってから印刷を行っている事業所はプラスチック製品製造業（加工業）に分類されますが、ビニール袋やポリ袋を購入又は支給されて印刷のみを行う事業所は「193114 紙以外のものに対する特殊印刷物」（貨加工は193194）に分類します。

ビニール合羽、ビニールレインコートの分類

縫製をしているものは、「1511 成人男子・少年服製造業」「1512 成人女子・少女服製造業」「1513 乳幼児服製造業」に、また、高周波ミシン加工によるものは「2225 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業」に分類します。

中分類23-ゴム製品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたタイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴムベルト、更生タイヤ、再生ゴムなどを製造する事業所が分類されます。なお、プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

ゴム引布からゴム引布製品を製造する場合

(ア) 自己の事業所において製造したゴム引布から製品を製造する場合は本分類に含まれます。(2391)

(イ) 購入したゴム引布から製品を製造する場合は衣服・縫製品(15)かばん(2461)袋物(2471)ハンドバック(2472)に分類されます。

古タイヤから更生タイヤを製造する事業所は本分類に含まれますが、タイヤの修理を行う事業所は大分類L-サービス業(7414)に分類されます。

[カンドコロ・Q&A]

問 1 ウエットスーツはどこに分類されるか。

答 「239919 その他のゴム製品」に分類します。

2399 他に分類されないゴム製品製造業

- ・ゴム製の自動車用エアーパックを製造する事業所は「349913 人体安全保護具、救命器具」に分類します。
- ・ポリウレタンフォームを製造する事業所は「224111 軟質プラスチック発泡製品(半硬質性を含む)」に分類します。
- ・糸ゴム入りの繊維製品
組ひも→「148411 組ひも」 織物→「148511 細幅織物」
- ・合成ゴムを製造する事業所は「203811 合成ゴム(合成ラテックスを含む)」に分類します。

中分類24-なめし革・同製品・毛皮製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、なめし革及び毛皮の製造、なめし革製品、再生革製品を製造する事業所が分類されます。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

なめし革製及び毛皮製衣服を製造する事業所は、中分類15-衣服・その他の繊維製品製造業(1569, 1541)に、運動用具及びがん具を製造する事業所は中分類34-その他の製造業(343)に分類されます。

[カンどころ・Q&A]

問1 皮の脱脂、塩漬けを行っている場合、「2411 なめし革製造業」に分類してよいか。

答 皮をなめす以前の塩蔵原皮は「349919 他に分類されないその他の製品」に分類します。

問2 靴は甲と底で材質の違うものが多いが、どのような基準で分類すればよいか。

答 下表のように、甲と底の材質の優先順位から分類の基準をもうけています

甲 底	革	フ・ラスチック (合成皮革を含む)	ゴム	布
革	革靴	革靴	革靴	革靴
フ・ラスチック (合成皮革を含む)	革靴	フ・ラスチック 製靴	フ・ラスチック 製靴	フ・ラスチック 製靴
ゴム	革靴	フ・ラスチック 製靴	ゴム靴	ゴム靴
布	革靴	フ・ラスチック 製靴	ゴム靴	布靴

問3 袋物やハンドバッグの半製品(縫製のみ等)はどこに分類されるか。

答 「2471 袋物製造業」、「2472 ハンドバッグ製造業」に分類されるのは完成品を製造している場合で材料のいかんを問いませんが、半製品については材料別におのおの分類されます。

繊維製 → 「156919 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品」

フ・ラスチック製 → 「229819 他に分類されないフ・ラスチック製品の加工品」

ゴム製 → 「239919 その他のゴム製品」

革製 → 「249919 その他のなめし革製品」

中分類25-窯業・土石製品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、研磨材、骨材、石こう製品などを製造する事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

建設現場でコンクリート製品を製造し、一貫して建設工事まで行っている事業所は大分類E-建設業に分類されます。

主として石材の切り出しを行う事業所は大分類D-鉱業に分類されます。

碑石、墓石を売買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は大分類I-卸売・小売業、飲食店に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. ガラス・同製品の製造(251) 光学ガラス素地、電球用ガラスバルブ、強化ガラスの製造	1. 光学レンズの製造(3254) 眼鏡レンズの製造(3261) 白熱電球の製造(3031) 光ファイバーケーブルの製造(2742)
2. 人造宝石の製造(2593)	2. 人造宝石装身具の製造(3451)
3. 鋳型の製造(2598)	3. 金型の製造(2996) 木型の製造(3495)

[カンどころ・Q&A]

2511 板ガラス製造業

この分類に格付される事業所は、珪砂、ソーダ灰、石灰石等の原料から一貫して普通板ガラス、変り板ガラス、合わせガラス等を製造する場合のみです。

- ・「251111 普通板ガラス」
- ・「251112 変り板ガラス」
- ・「251113 磨き板ガラス」
- ・「251119 その他の板ガラス」
(一貫製造によるもの)
- ・自工場で原料から一貫製造した板ガラスを用いて製造した合わせガラス、強化ガラス等は「251119 その他の板ガラス（一貫製造によるもの）」に含まれます。
- ・購入した板ガラスを加工して製造した合わせガラス、強化ガラス等は「2512 板ガラス加工業」の各製品に分類されます。
- ・購入した板ガラスを産業使用者向けに切断・研磨等を行った製造品は「2519 19 その他のガラス、同製品」に分類されます。

2514 ガラス製容器製造業

輸送用及び分配用の飲料用、食料用等のガラス製容器を製造する事業所がこの分類に含まれます。

ただし、医療用の薬瓶を製造する事業所は「2515 理化学用・医療用ガラス器具製造業」に、食卓用及び厨房用のコップ、皿、しょう油差し、ポール、花瓶等を製造する事業所は「2516 卓上用・厨房用ガラス器具製造業」に分類されます。

2515 理化学用・医療用ガラス器具製造業

理化学用、医療用に用いられるフラスコ、ビーカー、試験管等のガラス器具を製造する事業所がこの分類に含まれますが、理化学用・医療用ガラス器具のうち、目盛り付きの精密なものを主として製造する事業所は「中分類32-精密機械器具製造業」に分類されます。

2522 生コンクリート製造業

- ・土木・建築工事のために、工事現場にミキサーを設置して生コンクリートの製造を行う事業所は「大分類E-建設業」に分類されます。
- ・生コンクリートに在庫はありません。

2523 コンクリート製品製造業

コンクリート製品には砂以外に砂利等の骨材が含まれており、骨材を含んでいないセメント製品を製造する事業所は「2529 その他のセメント製品製造業」に分類されます。

「型」の材質別、用途別による分類のしかた

- ・靴型…「1692 靴型等製造業」
- ・木型…「3495 工業用模型製造業」
- ・金型…「2996 金型・同部分品・附属品製造業」
- ・鋳型…「2598 鋳型製造業（中子を含む）」
- ・砂型（=鋳型）…「2598 鋳型製造業（中子を含む）」
- ・シェルモールド…「2598 鋳型製造業（中子を含む）」
- ・工業用模型…「3495 工業用模型製造業」

中分類26-鉄鋼業

[分類項目の範囲]

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として設備、製造工程別に分類されています。

[分類適用上の注意]

鉄スクラップ加工処理業（2693）は、他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所が分類されます。

鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所は大分類I-卸売・小売業、飲食店（5142）に分類されます。また、委託を受けて鉄くずの破碎のみを行っている事業所は大分類レーサービス業（8699）に分類されます。

[カンどころ・Q & A]

原材料（支給品）が鋼材又は線材の場合の「2611XX」はありえない

鋼材を購入して加工を行っているにもかかわらず、品目番号を「2611XX」と記入しているケースが乙事業所でよく見かけられます。

穴あけ、旋盤、切断、組立、溶接、研磨等の加工が施された製品は、「中分類28-金属製品製造業」、「中分類29-一般機械器具製造業」、「中分類31-輸送用機械器具製造業」のいずれかに分類されることが多く、鉄鋼業における加工行為としては、下記の2形態が主なものとしてあげられます。

- 打撃加圧変形加工…「2664 鍛工品製造業」
- 切断のみ…「2692 鉄鋼シャースリット業」

作業工程は製品か否かの道しるべ

前項の説明のように、鉄でつくられているから「鉄鋼業」に分類されるという訳ではありません。

一般的には

原材料	作業工程	製造品
レ 鋼材	切断→曲げ→組立→溶接→出荷	284111 鉄骨
レ 鋼材	切断→プレス→出荷	285211 打抜・フレス切替部分品
レ 鋼板	切断→曲げ→溶接→出荷	284319 その他の製造板金製品

と分類できますが、上記と同じ作業工程でも、原材料が钢管、棒鋼の場合や作業工程で旋盤、穴あけ（ショット）などにより「中分類29-一般機械器具製造業」や「中分類31-輸送用機械器具製造業」の製品である場合もあり、事業所が記入した製造品名も重要な決め手になります。（逆に製造品名が具体的であっても作業工程から、製品といえないケースもあるので注意してください。）

特殊格付について

特殊格付に該当する細分類業種一覧	
特殊格付産業	特殊格付の要因
2611 高炉による製鉄業	主として高炉により炭鉱を製造し、炭鉱から鋼塊を製造し、さらに鋼塊から形鋼、棒鋼、板材、厚板、薄板、型鋼、钢管などの鋼材を製造する事業所
2631 転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉・単独電気炉を含む）	主として転炉・電気炉により鋼塊を製造し、又は、その鋼塊から形鋼、棒鋼、板材、厚板、薄板、型鋼、钢管などの鋼材を製造する事業所
2641 熱間圧延業（钢管、伸鉄を除く）	主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、板材、厚板、薄板、型鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所
2642 冷間圧延業（钢管、伸鉄を除く）	主として他から受け入れた薄板、型鋼などから冷間圧延により冷延钢管、冷延型鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所
2643 冷間ロール成型形鋼製造業	主として他から受け入れた広幅巻鋼、巻鋼から絞り形鋼などを製造する事業所
2644 鋼管製造業	主として他から受け入れた管材、広幅巻鋼、巻鋼などから絞り無管、電気鋼管、鍛接钢管などを製造する事業所
2645 伸鉄業	主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品、ミスロール、丸くすなどから熱間又は冷間圧延により薄板、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所
2646 磨棒鋼製造業	主として他から受け入れた薄板から冷間引抜などにより、磨棒鋼を製造する事業所
2647 引抜钢管製造業	主として他から受け入れた钢管（中古管を含む）から引抜钢管を製造する事業所
2648 伸鉄業	主として他から受け入れた板材、ハーベインコイルから拉引きにより鉄線、硬鋼線、ビアンノ線などを製造する事業所、さらに、その線から板材製品を製造する事業所
2649 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所

特殊格付（＝特格）は、製造工程、機械設備などに着目して行う産業格付方法であり、産業構造の実体を適正に把握するために行われています。

特殊格付を行う産業については、昭和60年調査の際に見直しが行われ、「中分類26-鉄鋼業」だけに限られました。

また、設備に着目している点から、小規模の事業所では製造されない（製造に伴う設備を所有していない）という実勢もふまえ、従業者規模10人以上の事業所を対象に行われています（10人未満の事業所は特殊格付の対象から除外）。

<特殊格付審査内容（個別関連）>

①新規特格、特格移動の事業所

特格関連品目について、原材料・設備・工程を確認した上で、産業番号（産業細分類=4桁）及び品目番号（=6桁）の決定または修正を行います。

特殊格付にする場合 → 産業番号を「50レコード」で修正

普通格付にする場合 → 品目番号を「20レコード」で修正

②特格解除の事業所

前年あった特格関連品目について、当年は製造されていないこと、あるいは他の製造品に変わっていることを確認した上で、産業番号、品目番号の決定又は修正を行います。

特殊格付にする場合 → 品目番号を特格関連品目に修正した上で、産業番号を「50レコード」で修正

- ③特格関連品目が、「当年・前年あり」で品目番号が一致しているの場合
出荷額のウェイトの変化に注意して下さい。産業番号の修正（特格解除、
特格移動）の可能性があります。
- ④特格関連品目が、「当年・前年あり」で品目番号が不一致の場合
新しい特格関連品目については確認が必要です。品目番号の修正（前年
と同じ番号）の可能性があります。
出荷額のウェイトの変化にともない、産業番号の修正（特格解除、特格
移動）の可能性があります。
- ⑤特格関連品目が、「当年あり・前年なし」の場合及び特格関連品目のある新
規事業所の場合
特格関連品目の確認が必要です。品目番号の修正（前年と同じ番号）の
可能性があります。
産業番号の確認、修正を行って下さい。
- ⑥特格関連品目が、「当年なし・前年あり」の場合
当年の品目番号の確認が必要です。品目番号の修正（前年と同じ番号）
の可能性があります。
産業番号の確認、修正を行って下さい。
- ⑦前年特殊格付の事業所が、当年従業者10人未満になった場合（規模下がり）
特格関連品目を該当する移動品目番号へ修正します。
規模下がりになった事業所については特殊格付を行いませんので、特格
解除を行い普通格付の事業所に修正します。

<データ確定時に確認すべきこと>

- ①特殊格付における産業分類について事業所数の確認を行う
一定の規模、設備が無いと格付されない分類のため、前年の当該分類の
事業所数との確認が必要。
2611、2631、2641、2642、2643、2644、
2645、2646、2647、2648、2649
- ②2611に格付された事業所については、全ての事業所の全データを確認
2611に該当する事業所は、高炉を所有している事業所であり（現
在16事業所）、新聞等で発表される以外には変動はないと思われる。
特に乙事業所で「269311 鉄スクラップ加工処理品」に分類されるべ
きものが、原材料である「261168 鉄くず」と記入したまま審査時に
放置したために「2611」の格付となってしまうケースが多く見受けられる。
速報時、確報時の最後の修正に向けては、事業所数とともに内容も確
認が必要。

特殊格付の方法・例示についての詳細は、「工業統計調査産業分類説明書」
p208～を参照して下さい。

中分類27-非鉄金属製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類されます。電線、ケーブルを製造する事業所及び核燃料を製造する事業所も本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として製造工程別に配列し、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

精錬所は、独立精錬所も鉱山附隨精錬所も本分類に含まれます。

非鉄金属のプレス製品及び粉末や金製品の製造は（285）に分類されます。

[カンどころ・Q&A]

「中分類26-鉄鋼業」と同様に、原材料、作業工程に注意

非鉄金属を原材料として加工を行っている製造品についても「271 非鉄金属第1次製錬・精製業」や「272 非鉄金属第2次製錬・精製業」に分類されることは考えられません。

穴あけ、旋盤、切断、溶接、研磨等の加工が施された製品は、「中分類28-金属製品製造業」に多く分類されます。

切断、穴あけ、研削に対応する分類が非鉄金属製造業には無いため、最終製品を確認の上で製品でない場合は「275 非鉄金属素形材製造業」とし、例えば鋳物製造に伴う

製品の状態でない場合において非鉄金属製造業に該当する例としては、

- ・圧延、押出し…「273 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」
- ・鋳物製造（加工）…「2751 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）」
- 「2752 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びタ・イカストを除く）」
- ・ダイカスト鋳物…「2753 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業」
- 「2754 非鉄金属タ・イカスト製造業（アルミニウム・同合金タ・イカストを除く）」
- ・鍛造…「2755 非鉄金属鍛造品製造業」

があります。

電線と記入があるけれど、「中分類27-非鉄金属製造業」？「中分類30-電気機械器具製造業」？…先端と用途に注意

電線は素材で分類することから、銅、アルミニウムなどの非鉄金属が素材の場合は「274 電線・ケーブル製造業」に分類されますが、その電線に端子などの取付を行った場合は「中分類30-電気機械器具製造業」に分類されます。

その際の決め手となるのは用途であり、電力用なら「3014 配線器具・配線附属品製造業」、電子機器用なら「3089 その他の電子部品製造業」に分類します。そのため事業所への問い合わせも必要となります。

なお、銅裸線の製造は「274112」に分類しますが、それをビニル等でコーティングした場合は「274113 銅被覆線」に分類します。

中分類28-金属製品製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類されます。

- ① ブリキ缶及びその他のめっき板などの製品の製造
- ② 刃物、手道具、一般金物の製造
- ③ 電熱器を除く加熱・暖房装置の製造
- ④ 建設用・建築用金属製品の製造
- ⑤ プレス製品、粉末や金製品の製造
- ⑥ 金属線製品の製造
- ⑦ 金属塗装、めっき、熱処理などの業
- ⑧ その他の金属製品の製造

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

くぎの製造は、次のように分類されます。

線材-伸線機-鉄線-製釘機-くぎ→一貫メーカー (2648) (非鉄金属の場合 2731)

鉄線(非鉄金属線)-伸線機-製釘機-くぎ→くぎメーカー (2871)

含まれる業種	除かれる業種
1. 洋食器の製造(2821) 2. 機械刃物の製造(2822) 3. のこ刃の製造(2826) 4. 農業用器具の製造(2827) 5. 配管工事用附属品(継手、ノズル等)の製造(2831)	1. 黄金属製洋食器の製造(3411) 2. 切削工具の製造(2944) 3. のこ盤の製造(2962) 4. 農業用機械の製造(2921) 5. バルブ・コックの製造(2992)

[カンドコロ・Q&A]

問1 「273312 アルミ形材」の製造工程と、アルミ形材から「284211 アルミサッシ」までの製造工程を教えてほしい。

答 ・アルミ形材の製造工程

地金溶解 → インゴット → 切断 → 加熱 → 押出機 → 矯正
→ 表面処理(アルマイド加工) → 切断 → 热処理 → 出荷

・アルミ形材からアルミサッシまでの製造工程
アルミ形材 → 切断 → きりかけ(縦横が合うように切断)
→ ピスども、ひき手、クレセントをセット → 出荷

問2 仮設住宅は「284217 鉄骨系プレハブ住宅」に分類されるか。

答 行政上の認定を受ける必要のない仮設住宅(プレハブの勉強部屋、工事現場の事務所等)は「284219 その他の建築用金属製品」に分類します。

問 3 機械器具部品に貴金属めっきをしている事業所はどこに分類されるか

答 金・銀等をめっきする貴金属めっきは、めっきする側の材質に着目し、宝石附属品でなくても「341291 宝石附属品、同材料加工品、同細工品（貨加工）」に分類します。

問 4 溫風・温水暖房機の部品を製造している事業所はどこに分類されるか

答 「2833 溫風・温水暖房機製造業」には部分品の分類番号がありませんので、同じ3桁（産業小分類）内の最後の4桁分類（産業細分類）の「283919 その他の暖房・調理装置部分品」に分類します。

- 問 5 ①. 「2833 溫風・温水暖房装置製造業」における機器の熱源はガスと石油に限定されるか。
②. (7)温風暖房機（熱交換式のもの）、(イ)温水ボイラ、(ウ)放熱器、(エ)ユニットヒータとはどのようなものか。

答 ①. 热源は電気を除き、ガス、石油、温水（蒸気を含む）に限定されます。

②. (7). 温風暖房機（熱交換式のもの）

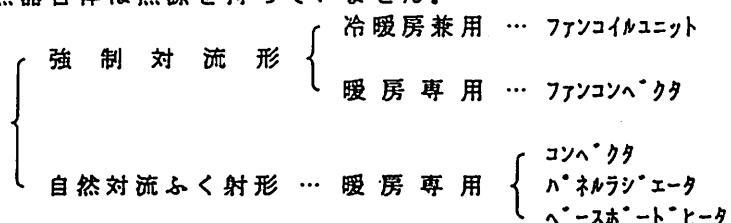
「J I S - A 4003」及び「J I S - B 8416」に該当し、热源は石油又はガスを用い、内部の热交換器で空気を暖め、温風を吹き出す暖房機をいいます。

(イ). 温水ボイラ

「J I S - S 3024 給湯器」と「J I S - S 3021 温水ボイラ」の2つが含まれます。温水ボイラの方が給湯器に比べ貯湯量が多く、又、機種も異なります。両者とも食器洗浄等に供する湯を目的としていますので、飲料用には向かないと思われます。

(ウ). 放熱器

ボイラの温水を通すことによって室内を暖める器具をいい、高熱器自体は热源を持っていません。



(エ). ユニットヒータ

ボイラの温水を通すことによって室内の空気を暖める器具で、放熱器が大型で強制対流形のもの。又、冷暖房兼用のものもあります。用途は主にビルの暖房（又は冷暖房）に使用されます。

中分類29—一般機械器具製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、一般機械器具を製造する事業所が分類されます。

機械の中に組み込まれているか、又は容易に取り外すことができるような原動機で動かされる機械類は、民生用電気機械器具を除いて本分類に含まれます。

動力付手持工具、可搬式工作機械を製造する事業所は本分類に含まれます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として機械の性能、用途別に分類されています。

[分類適用上の注意]

含まれる業種	除かれる業種
<ul style="list-style-type: none">1. ポイラの製造 (2911)2. はん用内燃機関の製造 農業用機械、建設機械、産業機械、運搬車両等のエンジン3. 農業用機械の製造 (2921)4. 高所作業車（荷台のないもの）(2931)5. パワーショベルの製造 (2931)6. ガス溶接機の製造 (2942)7. バイト、カッタ、ドリルなど機械工具の製造 (2944)8. 工業用ミシンの製造 (2955)9. 半導体製造装置の製造 (2967)	<ul style="list-style-type: none">1. 温水ボイラの製造 (2833)2. 自動車用エンジンの製造 (3113) 船用エンジンの製造 (3145) 航空機用エンジンの製造 (3152)3. 農業用器具の製造 (2827)4. 高所作業車（荷台のあるもの）(3111)5. ショベルトラックの製造 (3191)6. 電気溶接機の製造 (3015)7. 超硬チップの製造 (2853)8. 高周波ミシンの製造 (3069)9. 設計用装置の製造 (3051) 半導体分析装置の製造 (3217) 半導体検査装置の製造 (3071)

[カンどころ・Q&A]

金属工作機械、金属加工機械と記入があってもチョット待って

従業者規模の小さい事業所で、原材料が「鋼材等」で、作業工程が各種の機械加工の工程のみ（組立工程なし）であるのに、完成品 [2941xxまたは2942xx] の製造品番号（または販売番号）が記入されている場合が多いので注意して下さい。部分品は2943xxとなります。

過去に照会した例では、「これらの機械を利用して部品（例えば自動車部品等）を製造している。」との回答が多く、設備調査と勘違いしている事業所があると思われます。

出荷台数と、出荷金額の関係（=単価）でみて、極端に高い又は安い場合には、所有の設備台数及びその機械であげた売り上げ金額が記入されている可能性があるので、照会の上、修正をして下さい。

産業用ロボットと各種の特殊産業用機械は間違えやすい

品目名が「各種省力化（自動化）機械」であるのに、産業用ロボット [2998xx] や、一般産業用機械 [297xxx] の品目番号となっていることが多いので注意して下さい。これらは特殊産業用機械 [296xxx] となります。

また、見た目はロボットと同様のアームを有するものでも、その動作が各種の製造工程に特化している場合（シリコンウェハの搬送機械 [297429]、電気式の溶接ロボット [3015xx] 等）は、各々の機械となります。

逆に、スライド式のアームの先端部にセンサーを有し、各種の電子部品等を判断しながら基板実装を行うような機械は、人間の手を摸したようなアームではなくても産業用ロボット（知能ロボット）になります。

半導体製造装置と検査装置の相違点は

半導体関連の機械・装置で、かなりの記入ミスが見受けられました。下記の基準により分類するようお願いします。

- 半導体搬送装置（製造機能のないもの）→「297422 コンベヤ」「297429 その他の荷役運搬設備」
- 半導体洗浄装置（超音波洗浄を除く）→「296711 半導体製造装置」
- 半導体検査装置（通電検査装置）→「307112 電気測定器」
- 半導体検査装置（光学式検査装置）→「321711 光分析装置」

なお、上記のような単体製品でなく、製造工程、検査工程全て一式で出荷しており、分割出来ない場合は、半導体製造装置として扱います。

OA機器関連とひと口にいっても種々雑多

「OA機器関連」として、「298119 その他の事務用機械器具」と記入されるケースが増えています。近年では、OAといつても様々な機械があるため注意が必要です。

- 「2981 事務用機械器具製造業」に該当しないOA関連製品を例示すると、
- コンピュータ全般 → 「3051 電子計算機・同附属装置製造業」の各々
 - ・プログラム言語を使用できる電子手帳 → 「305112 デジタル形電子計算機本体」
 - ・パソコン用プリンタ → 「305114 入出力装置」
 - ※近年では、ワープロ等の事務機用プリンタは、かなり生産が減少しています。
また、個人ユーザーを狙ったワープロとプリンタが一体となった製品のプリンタ部分は、「298121 事務用機械器具の部分品・取付具・附属品」となります。
 - ・電子計算機と通信回線を介してデータの入出力が出来るPOS（販売時点情報管理）システム式レジスター、ATM（現金自動預け払い機）、CD（現金自動支払機）、電子手帳等の装置 → 「305115 端末装置」
 - ファクシミリ → 「304121 ファクシミリ」
 - 手動式事務用機器（紙の裁断機等） → 「3449 他に分類されない事務用品製造業」の各々
 - 娯楽用途の電子手帳（似顔絵電子手帳等） → 「343113 電子応用がん具」
また、OA用デスク、キャビネット等の家具類に該当するものが、当分類番号で記入されている例もありました。

金型は原材料や用途に注意

金型は、塑性加工に使用される金属製の型のみ該当します。下記の製品が金型の番号(299611～299619)で記入されている場合が多いので、原材料等に注意して下さい。

- 金属製型枠（塑性に用いない流し込み成型用の枠）→「284319 その他の製缶板金製品」
 - 抜型（ジグソーパズル、縫製用布等の型抜用刃物）→「282219 その他の機械刃物」
 - 木型 → 「349511 工業用模型（木型を含む）」
 - 製鉄・製鋼用鋳型 → 「296521 鋳型、鋳型定盤（製鉄、製鋼用に限る）」
 - 砂型・鋳型（中子を含む） → 「259811 鋳型（中子を含む）」
- また、プラスチック、ゴム等の成型品を出荷しているのに、金型の番号がふらされている事業所も見受けられますので、原材料、作業工程に注意して下さい。

「2993 パイプ加工・パイプ附属品加工業」のパイプ加工品は機械用に限る

「テント用パイプ」「ハンガー用パイプ」等が当分類番号になっている場合があるので注意して下さい。

- 家具用パイプ → 「289919 他に分類されない金属製品」
- 配管用パイプ（金属製） → 「283111 金属製管継手」

「297823 化学装置用タンク」は構造物がほとんど

化学装置用タンクは、基本的に以下に分類される製品のみであり、他のタンクは製缶板金製品（板金製タンク【284312】、高圧容器（ポンベ）【284313】等）に分類されます。

- 浮き屋根式タンク（高揮発性液体用で、屋根が固定せず液表面に密着して浮き屋根が設けられ、液の増減に応じて昇降する仕組みのもの。蒸発損失が極めて少ないのが特徴）
- 固定式タンク（常温では気体となるようなガスを低温で液化状態にして保存するもの、高揮発性以外の石油製品、その他化学薬品を保存する構造物的なもの）
- 球形タンク（LPGガス、都市ガス、化学製品用で、全体が球形をしたタンクで常圧で気体となるようなガスを加圧して液化状態にし、またはガスのまま貯蔵するもの）

中分類30-電気機械器具製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が」分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として製品の機能、種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は中分類27-非鉄金属製造業(2741)に分類されます。

モータ直結又は取付式機械を製造する事業所は中分類29-一般機械器具製造業のそれに分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
<ul style="list-style-type: none">1. 電力用変圧器の製造(3012)2. 配線器具・附属品の製造(3014)3. 電気溶接機の製造(3015)4. 内燃機関電装品の製造(3016)5. 民生用電気機械器具(家電)の製造(3021)6. 生の磁気テープ・ディスクの製造(3093)7. 電気特性を利用した医療用検査機器の製造(3073)	<ul style="list-style-type: none">1. がん具用変圧器の製造(3431)2. 陶磁器製絶縁材料の製造(2544) ガラス製絶縁材料の製造(2519)3. 溶接棒の製造(2879)4. 自動車部分品の製造(2879)5. 営業用洗濯機の製造(2989) パッケージ型エアコンの製造(2983) 温風暖房機の製造(2833)6. 録音済みの記録物の製造(3496)7. 物理的な医療機械器具の製造(3231)

[カンどころ・Q&A]

問1 ソフトウェアの量産事業所は製造業か。

答 コンピュータ用ソフトやゲーム用ソフト等の情報を記録した物を製造する事業所は製造業に該当し、「3496 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」に分類されます。

なお、生の磁気テープ及び磁気ディスク(光ディスクを含む)は「3093 磁気テープ・磁気ディスク製造業」に分類します。

ソフトウェアの開発のみを行う事業所は、「大分類L-サービス業」に分類します。

問 2 セラミック製の I C パッケージはどこに分類されるか。

答 焼結し放しのセラミック製 I C パッケージは「254419 その他の電気用陶磁器」に分類しますが、組立加工したもの又は配線したもの及び金属部分等が組み込まれたものは「309919 他に分類されない電気機械器具」に分類します。

なお、集積回路として完成品の場合は「308311 半導体集積回路」～「308319 その他の集積回路」の各々に分類されます。

問 3 電子計算機に使われる「ワイヤハーネス」はどこに分類されるか。

答 自動車用、航空機用の内燃機関を使うワイヤハーネスは「301621 内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品」に分類し、内燃機関以外に使うものはそれぞれの産業細分類の部分品に分類します。したがって、電子計算機用に使われるものは「305121 電子計算機・同附属装置の部分品・取付具・附属品」に分類されます。

これ以外に使用されるものとして自動販売機用は「298929 その他のサービス用・民生用機械器具の部分品・取付具・附属品」に、電気音響機械用は「304422 電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品」にそれぞれ分類します。

問 4 コードを購入し、コネクタを製造して端末加工（電話用）したものはどこに分類されるか。

答 コードにコネクタを付けたものは、各々の部分品に分類します。この場合は電話機の部分品として「308919 その他の電子部品」に分類します。

なお、配線用コネクタ（電気の引込口から末端の使用器具までの電気の通路に使用する接続器）は「301413 接続器」に分類します。

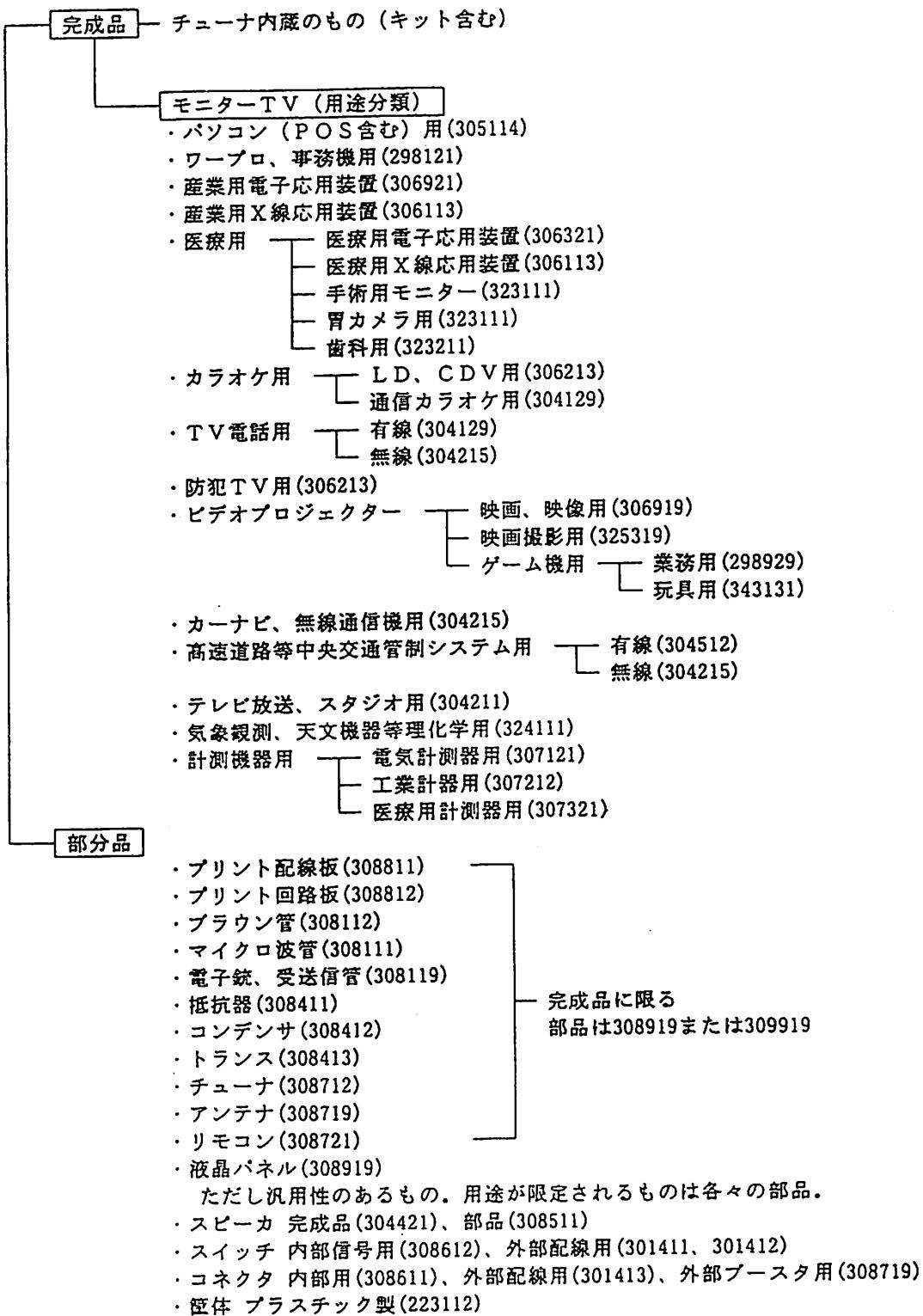
問 5 モニタテレビはどこに分類されるか。

答 それぞれの部分品として、各々の該当産業に分類します。

例えば、防犯用のモニタテレビは「306213 ビデオ機器の部分品・取付具・附属品」に分類します。

詳しくは次ページの図を参照して下さい。

<テレビの分類について>



中分類31 - 輸送機械器具製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

含まれる業種	除かれる業種
1. 自動車の製造(3111) 2. 自動車部分品の製造(3113) 3. 船舶の製造・修理(314) 4. 飛行船、気球の製造(3151) 5. 航空機の部分品の製造(3159)	1. 自動車の再生業(7715) 2. 自動車車体打ち抜き加工(285) 3. 船体塗装(下請け)(1081) 船舶の部分品製造(種類によりおののに分類する) 4. アドバルーンの製造(3492) 5. 航空機用計器の製造(3215, 3219)

[カンどころ・Q & A]

- 問 1 ①. 「311319 その他の自動車部品(二輪自動車部品を含む)」の内容例示にある「座席(完全品に限る)」とはなにか。
②. 「311314 自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品」～「311319 その他の自動車部品(二輪自動車部品を含む)」までのとらえ方は。

答 ①. 座席として自動車に取り付けられる状態までになっているもの。
②. 自動車の部分品として「3113 自動車部分品・附属品製造業」の産業細分類が起きていますが、全ての自動車の部分品がここに該当する訳ではなく、(ア). 製品としてあるいは、(イ). 製法、工程に着目して分類番号が特掲されているものは除きます。

品目分類は自動車を構成している部分別に「311314 自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品」～「311317 シャシー部品、車体部品」、特掲品目として「311318 カークーラ」、それ以外のものは「311319 その他の自動車部品(二輪自動車部品を含む)」に区分されています。

なお、(ア)、(イ)に該当するものとしては

(ア) → 電装品、バッテリー、ピストンリング、ガスケット、オイルシール、ホース、タイヤ、バネ、窓ガラス、計器類、カーステレオ、シートベルト、エアバックなど。

(イ) → プレス製品(機械仕上げをしないもの)、プラスチック製品など。

問 2 ①. カークーラの部品は「311318 カークーラ」か、それとも「3113
19 その他の自動車部品」か。
②. 自動車部品の半製品の考え方は。

答 ①. 他の中分類に特掲されている部品（プラスチック製品など）を除いたものは「311319 その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）」に分類します。
②. 自動車部品の半製品は、他の中分類で製品として品目が特掲されている場合及び製法として品目が特掲されている場合を除いたものが「3113 自動車部分品・附属品製造業」に分類されます。
また、部品の半製品は、たとえばカークーラの半製品（パイプとコイルを切断あるいは曲げてナット等で組み付けたもの）は「311319 その他の自動車部品（二輪自動車部品を含む）」に分類します。

問 3 シャシーを購入し、車体を架装し、完成車にした場合は「3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）」ではないのか。

答 日本標準産業分類における「3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）」の範囲は、「主として各種自動車（二輪自動車を含む）の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。」となっており、購入又は支給されたシャシーに車体を組み付けて完成車にしている事業所は「3112 自動車車体・附隨車製造業」分類されます。

問 4 自動車部品を購入し、電気めっき加工を行う場合、中分類28-金属製品製造業か、それとも中分類31-輸送用機械器具製造業か。

答 購入品に電気めっきを行う事業所は、その部品の該当する産業に格付けされますので、この場合は、中分類31-輸送用機械器具製造業に分類されます。

問 5 機関ではない船体の部品はどこに入れるか。

答 船体の部品については、各産業のそれぞれに分類することになっております。したがって、マスト（木製）ならば「169919 その他の木・竹・とう・きりゅう等製品」（塗装を含む）に、船舶用家具ならば「171119 その他の木製家具（漆塗りを除く）」か、「171219 その他の金属製家具」のいずれかに分類することになります。

詳細については、「工業統計調査用産業分類（平成6年3月）」、「工業統計調査用産業分類説明書（平成7年3月）」、「工業統計調査用五十音索引表（平成6年3月）」等を参照してください。

中分類32-精密機械器具製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、光学機械器具及びレンズ、眼鏡、時計などを製造する事業所が分類されます。

[分類体系]

小分類以下の項目については、原則として製品の機能、種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は中分類25-窯業・土石製品製造業に分類されます。

含まれる業種	除かれる業種
1. 圧力計・流量計等の製造(321) 2. 測量機械器具の製造(3221) 3. 医療用内視鏡の製造(3231) 4. 眼鏡の製造(3261)	1. 工業計器の製造(3072) 2. 無線応用航法装置の製造(3042) 3. 医療用検査機器の製造(3073) 4. 眼鏡店(個人の注文により調整するもの)(5971)

[カンドコロ・Q&A]

問 1 医師からの指示によらない義歯が対象というはどういうことか。

答 歯科医師又は歯科技工士が業として特定人(患者個人用)に対する歯科医療の用に供するものの加工を行う事業所は、「8861 歯科技工所」に分類され、工業統計調査の対象にはなりませんが、医師の指示によらない不特定多数向けの規格品(歯科材料)などを製造する事業所は「3235 歯科材料製造業」に分類されます。

問 2 三角定規、T定規は中分類「32-精密機械器具製造業」か、又は「34-その他の製造業」か。

答 製図、図案用に使用する目盛りのついていないものは「344913 図案・製図用具」に、目盛りのついているものは「321111 一般長さ計」のそれぞれに分類します。

問 3 電子複写機の露光用レンズは光学レンズに分類してよいか。

答 電子複写機の露光用レンズのみの場合は、カメラ用レンズなどと同質の「325413 光学レンズ」に分類します。ただし、レンズにその他部品を付加したものは「298121 事務用機械器具の部分品・取付具・附属品」に分類します。

問 4 望遠鏡、顕微鏡、カメラ、時計など、がん具と本物の基準をどのように考えたらよいか。又、がん具の場合、それぞれどこに分類するか。

- 答 ①. 望遠鏡は「対物レンズ（接眼レンズは含まない）を2枚以上有するもの」です。
- ②. 顕微鏡は「対物レンズ（接眼レンズは含まない）を2枚以上有し、筒長80ミリ以上で顕微鏡用スライドガラス、カバーガラスを使用するもの」です。
- ③. カメラは「撮影レンズ（接眼レンズは含まない）を2枚以上有するもの」です。
- ④. 時計は「24時間以上作動するもので、ゼンマイ式、電動式、電子式のもの」です。
- したがって、上記以外のものは「がん具」となります。
- ただし、使い捨てカメラは、レンズ付きのフィルムであるととらえ、「209511 写真フィルム（乾板を含む）」に分類します。

中分類34-その他の製造業

[分類項目の範囲]

この中分類には、他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類されます。

主な製品は、貴金属製品、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、漆器など、材料が複数にわたるもの、製品の機能が他の中分類に属するものとは異なるものなどが分類されています。

[分類体系]

小分類以下の項目については、製品の種類別に分類されています。

[分類適用上の注意]

含まれる業種	除かれる業種
1. 運動用具の製造(3434)	1. 運動用衣服の製造(1515, 1529) 靴の製造(1552, 2321, 2322, 2441) スポーツ用革手袋の製造(2451)
2. 鉛筆の製造(3443)	2. 鉛筆軸板の製造(1619)
3. 墨汁、朱肉の製造(3449)	3. 筆記用インキの製造(2099)
4. 漆器の製造(3461)	4. 漆製でない家具の製造(1711)
5. 情報記録物の製造(3496)	5. 新聞・出版・印刷(19)

[カンドコロ・Q & A]

3411 貴金属製品製造業（宝石加工を含む）

この分類に格付されるのは、貴金属製、貴金属めっき製、宝石型、象牙型及び亀甲型の装身具、装飾品、置物等の完成品を製造する事業所。

- ・座金、針金、宝石軸受け等の部分品・附属品、宝石の切断・研磨、真珠の彩色・穿孔・研磨、真珠連等の中間製品を製造する事業所は、「3412 宝石附属品、同材料加工、同細工業」に分類します。
- ・七宝製品を製造する事業所は「2592 七宝製品製造業」に分類します。
- ・人造真珠、人造水晶等の人造宝石及び模造宝石を製造する事業所は「2593 人造宝石製造業」に分類します。
- ・人造真珠、人造水晶等の人造宝石製及び模造宝石製の装身具、装飾品、置物等を製造する事業所は「3451 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）」に分類します。
- ・貴金属製時計側を製造する事業所は「3272 時計側製造業」に分類します。

3412 宝石附属品、同材料加工、同細工業

この分類に格付される事業所は、ダイヤモンド、その他の宝石の切断・研磨、真珠の彩色・穿孔、装身具・装飾品用の貴金属製の部分品・附属品及び貴金属製の機械器具部品を製造する事業所。

- ・貴金属地金・箔（圧延によるもの）を製造する事業所は、「中分類27-非鉄金属製造業」に分類されます。ただし、貴金属製の打箔は、「289915 金属はく（打はく）」に分類します。

3431 娯楽用具・がん具製造業

この分類に格付される事業所は、室内娯楽用具及びがん具を製造する事業所です。ただし、パチンコ台、スロットマシン等の業務用（サービス業）のものを製造する事業所は、「2989 その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」に分類します。

- ・パチンコ台→「298912 娯楽機器」
- ・電動式マージャン台→「298912 娯楽機器」
- ・業務用テレビゲーム機→「298912 娯楽機器」
- ・家庭用テレビゲーム機→「343113 電子応用がん具（集積回路（IC）を使用しているがん具）」
- ・家庭用テレビゲーム機のソフト→「349615 ゲーム用カセット」

3477 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）

貴金属製以外のライター、喫煙用パイプ、キセル等の喫煙用具の完成品を製造する事業所がここに分類されます。部分品又は附属品を製造する事業所は材質ごとに各々の産業に分類されます。

ライターの部分品は

- | |
|--|
| プラスチック製→「229719 他に分類されないプラスチック製品」又は
「229819 他に分類されないプラスチック製品の加工品（彫、接着、巻、蓋めつき、ハーフ加工等）」 |
| 打抜・プレス製→「285219 その他の打抜・プレス金属製品」 |
| その他の金属製→「289919 他に分類されない金属製品」 |
| 貴金属・宝石製→「341211 宝石附属品、同材料加工、同細工品」
(めつきを含む) |

編集後記

橋本内閣の行政改革の中の金融政策により、「金融ビッグバン」という事態が生じ、金融業界にとてつもない影響をもたらした。中でも、「山一證券の自主廃業」の記事は、大きな反響をよび、つい最近の雑誌等では、「大倒産時代」とまで表現されている。だが、時勢に流されることなく、希望を持ちつづけることが必要である、と私は考える。

先行きの見えないときこそ私の本領が発揮できる好機と、〆切間際にどたばたと最後の追い込みに、大学の研究室で編集を続けている。

チャンスの春をこの手でとの思いで、この冊子を世に送る

編集担当者

東大阪中小企業の経営実態

執筆者 産業社会学実習参加者・大西ゼミ生
発行日 平成10年3月31日
発行所 関西大学産業社会学実習室
発行者 大 西 正 曹
